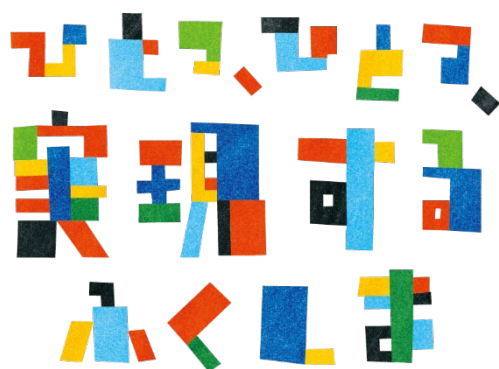


ふくしまの復興・創生に向けた
提案・要望



令和5年6月8日

福島県

東日本大震災と原子力災害から12年余りが経過しました。

県内では、6町村に設定された特定復興再生拠点区域が、一部を除き全て解除されたほか、JR只見線が11年振りに全線での運転再開を果たし、県産品には国内外から高い評価が寄せられるなど、当県は着実に復興の歩みを進めております。

また、エネルギー安全保障が世界的な問題となる中、国において原子力政策の議論がなされておりますが、福島における過酷な原発事故の現状と教訓を踏まえ、住民の安全・安心を最優先に丁寧に進めることが、福島の復興への信頼においても重要となります。当県といたしましては、今後も「原子力に依存しない、安全・安心で持続的に発展可能な社会づくり」を基本理念に掲げ、全力で復興に向けた挑戦を続けてまいります。

一方で、今もなお多くの県民が避難生活を続けておられるほか、避難地域の復興・再生、廃炉と汚染水・処理水対策、風評と風化の問題に加え、復興のステージが進むにつれて顕在化する新たな課題への対応など、当県はいまだ多くの困難を抱えており、福島の復興は長く厳しい戦いが続きます。

こうした中、今月2日に改正福島復興再生特別措置法が成立し、拠点区域外に「特定帰還居住区域」が新たに設けられましたことは、帰還困難区域全体の避難指示解除に向けた大切な一歩になるものであります。

こうした流れをより確かなものとするためにも、当県の総合計画や福島復興再生計画に掲げる取組をしっかりと形にするとともに、誰もが笑顔と誇りで満ちあふれた「復興の地ふくしま」の実現に向け、第2期復興・創生期間後も切れ目なく、安心感を持って復興を進めるための十分な財源の確保や進捗状況に応じたきめ細かな対応が不可欠であります。

国におかれましては、福島復興再生特別措置法に掲げる責務を果たすとの強い決意の下、県や市町村の声を真摯に受け止め、最後まで責任を持ち、総力を挙げて福島の復興と地方創生の推進に取り組んでいただきますよう、次のとおり要望いたします。

令和5年6月8日

福島県知事 内堀雅雄

目 次

<最重点要望項目>

<全般的事項>

- I ALPS 処理水の処分に係る責任ある対応 1

- II 第 2 期復興・創生期間以降における復興の更なる加速化 3

<個別事項>

- III 避難地域・浜通りの復興・再生 7

- IV 福島イノベーション・コースト構想の推進、新産業の創出
. 19

- V 原子力発電所事故への対応 35

- VI 風評払拭・風化防止対策の強化 44

- VII 県民の健康と安全・安心を守る取組 49

- VIII 産業再生、インフラ整備 57

- IX デジタル田園都市国家構想の推進、カーボンニュートラルの実現、
安全・安心な県土づくりの推進 67

＜重点要望項目＞

I	全般的事項	7 1
II	避難解除等区域等	9 2
III	生活環境	9 3
IV	保健・医療・福祉	1 0 5
V	商工労働・観光交流	1 1 9
VI	農林水産業	1 2 4
VII	県土整備	1 4 2
VIII	教育	1 6 3

<全般的事項>

I ALPS 処理水の処分に係る責任ある対応

【内閣官房、内閣府、消費者庁、復興庁、総務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、水産庁、経済産業省、資源エネルギー庁、国土交通省、観光庁、環境省、原子力規制委員会、原子力規制庁】

ALPS 処理水の取扱いについては、行動計画に基づき情報発信等の取組が進められているところであるが、いまだ新たな風評が生じることへの懸念など、様々な意見が示されている。

ALPS 処理水の問題は、福島県だけではなく、日本全体の問題であることから、国が前面に立って、関係省庁がしっかりと連携し、行動計画に基づき政府一丸となって以下の措置を講じること。

(1) 理解醸成と万全な風評対策

ALPS 処理水について、国内外の理解醸成に向け、トリチウムに関する科学的な性質や、国内外におけるトリチウムの処分状況、環境モニタリング結果など、正確で分かりやすい情報発信を継続的に行うとともに、IAEA等の国際機関と連携し、第三者による監視と透明性の確保に努め、科学的な事実に基づく情報を積極的に発信するなど、基本方針や行動計画の中で自らが示した取組を更に徹底すること。

加えて、新たな風評を発生させないよう、農林水産業や観光業を始めとした県内の幅広い業種に対する、万全な風評対策に責任を持って取り組むこと。

特に、水産業については、漁業関係者が風評の発生を強く懸念していることから、復興の取組が妨げられることのないよう、必要な対策の強化に取り組むこと。

また、対策の実施状況や効果を確認しながら、支援内容の見直しや必要な追加対策を機動的に講じること。

さらに、そうした対策を講じても風評被害が発生する場合には、東京電力に対し迅速かつ確実な賠償を行うよう指導するなど、国が最後まで責任を持って対応すること。

(2) 浄化処理の確実な実施

タンクに保管されている水の浄化処理について、処理過程の透明性を確保した上で、確実に実施するとともに、地元関係者等の立ち会いによる環境モニタリングの実施など、客観性、透明性及び信頼性の高い安全対策を講じること。

(3) 汚染水発生量の更なる低減

処理水の元となる汚染水発生量の更なる低減が重要であることから、中長期ロードマップに基づく目標達成はもとより、更なる低減に向けて、様々な知見や手法を活用し、原子炉建屋等への地下水や雨水等の抜本的な流入抑制対策に取り組むこと。

(4) 処理技術の継続的な検討

国においてトリチウムの分離技術を研究開発する機関を明確に位置付け、引き続き、新たな技術動向の調査や研究開発を推進し、実用化できる処理技術が確認された場合には、速やかにその活用を図るなど柔軟に対応すること。

Ⅱ 第2期復興・創生期間以降における復興の更なる加速化

1 復興に向けた総合的な施策の推進

【内閣官房、内閣府、警察庁、復興庁、総務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省】

当県の原子力災害からの復興・再生は、被災者の生活再建、商工業や農林水産業の再開など産業・生業の再生、医療・福祉・教育環境の整備・充実、治安対策の強化、インフラ整備などの避難地域の復興・再生や、除染の推進、廃炉と汚染水・処理水対策、風評払拭・風化防止対策、福島イノベーション・コースト構想の推進、再生可能エネルギー先駆けの地及び福島新エネ社会構想の実現、新たな産業の創出、企業立地の促進などの産業の自律的発展に向けた基盤づくり等、多岐にわたっており、今後も中長期にわたってあらゆる挑戦を粘り強く続けていかなければならない。

こうした中、当県の更なる復興・再生に向けては、その要である福島復興再生特別措置法や、同法に基づく福島復興再生基本方針及び福島復興再生計画における取組等を推進していくことが不可欠であり、各地域によって復興の進捗が大きく異なるなど、当県特有の深刻化・複雑化する課題等に対して、現場の実情に応じてきめ細かに対応し、福島12市町村の将来像提言や福島県総合計画等で示された目指すべき将来の姿の実現を図る必要がある。

このため、まずは、第2期復興・創生期間において、財源フレーム決定後に新たに生じた課題や多様なニーズに的確に対応するとともに、既存の事業執行に支障が生じないように、「『第2期復興・創生期間』以降における東日本大震災からの復興の基本方針」に基づき、必要に応じて財源フレームの見直しを行うこと。

さらに、第2期復興・創生期間後においても、切れ目なく安心感を持って中長期的に復興を進めることができるよう、十分な財源と枠組み、復興を支える制度をしっかりと確保すること。

また、いまだ諸外国における当県産農林水産物等の輸入規制措置が続いているなど、原子力災害による影響は県内全域に及んでいる。風評払拭・風化防止対策や、避難者に対する支援、事業・生業の再生など、福島の復興・創生に向けた取組に当たっては、当県の特殊事情を踏まえ、県内全域にわたり一体的・中長期的に推進すること。

あわせて、当県は、東日本大震災以降も福島県沖地震を始めとした度重なる災害からの復旧・復興に懸命に取り組んでいる最中であり、長期化する原油価格・物価高騰などの社会情勢の影響もあることから、復興・創生が遅滞することがないように、引き続き人的・財政的な十分な支援を行うこと。

2 交付税、基金、交付金等に係る財源措置、地方一般財源総額の確保等

【内閣府、こども家庭庁、復興庁、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省】

(1) 震災復興特別交付税措置の継続

令和6年度以降においても復旧・復興事業が終了するまでの期間、復興の進捗により生じる新たな課題への対応を含む復旧・復興事業等について、通常収支とは別枠で整理し、直轄・補助事業に係る地方負担分、補助対象とならない地方単独事業の負担分、さらには、地方税等の減収分に対して、引き続き、震災復興特別交付税により確実に措置すること。

(2) 福島再生加速化交付金の予算確保等

地域により復興のステージが異なる中、全ての被災地域が原子力災害からの復興を成し遂げるため、福島の復興加速を目的とする生活環境向上等対策（帰還・移住等環境整備交付金）、長期避難者の生活拠点整備（コミュニティ復活交付金）、子育て世帯の帰還・定住支援（こども元気復活交付金）等を推進する福島再生加速化交付金について、長期的かつ十分な予算を確保すること。

特に、帰還・移住等環境整備交付金については、移住希望者のニーズに応じた効果的な支援を行うため、移住・定住促進事業を継続するとともに、面整備事業と一体的に施工すべき道路事業の対象要件の緩和など、運用の弾力化を図ること。

あわせて、住民帰還や移住等の復興の進捗に伴って生じる新たな課題等に対して適時的確に対応できるよう、柔軟で使いやすい制度とすること。

(3) 被災者支援総合交付金の予算確保等

避難生活の長期化や復興公営住宅等への移転後のコミュニティ形成、被災者の心身や子どもの体力の回復など、各地域の被災者を取り巻く課題に適切に対応するため、見守り・相談、交流機会の提供、心のケア、子どもの健康支援等の様々な施策により、被災者の生活再建のステージに応じた切れ目のない支援を継続していく必要があることから、被災者支援総合交付金については、被災者の実情を踏まえた柔軟な運用を行うとともに、長期かつ十分な予算を確保すること。

(4) 地方の安定的な財政運営に係る財源の確保

福島県沖地震や昨年8月大雨災害等の自然災害からの早期復旧を始め、原油価格・物価高騰対策、新型コロナウイルス感染症対策など、広範かつ膨大な財政需要への対応が求められる中、復興・再生を着実に進めるには、安定的な財政基盤が重要であることから、「経済財政運営と改革の基本方針2021（骨太方針2021）」等に基づき、地方一般財源総額について、令和5年度の水準を下回らないよう確実に確保し充実させること。

3 復興に向けた人員確保

【内閣府、復興庁、総務省、文部科学省、文化庁、厚生労働省、
農林水産省、経済産業省、国土交通省】

当県は、原子力災害の持つ特殊性により長期にわたる人員確保が不可欠であることから、国においては、全国知事会、全国市長会、全国町村会等と連携を図りながら県や避難地域12市町村を始めとする市町村の人員確保に対する支援を充実させるとともに、国や独立行政法人から中長期的な職員派遣等を行うこと。

また、派遣職員の受入れ経費や震災対応のために職員の採用を行った場合の人件費等の経費については、原子力災害の極めて深刻かつ特殊な被害と影響への対応が長期にわたらざるを得ないことを十分に踏まえ、復旧・復興事業が終了するまでの期間、引き続き全額を震災復興特別交付税等により確実に措置すること。

<個別事項>

Ⅲ 避難地域・浜通りの復興・再生

4 避難地域の復興実現

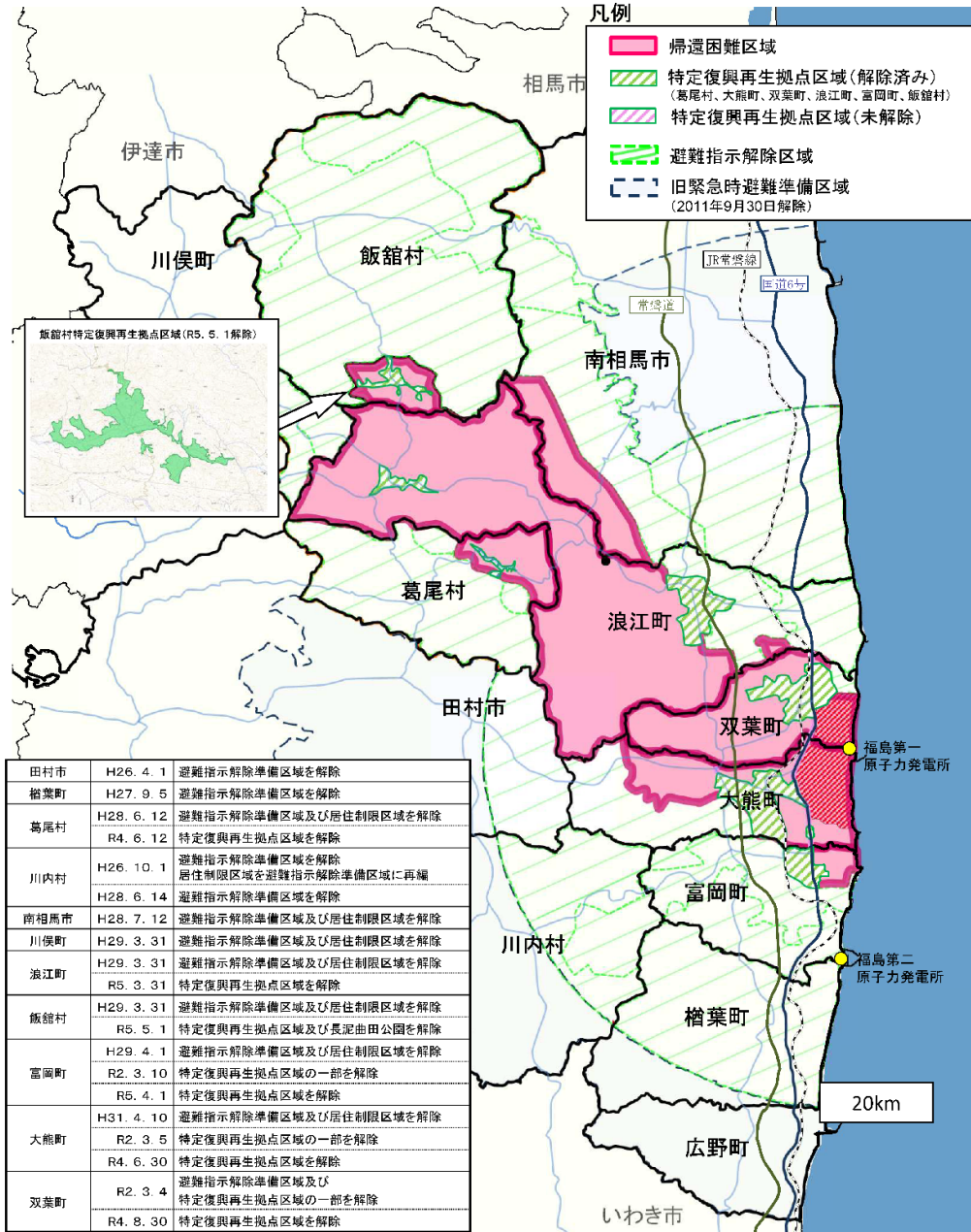
【内閣府、こども家庭庁、復興庁、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省】

避難地域の復興においては、帰還困難区域の再生のほか、避難指示が解除された地域の医療・介護・福祉、子育て、教育、交通、買い物、商業施設の運営支援、防犯、荒廃抑制、鳥獣被害対策、情報通信等の生活環境整備や、物流機能の回復、産業・生業の再生、新産業の創出、移住・定住の促進や交流人口・関係人口の拡大、魅力あるまちづくり、地域コミュニティの再生等を更に進めていく必要がある。

また、いまだ避難指示区域が存在している自治体があるほか、避難指示が解除され、日々復興に取り組んでいる自治体においても、ステージに応じた新たな課題に直面しているなど、自治体ごとに復興の進捗が大きく異なっており、それぞれの実情を踏まえた対応が求められている。

このため、原子力災害における国の責務として、中長期的な財源を確実に確保し、被災自治体への人的支援を継続するとともに、様々な機会において地元の意見を丁寧に聞きながら、新たな課題にしっかりと対応し、12市町村の将来像の具現化に向けた中長期的な取組を支援すること。

避難指示区域の概念図



5 帰還困難区域の復興・再生

【内閣府、復興庁、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省】

特定復興再生拠点区域について、避難指示解除後も引き続き、特定復興再生拠点区域復興再生計画に基づく拠点づくりを確実に進めるために必要な予算を十分に確保するとともに、それぞれの地域の実情に応じた拠点区域の整備に取り組むことができるように支援すること。

また、福島復興再生特別措置法の改正により創設された特定帰還居住区域について、避難が長期化したことによる住民の個別の事情や地元自治体の意向を十分考慮するとともに、早期の避難指示解除に向け、除染等の必要な予算を十分に確保し、帰還意向のある全ての住民が一日も早く帰還できるよう責任を持って取り組むこと。

さらに、帰還意向のない住民の土地・家屋等の扱いや避難指示の長期化に伴い経年劣化が進んでいる道路・河川等の施設更新等の課題について、引き続き、地元自治体と真摯に協議を重ね、その意向を十分に踏まえながら、帰還困難区域全てを避難指示解除し、復興・再生に最後まで責任を持って取り組むこと。

6 避難地域等の事業・生業の再生

【内閣府、復興庁、農林水産省、経済産業省、中小企業庁】

(1) 被災事業者等の支援

避難地域12市町村における商工業や農林水産業等の事業・生業の再建に向けては、公益社団法人福島相双復興推進機構（福島相双復興官民合同チームの中核組織）が事業者の個別訪問等を通じて、課題に合わせた活動支援を強化しているところであり、引き続き、国が主体的に関与し、同機構に対する継続的な支援を確実に実施すること。

あわせて、原子力災害被災事業者事業再開等支援事業及び原子力災害被災地域創業等支援事業について、中長期的に継続するとともに、十分な予算を確保すること。

特に、特定復興再生拠点区域等における事業再開や創業を促進するため、地域の実情を踏まえた支援策の強化・拡充を行うこと。

(2) 中小企業組合等共同施設等災害復旧事業の継続

中小企業組合等共同施設等災害復旧事業（いわゆるグループ補助金）について、避難地域12市町村においては、避難指示区域の見直しに伴い現地に帰還して復旧に着手する事業者が見込まれることから、令和6年度以降も事業を継続するとともに、十分な予算を確保すること。

(3) 復興特区税制の延長

東日本大震災と原発事故により著しい被害を受けた浜通り地域等においては、いまだ帰還困難区域が存在するなど、地域によって復興のステージが異なる状況であり、事業・生業の再建に向けて、事業者の帰還や新たな事業者の呼び込みが引き続き必要である。

こうした中、雇用機会の創出や設備投資の促進に寄与する復興特区税制について、今年度末が適用期限となっているところであるが、当県の復興を加速するためには、地域の実情に応じた中長期的な産業集積が必要であることから、当該税制の期間を延長すること。

7 避難地域の営農再開に向けた支援

【復興庁、農林水産省】

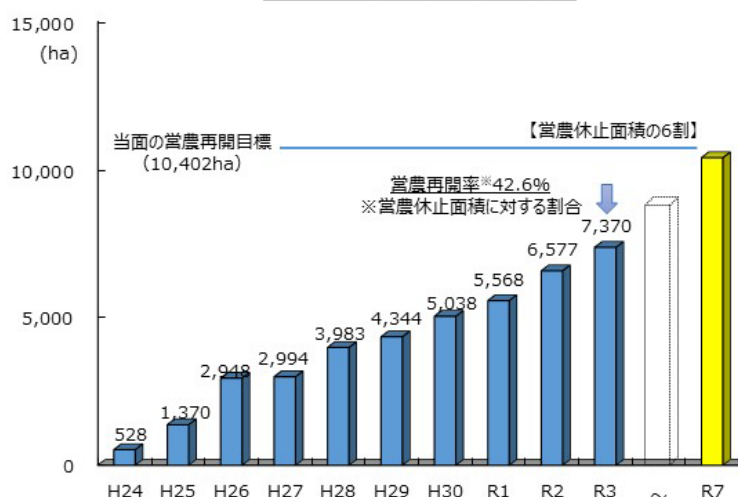
東日本大震災から12年が経過し、避難指示解除が早かった地域を中心に営農再開が着実に進みつつある一方、避難指示が解除されて間もない地域では営農再開が十分に進んでおらず、帰還困難区域では特定復興再生拠点区域の農地で保全管理を開始した段階にあるなど、それぞれの地域で営農再開の状況が大きく異なる。

避難地域の営農再開を滞りなく進めるには、地域の実情を踏まえた継続的な取組が不可欠であることから、被災地域農業復興総合支援事業を始めとした営農再開関連事業について、令和6年度以降も継続し、十分な予算を確保すること。

特に、福島県営農再開支援事業については、基金の残高が不足する状況であることから、事業実施に必要な額を確実に積み増すこと。

また、「市町村を越えた広域的な高付加価値産地構想」を実現し、営農再開を加速するため、福島県高付加価値産地展開支援事業の実施に当たっては、引き続き、避難地域で農業法人の参入促進に取り組むとともに、十分な予算を確保し、県・市町村・関係機関と一体となって産地形成を支援すること。

避難地域の営農再開目標



8 避難地域等の鳥獣被害対策の推進

【復興庁、農林水産省、環境省】

(1) 生活環境整備に向けた鳥獣被害対策の推進

避難地域1・2市町村におけるイノシシ等の鳥獣被害を防止するため、福島生活環境整備・帰還再生加速事業について、県や市町村が円滑に対策を実施できるよう、現場の状況を踏まえた運用や必要な予算の確保を行うとともに、県内全域の課題解決に向け、地域の実情に応じた十分な支援を行うこと。

また、帰還困難区域においては、生息状況調査を踏まえ、国における捕獲目標を明確化した上で、最大限の捕獲に取り組むこと。

(2) 農作物被害防止のための取組への支援

深刻・広域化する野生鳥獣による農作物被害を防止するため、侵入防止柵の整備や捕獲活動の強化などの取組に必要な予算を確保するとともに、鳥獣被害防止総合対策交付金については、農作物の栽培期間に適切な対策が実施できるよう柔軟な運用を行うこと。

また、住民が主体となった集落ぐるみの総合的な対策をコーディネートできる専門的な人材の確保や育成に必要な予算の確保など、十分な支援を行うこと。

9 避難地域等における医療提供体制の再構築

【復興庁、厚生労働省】

避難地域等の医療提供体制については、避難指示が解除等された各市町村において、少なくとも1施設の診療所が開設・再開したほか、救急医療を担う「ふたば医療センター附属病院」が開院したが、いまだ十分な医療の確保がされている状況にはない。

帰還した住民が安心して保健・医療、介護・福祉サービスを受け、さらに専門医療や在宅医療（医療・介護の連携）等の幅広い医療ニーズにも対応するためには、引き続き、医療施設等の復旧や医療従事者等の確保等、中長期的な医療提供体制の再構築に向けた取組が必要である。

これらの取組は、原発事故を由来とする特殊事情を原因としたものであることから、第2期復興・創生期間以降も国において以下の措置を行うこと。

(1) 避難地域等の医療提供体制の再構築に向けた財源の措置

避難地域で再開・開設した医療機関の約6割が人件費・運営費の支援を受けて稼働するなど厳しい状況の中で診察を継続しているが、経営環境の急速な改善は困難な見通しであるほか、専門医療（人工透析や特定の診療科等）の確保も困難な状況である。

また、特定復興再生拠点区域の避難指示が解除されるなど復興が着実に前進する中、避難地域における医療提供体制の整備が不可欠であるほか、帰還困難区域での医療機関等の再開・開設に必要な施設・設備整備費への支援等に加え、新たなニーズも想定される。

さらに、避難地域においては、医療提供体制が不十分であることから、いわき市や南相馬市など浜通り一帯を生活圏にする傾向が一層強まり、近隣地域の医療機関では、避難地域からの専門医療の患者に加え、夜間初期救急の患者についても受入れを行っている。

については、避難地域等の医療提供体制の再構築に向けて、復興を力強く支える双葉地域の中核となる病院の整備や運営、近隣地域の医療機能の強化に係る支援等を含め、中長期的に取り組むために必要となる予算を安定的かつ十分に確保するとともに、地域医療再生基金の柔軟な活用を認めること。

(2) 医療従事者の安定的な確保及び県内定着促進への支援

避難地域においては、医師派遣や看護職員の住宅確保等、医療機関に対する緊急的な人材等の支援を実施することで医療提供体制を維持しているが、人材確保が困難な状況が今後劇的に好転するとは考えにくく、必要な施策を講じなければ、人材の地域偏在はより深刻化すると見込まれる。

こうした中、医師確保事業等を始めとした県内全域で実施する人材確保・地域定着策について、これまでと同規模かつ複合的に実施し、避難地域及び近隣地域へ人材を提供していく必要がある。

については、避難地域の医療提供体制を安定的なものとするため、当県が行う切れ目のない医療従事者確保対策に必要な予算を十分に確保すること。

10 避難地域等における教育環境の整備・充実

【内閣府、こども家庭庁、復興庁、総務省、
文部科学省、厚生労働省】

(1) 避難指示解除等に伴う学校再開への支援

東日本大震災・原子力発電所事故から12年が経過した今もなお、双葉町の小中学校が、いまだ避難先での学校運営を余儀なくされており、地元での学校再開に向け、中長期的な支援が必要である。

また、開校に至った市町村においても、住民の帰還が十分に進まない中、教育活動の更なる充実に腐心している。いずれの市町村でも、児童生徒の安心・安全や、ふるさとに根ざした魅力ある学校教育は、将来を担う子どもたちはもとより、住民の帰還促進や、魅力ある地域の創造に不可欠である。

当県では「福島県学校再開支援チーム」を設置し、きめ細かな支援を行っているところであるが、国においても避難地域12市町村に対するハード面・ソフト面への力強い支援を、引き続き行うこと。

- ① 子どもたちが通いたい、また、保護者が通わせたいと思えるような、魅力ある持続可能な学校づくりを実現させるとともに、避難地域12市町村における地域の特色を活かした魅力的な教育プログラムを開発するための経費について、引き続き予算を確保すること。
- ② 帰還・再開後の通園・通学のためのスクールバスについて、市町村の需要に応じて、十分な予算を確保すること。
- ③ 令和6年度中に双葉地区での学校再開を予定している県立特別支援学校について、現在、いわき市で教育活動を行っているサテライト校への支援を継続するとともに、双葉地区への帰還のため、原子力発電所事故により新築せざるを得ない学校整備に当たっては、新校舎への移転に伴う備品の整備・搬入等や仮設校舎で不要となる備品処分に関する費用を始め、被災地域の実情に応じて必要な支援を行うこと。

(2) ふたば未来学園中学校・高等学校への支援

当県の教育復興のシンボルである「ふたば未来学園」について、生徒が引き続き安心して学ぶことができるよう、寄宿舎の運営など、生徒の教育・生活環境整備への支援を継続すること。

また、生徒たちが高い志や目的意識を持つなど、教育上の成果もでてきていることから、福島ならではの教育を軌道に乗せることができるよう、外部講師の招聘や連携中学校との交流、グローバル探究や大学と連携した先進的なカリキュラム開発など魅力ある教育活動への支援を継続すること。

(3) 継続的な教職員の加配措置

いまだ多くの児童生徒が県内外で避難生活を送っていることに加え、帰還しての学校再開、不登校児童生徒の増加など、震災・原子力発電所事故に起因する課題が継続している。

心のケアや学習指導等のきめ細かな教育支援など、魅力ある教育環境づくりが必要であるため、教職員の加配を継続すること。

(4) 教育相談体制の充実

避難生活の長期化等により不登校の児童生徒が増加するなど、生徒指導上の問題が多様化・深刻化していることから、「緊急スクールカウンセラー等活用事業」を継続するとともに、教員のカウンセリング技能の向上を図る取組や心のサポートに資する学習支援に対する予算を引き続き確保すること。

(5) 特別な支援が必要な児童生徒への支援の継続

復興途上の当県では、特に心のケアや学習支援が求められていることから、現在、地方財政措置されている特別支援教育支援員の十分な配置ができるよう、予算の確保・拡充を図ること。

11 避難地域等の復興に向けたインフラ整備に対する支援 【内閣府、復興庁、経済産業省、国土交通省、環境省】

(1) 避難地域等の復興に向けた道路整備のための予算確保

住民帰還の加速や産業再生を支えるため、「小名浜道路」を始めとした「ふくしま復興再生道路」等について、避難地域等の復興はいまだ途上であり、今後も継続して中長期的な対応が必要となることから、復興事業が完了するまで必要な予算の確保を行うこと。

(2) 常磐自動車道（仮称）小高スマートＩＣの整備促進

緊急時における住民・作業員等の避難経路確保、長期間に及ぶことが想定される福島第一原子力発電所事故の収束及び廃炉作業の進展、住民帰還に向けたインフラ復旧等の復興事業の加速化など、原子力災害に起因する諸課題を解決するとともに、避難地域の復興と帰還に向けた環境の整備を加速させる必要があることから、南相馬市小高区のスマートＩＣについて早期整備が図られるよう十分な財源措置を含め、県・市に対し支援すること。

(3) 常磐自動車道を始めとする浜通り軸の強化

東日本大震災からの復興の加速と住民帰還の促進を図るとともに、今後の大規模災害等に備えるため、常磐自動車道の「広野ＩＣ～山元ＩＣ間」のうち、４車線化として事業化された区間「広野ＩＣ～ならばＳＩＣ間」、「浪江ＩＣ～南相馬ＩＣ間の一部区間」及び「相馬ＩＣ～新地ＩＣ間」の早期完成や、残る区間について早期事業化を図ること。

また、安全で信頼性の高い災害に強い幹線道路ネットワークの確保や浜通りの復興支援・地域振興のため、国道６号の交通量の増加等に対応する４車線化などの機能強化を図るとともに、国道６号勿来バイパスの早期整備及び常磐バイパスにおける渋滞箇所の解消を図ること。

(4) 第２期復興・創生期間以降のインフラ整備の予算確保

避難指示解除に伴う帰還や復興まちづくり等に向けて、特定復興再生拠点区域間等のアクセス強化や生活に必要な道路、人家等を守るための砂防施設及び治水安全度を向上させ洪水氾濫を未然に防ぐ河川が不可欠である。

については、避難地域の復興を成し遂げるため、第２期復興・創生期間以降におけるインフラの整備・修繕に必要な予算を確保すること。

12 県が整備する復興祈念公園への全面的な財政支援

【復興庁、国土交通省】

東日本大震災による犠牲者への追悼と鎮魂を始め、震災の記憶と教訓を後世へ伝承するとともに、国内外に向けた復興に対する強い意志を発信するため、国営追悼・祈念施設と一体的に整備する復興祈念公園について、その機能を最大限に発揮するために整備する情報発信設備等も含め、令和7年度の完成に向けて全面的な財政支援を講じること。

IV 福島イノベーション・コースト構想の推進、新産業の創出

13 福島イノベーション・コースト構想の更なる推進

【内閣府、復興庁、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、資源エネルギー庁、国土交通省、観光庁、環境省】

福島イノベーション・コースト構想は、失われた浜通り地域等の産業基盤の再構築を目指すものとして、平成29年の福島復興再生特別措置法の改正で国家プロジェクトとして法定化され、福島復興再生計画にも位置付けられている。

原子力災害からの福島の復興・再生は、国の社会的責任を踏まえて進められるべきものであることに鑑み、国と共に策定した復興・創生期間後の産業発展のビジョンである「福島イノベーション・コースト構想を基軸とした産業発展の青写真」を踏まえて認定された福島復興再生計画に基づく各取組について中長期的に対応していく必要があることから、構想実現のために必要な体制や財源などについて、国が責任を持って十分に確保しながら、国全体での一層の連携強化の下、県と密接に連携し、産業集積や人材育成、交流人口拡大などの事業により一層取り組み、構想の具体化を推進すること。

加えて、「福島イノベーション・コースト構想推進分科会（復興庁、経済産業省、福島県が共同議長）」を開催し、関係自治体等の意見を踏まえて、本構想の更なる推進を図ること。

(1) 研究開発等の推進・産業集積の促進

① 廃炉・放射線分野の研究開発等の推進

廃炉・放射線分野においては、櫛葉遠隔技術開発センターや廃炉環境国際共同研究センター国際共同研究棟、大熊分析・研究センターなどを活用し、安全で着実な廃炉の実現に向けた研究開発や人材育成を推進すること。

② 廃炉関連産業の育成・集積

本構想の実現に向け、廃炉関連分野における地元企業の更なる参入を確実に進めるため、国や国の関連団体が主体的に取組を推進するとともに、公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構、公益社団法人福島相双復興推進機構及び東京電力の三者からなる福島廃炉関連産業マッチングサポート事務局の運営や、マッチング会・現地見学会の開催、地元企業の技術力向上、参画意欲を示す企業間の連携強化及び資格取得への支援等を行うために必要な予算を確保すること。

③ 福島ロボットテストフィールド（R T F）の運営等

ア R T F の運営支援

R T F の安定的な運営を図るため、自立経営が可能になるまでの当分の間の運営費の支援を行い、世界の最先端の研究開発、実証の拠点となるよう、運営法人への人的支援や必要となる高度人材の確保に取り組むこと。

イ R T F の利用促進と産業集積

ロボット認証制度及びオペレータ検定制度に必要な試験方法並びに無人航空機の安全運航管理技術の研究開発、官公庁や自治体におけるロボットの利用促進を進めるとともに、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（N E D O）による空飛ぶクルマなどの次世代モビリティに関連する研究開発事業の実施にあたり、R T F を最大限活用すること。

また、国内外の民間資金・企業を呼び込むとともに、拠点の利用が安定的に確保されるよう、産学官関係者の入居や利用の促進を図ること。特に、令和6年度以降もロボット関連イベント等をR T F で継続開催するとともに、i-C o n s t r u c t i o n やロボットを活用したインフラの維持管理を推進するため、国においても、研修会や講習会等について、R T F を積極的かつ継続的に利用すること。

さらに、R T F を活用した消防・防災訓練の利用を促すため、必要な事業を実施できるよう施設の整備や訓練の実施に係る十分な予算を確保すること。

加えて、R T F の防災訓練での利用促進について、当県では実際に消防機関等の訓練にR T F を利用しており、施設の利活用の周知に協力するとともに、R T F を有効活用し、災害対応におけるドローンその他消防ロボットの活用の促進に取り組むこと。

ウ R T Fを活用した制度整備と社会実装支援

各種ロボットに関する認証制度等の構築を進めるとともに、構築にあたって必要な試験等をR T Fで行うこと。

特に、R T Fは、ドローンのナショナルセンター化を目指し、技術基準や運用ガイドライン等の作成を進めているところであり、これらの検討への参加、業界への活用の働き掛け、制度への位置付け、必要な機能強化を検討すること。

また、全国からの利用者の試験環境を向上させるため、R T Fに試験空域を設定するなどの研究開発者向け制度整備を行うこと。

さらに、空飛ぶクルマについて、空の移動革命に向けたロードマップに基づきR T Fを試験飛行拠点として充実させるため、関連する試験設備を新たに整備するとともに、ドローン・ロボット、空飛ぶクルマの研究開発、制度整備、社会実装のためにR T Fの利用を促すこと。

特に、2025年大阪・関西万博において計画されている空飛ぶクルマの飛行は、被災地から生まれる最新技術を発信する好機であることから、飛行試験等での積極的な活用を推進すること。

④ エネルギー・環境・リサイクル関連産業の集積

浜通り地域を中心に、エネルギー・環境・リサイクルを核とした産業の集積を進め、カーボンニュートラルの実現に向けた動きを加速し、経済と環境の好循環から東日本大震災の復興につなげていくため、県内企業によるネットワーク構築から新規参入、研究開発、事業化及び販路拡大までの一体的な支援に必要な予算を確保すること。

⑤ 農林水産分野における技術開発の推進と技術の普及・導入の促進

避難地域等の農林水産業の本格的な再開を進めていくため、本構想に基づいた技術の開発、実証の継続及び社会実装のために必要な予算を十分に確保すること。

⑥ 医療関連分野の支援

浜通り地域等への医療関連産業の集積のため、新規参入の促進や研究開発支援、事業化支援、販路開拓支援など必要な事業を実施できる十分な予算を確保すること。

また、浜通り地域等の企業等が開発・製品化した医療・福祉機器等の同地域の医療機関や高齢者福祉施設等における利用を促進し、企業の販路開拓を支援する取組に対し、必要な支援を行うこと。

⑦ 航空宇宙分野の支援

浜通り地域等への更なる航空宇宙産業の育成・集積のため、航空機の技術革新や社会実装が進む次世代航空モビリティなど、新たな航空宇宙関連産業の動きに対応しつつ、引き続き、普及・啓発、認証取得、人材育成、取引拡大、マッチング支援、クラスター体制や新たな企業間連携の構築等、浜通り地域等に立地する企業の技術力の向上や競争力の強化に必要な支援を講じること。

⑧ 地域復興実用化開発等促進事業等の拡充

廃炉やロボット・ドローン、エネルギー・環境・リサイクル、農林水産業、医療関連、航空宇宙など本構想の重点分野において、地元企業等と県内企業等との連携を促進し、新規案件の発掘を行いながら持続的に新技術の実用化・事業化を進めるため、地域復興実用化開発等促進事業や重点分野等事業化促進事業について、令和6年度の新規募集分を含め、十分な予算を確保すること。

(2) 企業誘致等を通じた産業集積の加速化

東日本大震災及び原子力災害により甚大な被害を受けた浜通り地域等の復興・再生を実現するためには、企業誘致を通じた産業集積を加速化し、自立的・持続的な産業発展につなげていく必要がある。

このため、企業立地補助金の継続を始め、実用化開発や企業誘致を大胆に加速するための支援や、地元企業等と地域外企業とのマッチングの促進、実用化開発プロジェクト等の事業化促進、中小企業者への知的財産の活用に関する支援など、必要な予算を十分に確保すること。

(3) イノベーション創出促進のための環境整備

「起業・創業」する企業・個人等を強力に呼び込み、浜通り地域等をあらゆるチャレンジが可能な地域とするため、試作品開発や市場調査等を行うための助成金を始め、専門家によるビジネスプラン策定や経営アドバイス等の支援、産学官金等の関係者からなる連携体制の構築と事業化への支援など、プロジェクトの掘り起こしから事業化に至るまでの総合的な支援をするための十分な予算を確保すること。

(4) スタートアップの創出

福島県浜通り地域等をスタートアップ創出の先進地とするため、革新的な技術で地域課題の解決と地域経済を牽引するスタートアップの社会実装に至るまでの成長フェーズに応じた施策を推進するとともに、実証フィールドの整備、「スタートアップ育成5か年計画」による取組の具現化など、同地域にスタートアップや支援者等を呼び込む施策の充実を図ること。

(5) 構想を支える教育・人材育成

本構想を牽引するトップリーダーや、農林水産業、工業、商業の各専門人材を育成する、より効果的な教育プログラムの開発を推進するため、学校が企業、研究機関・地域と連携を図るためのコーディネートや各校のプログラムの進捗支援のほか、学校間連携及び成果発表の場などを設定する予算や浜通りのみならず県内一円での構想の担い手となる人材の育成に向けた予算を引き続き確保すること。

また、構想を支える人材育成には、義務教育段階からの取組も重要であることから、理数教育、放射線教育、プログラミング教育及びふるさとへの理解を深める教育等を推進するための予算を確保すること。

さらに、福島国際研究教育機構が地域に定着し長期的に発展するためには、地域人材の育成を推進する必要がある。地元の小中学校・高校等を始めとする教育機関と連携して連続的な人材育成に取り組むとともに、中期計画に基づく地域との対話による人材育成ニーズの把握等を通じて、地域における外国語教育や探求的な学びの充実など、研究開発のみにとどまらない地域の人材育成の推進に取り組むよう支援すること。

加えて、全国の大学等の復興知を活用した浜通り地域等における教育研究活動について、引き続き、各大学等の活動を支援するとともに、地元の市町村や企業等との連携、ワークショップの開催等に必要となる予算を十分に確保すること。

(6) 浜通り地域等への交流人口・消費の拡大及び生活環境の整備促進

本構想に掲げる各拠点の活用や産業集積が一層進められていくためには、交流人口拡大や移住・定住促進の取組はもちろんのこと、拠点従事者や国内外からの来訪者等に対する生活環境の整備や地域公共交通の確保が必要である。

そのため、デジタル技術の活用も視野に入れた地域が連携したプロモーションや来訪者向けの電子決済ポイント還元事業の展開、誘客コンテンツ開発・広域マーケティング支援、福島空港等を活用した国内外からの人の呼び込み、当県復興のシンボルであるJヴィレッジの利活用など、浜通り地域等への交流人口の流れを促進させ、消費拡大につなげるための取組、本構想に掲げる拠点施設へのアクセス道路等の必要なインフラ整備、拠点間を結ぶ公共交通の確保に向けた取組等に対する継続的な支援を行うとともに、自治体等の意見を踏まえながら、当県及び経済産業省でとりまとめた交流人口拡大に向けた取組を推進するアクションプランの着実な実行に向け、広域連携による取組の推進やデジタルプロモーションによる一元的な情報発信、データ活用基盤の構築など、各アクションに必要な予算の確保に取り組むこと。

また、新たな技術やビジネス創出に向けたチャレンジを行う企業・研究機関等を積極的に呼び込むため、研究者を始めとする従業員の移住・定住促進に係る予算を確保すること。

あわせて、交流・関係人口拡大のため、イノベ地域へ来訪者を呼び込む取組や国内外への情報発信の強化、情報発信拠点（東日本大震災・原子力災害伝承館）を核とした交流人口拡大推進等の取組に対し、引き続き必要な予算を確保するなど支援すること。

(7) 東日本大震災・原子力災害伝承館への継続的な支援

東日本大震災・原子力災害伝承館は、福島県が経験した原子力災害に関する記録と教訓を、国や世代を超えて継承・共有していく唯一無二の施設であるとともに、県内各地の伝承施設や現在整備が進められている復興祈念公園等とも連携しながら、避難地域等における交流や情報発信拠点としての役割を担う施設でもあることから、その役割を永続的に担えるよう、資料収集・保存、調査・研究、展示・プレゼンテーション、研修の各事業や伝承館を核とした交流促進の取組等に対して必要な予算を継続的に確保すること。

また、必要な資料の収集について、省庁を挙げて協力するとともに、研究及び研修が充実するよう、予算面はもとより、コンテンツの提供や人材の提供・紹介などについて、関係省庁が継続的に支援すること。

さらに、官公庁や自治体、関係機関への働き掛けや視察・研修など伝承館の利用促進について、省庁を挙げた取組を継続して講じること。

(8) 公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構への支援

福島イノベーション・コースト構想推進機構は、プロジェクトの創出促進や産業集積、人材育成、交流人口拡大に資する取組に加えて、拠点施設の管理・運営など、本構想に関連する取組を一貫して推進する大きな役割・機能を担っている。

東日本大震災及び原子力災害により産業基盤が失われた浜通り地域等の復興及び再生を着実に進めていくため、本機構への国職員の派遣による体制強化や構想の推進に必要な予算の確保を始め、十分な支援を行うこと。

福島イノベーション・コースト構想



廃炉関連施設(JAEA) ⑥大熊分析・研究センター (大熊町) (2018年3月一部運用開始)
⑦廃炉環境国際共同研究センター-国際共同研究棟 (富岡町) (2017年4月本格運用開始)
⑧楮葉遠隔技術開発センター (楮葉町) (2016年4月本格運用開始)



14 福島国際研究教育機構の取組の総合的な推進

【内閣官房、内閣府、復興庁、総務省、文部科学省、厚生労働省、
農林水産省、経済産業省、資源エネルギー庁、
国土交通省、環境省】

福島国際研究教育機構（F-R E I）は、世界に冠たる「創造的復興の中核拠点」として、福島イノベーション・コースト構想を更に発展させる役割を果たし、浜通り地域等をはじめ県全体の一体的、総合的な復興に資する拠点としての機能の発揮にとどまらず、イノベーションの力により日本の産業競争力を強化する世界に誇る研究成果を福島の地から生み出し、その成果の還元等を通じて、産業集積・人材育成を図りながら、地元に着し、親しまれる存在となることが重要である。

具体的には、F-R E Iにおいて、福島の優位性を発揮できる5分野における研究開発の推進や国内外の優れた研究者等の集積につながる魅力的な研究開発環境の整備、県内外の企業が積極的かつ柔軟に参画できる産学連携体制の構築、研究開発成果の活用促進など、世界に誇る最先端の研究開発等の推進を早急に進める必要がある。あわせて、地域の声を踏まえた原子力発電所事故後の福島が抱える中長期的な課題の解決に向けた取組、本施設稼働前からの県内での活動や県内の実証フィールド、施設、設備等の最大限の活用、福島イノベーション・コースト構想の先行的取組との緊密な連携、地元大学や高専を始め県内外の教育機関等との連携、地域との対話を通じた人材育成ニーズの把握、地域の人材育成の推進、県内の様々な主体とのパートナーシップの構築、F-R E Iの設置効果の広域的な波及、地域の復興・再生に裨益する取組など、地域に根差した取組についても、しっかりと進めていく必要がある。

F-R E Iが地域と共に世界に誇る研究開発成果を実現し、福島の復興・再生に資するため、特に以下のことについて取り組むこと。

(1) 省庁の縦割りを排した総合的かつ安定的な支援等

F－R E Iがその機能を最大限に発揮できるよう、政府を挙げて中長期的な枠組みで必要な予算を、既存の復興事業に支障のないよう別枠で確保するとともに、毎事業年度終了後、適切にF－R E Iの取組の評価を行うなど、復興庁の総合調整機能の下、省庁の縦割りを排し、関係省庁が連携して、F－R E Iが長期・安定的に運営できるよう、総合的かつ安定的な支援を行うこと。

また、県、市町村等がF－R E Iと連携し、その設置効果を広域的に波及させるために行う取組に対し、必要な財政上の措置を講じること。

(2) F－R E Iの施設の円滑かつ確実な整備等

F－R E Iの施設については、地元と連携した円滑かつ確実な整備を行い、可能な限りの前倒しに努めること。

また、実証・実装フィールドの整備に取り組むとともに、その際には最先端技術の活用や規制緩和等を進めること。

さらに、国際研究産業都市の形成に向け、F－R E Iの研究者等が安心して生活できる生活環境等の充実に国が前面に立ち責任を持って取り組むとともに、F－R E Iや県、市町村、その他事業者がそれぞれ行う生活環境等の充実に必要な予算を十分に確保し、その取組を全面的に支援すること。

15 再生可能エネルギー先駆けの地及び福島新エネ社会構想の実現に向けた支援

【復興庁、文部科学省、農林水産省、経済産業省、資源エネルギー庁、国土交通省、環境省】

当県が目指す「再生可能エネルギー先駆けの地」及び国・県・関係企業等が連携して策定された「福島新エネ社会構想」を実現するため、県内全域における再生可能エネルギーの更なる導入拡大等に向けて、関係省庁が継続的に支援策を講じるとともに、特に以下について強力に支援すること。

(1) 再生可能エネルギーの導入拡大に係る支援

再生可能エネルギー主力電源化に向けては系統接続の制約が喫緊の課題であり、再エネ事業者による採算性の検討が困難となっていることから、系統混雑時に活用できる大容量の蓄電池の整備や、長期未稼働案件を国の固定価格買取制度の認定失効の制度運用と連動させ、一般送配電事業者に系統接続枠を解放させる仕組みの構築など、既存系統の最大限活用に向けた取組を強化すること。

また、阿武隈地域等における風力発電等の最大導入のための必要な予算を継続的に確保すること。

さらに、当県のカーボンニュートラルの実現に向け、系統負荷が少ない地産地消型エネルギーシステムの構築等に向けた予算を継続的に確保すること。

(2) 再生可能エネルギー関連産業の育成・集積に係る支援及び産総研福島再生可能エネルギー研究所との連携

再生可能エネルギー関連産業の育成・集積に向けた県内企業のネットワーク構築から、新規参入、人材育成・研究開発、事業化、販路拡大、海外展開を含む一体的・総合的な支援や、産総研福島再生可能エネルギー研究所が県内企業の技術高度化を進めるために行う被災地企業や被災地企業を核としたコンソーシアム等に対する技術開発支援、事業化に向けたプロジェクト支援、さらに同研究所の研究開発機能強化などに対して、引き続き必要な予算を確保すること。

16 水素先進県の実現に向けた支援

【復興庁、文部科学省、経済産業省、資源エネルギー庁、国土交通省、環境省】

国においては、今年4月に「水素基本戦略」の改定方針を示し、2040年における水素等の導入量目標を1,200万トン程度と設定するなど、水素社会の実現を加速化させることとしている。

当県においては、東日本大震災及び原発事故後、「福島県再生可能エネルギー推進ビジョン2021」において、2040年頃を目途に県内エネルギー需要の100%以上に相当するエネルギーを再生可能エネルギーから生み出すことを目指し、福島新エネ社会構想等においても水素の実証や導入等を推進することを明確に位置付けている。

燃料電池自動車及び水素ステーションの導入の促進、水素利活用に関する実証の推進、カーボンニュートラルポートの実現、事業者における火力発電所の脱炭素化検討の支援、国立研究開発法人産業技術総合研究所福島再生可能エネルギー研究所（FRE A）や福島水素エネルギー研究フィールド（FH2 R）における水素関連の研究開発、関連産業の育成・集積、海外との各種連携等を通じて、当県が水素先進県となることを実現するため、以下の取組を支援すること。

(1) 水素の製造量拡大に向けた支援（水素を「つくる」）

① 県内全域における集中型・分散型の水素製造装置の導入推進

当県は、再エネ由来水素を中心に今後水素需要の飛躍的な増加が見込まれることから、県内全域において十分な水素供給量を確保していくため、需要や地域特性に応じた集中型・分散型の水素製造装置を導入する取組に必要な予算を確保するとともに、メンテナンス費用等の削減により更に導入を推進するため、運営費に対する支援を行うこと。

② F H 2 R の持続可能な運営

世界有数の水素製造能力を有する F H 2 R においては、P 2 G システムの開発や F H 2 R を核とした様々な水素実証、モビリティ導入等の水素社会実現に向けた取組が進んでいるが、F H 2 R の実証後の在り方については、経済性や効率性等の観点から課題も多い。

このため、F H 2 R を活用した世界最大の水素イノベーション拠点の創出のため、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（N E D O）が開発を進めている高効率で低コスト、かつ再エネを最大限活用する水素製造システムに必要な予算を確保するとともに、N E D O での実証終了後も、F H 2 R が浪江町のまちづくり等におけるエネルギー供給の中核的な役割を担えるよう支援を行うこと。

(2) 効率的・安定的な水素供給・貯蔵に向けた支援
(水素を「はこぶ」「ためる」)

R E 1 0 0 産業団地やカーボンニュートラルポート等において検討されている水素パイプラインの導入に向けた取組に必要な支援を行うこと。

(3) 水素利活用の飛躍的な拡大に向けた支援（水素を「つかう」）

① 水素ボイラー等の導入促進

カーボンニュートラル達成に向けては企業・工場等における熱利用工程の脱炭素化が非常に重要であることから、水素ボイラーの導入等に向けた取組に必要な予算を確保すること。

② 水素ステーションや F C モビリティの拡大

当県が 2 0 3 0 年までに目指す県内での水素ステーションの 2 0 基整備や、F C モビリティ導入をより一層加速させるため、水素ステーションの運営費を支援の対象とするなど、補助制度を拡充するとともに、必要な予算を確保すること。

③ 水素を燃料とする列車の導入

県内の非電化路線について、鉄道事業者の意向等を踏まえ、燃料電池により走行する列車の導入等に必要な予算を確保すること。

④ 燃料電池ドローンの研究・開発の促進

福島新エネ社会構想に基づき、福島ロボットテストフィールドにおける燃料電池ドローンの開発・実証環境の強化に必要な支援を行うこと。

(4) 県内大学等と連携した水素関連人材の育成・研究活動に向けた支援

地域が持続可能な形で水素社会実現に向けた取組を進めていくに当たっては、水素関連の研究や人材育成が継続して行われていく必要があることから、F R E Aや福島国際研究教育機構等の研究機関や県外大学との連携を通じた、県内大学等における高度な研究活動や人材育成に必要な支援を行うこと。

(5) 水素関連産業の育成及び集積

① 水素関連産業の誘致

避難地域12市町村等において、東日本大震災及び原発事故により失われた産業・雇用を創出するため、当県と連携し水素関連産業の誘致に取り組むとともに、支援制度を拡充すること。

② 水素関連機器の研修体制の整備

水素社会実現に向けては、県内企業が水素関連産業に参入していくことが非常に重要であることから、水素関連機器の設計、施工、メンテナンス等に関する研修体制を県内に整備するなど、新規参入の促進のために必要な支援を行うこと。

(6) 福島発の取組、技術、モデルの国内外への発信

当県における水素社会実現に向けた取組について、引き続き情報発信するとともに、当県の水素技術等を関係者と連携し国内外へ発信するため、水素に関する国際会議等を定期的に県内において開催すること。

17 医療関連産業の集積・振興の支援

【復興庁、文部科学省、厚生労働省、経済産業省】

当県は、医療関連産業の育成・集積を進め、産業の再生と雇用の確保に取り組んでおり、今後は、福島イノベーション・コースト構想の重点分野として支援拠点を活用した産業復興も強力に進める必要があることから、その動きを加速させるため以下の支援を行うこと。

(1) ふくしま医療機器開発支援センターに対する支援

ふくしま医療機器開発支援センターは、当県企業の医療関連産業集積の拠点であるとともに、電気・物性等安全性試験と生物学的試験がワンストップで実施できる国内唯一の施設であり、国が推し進める医療関連産業の振興に資するものであることから、センターの安定的な運営のため、令和6年度以降の必要な予算を確保し、継続的に支援すること。

また、国立研究開発法人日本医療研究開発機構が策定する各種プロジェクトにおいて、国が進める高度で先進的な医療技術・医療機器の研究・開発における安全性評価試験やコンサルティングにふくしま医療機器開発支援センターを活用すること。

(2) 医療-産業トランスレーショナルリサーチセンターに対する支援

福島県立医科大学内に整備した医療-産業トランスレーショナルリサーチセンターは、経済産業省バイオ関連国家プロジェクトの集大成と位置付けられており、センターの事業成果等を発展的に活用していくことにより、感染症やアレルギー等に対する抗体医薬品・診断薬の研究開発に貢献するとともに、ベンチャー企業等の設立が促進されるなど、浜通り地域を始めとする当県の関連産業の集積と雇用創出が図られることから、センターが先進的な事業を展開できるための令和6年度以降の必要な予算を確保し、継続的に支援すること。

18 航空宇宙関連産業育成・集積に向けた取組への支援 【経済産業省、国土交通省】

当県では、航空機用エンジンを製造する中核企業や航空宇宙産業の国際認証規格の取得企業が多く立地するなど関連企業の集積が進んでおり、次世代を担う産業として航空宇宙産業を新たな柱に位置付けている。

これまで、関連産業への参入に向けて、普及啓発や認証取得支援、公設試験研究施設（県ハイテクプラザ）の機能強化等を行ってきたところであるが、新型コロナウイルス感染症により影響を受けた航空機産業は回復の途上にあることから、当県産業の復興・再生が遅滞しないよう、取組の継続・更なる深化のために必要な支援を行うこと。

また、航空機の技術革新や社会実装が進む次世代航空モビリティ、産業の拡大が本格化している宇宙分野など、航空宇宙関連産業を取り巻く環境は大きな変化の時を迎えており、こうした動きを的確に把握し、将来を見据えた新たな取組を行うことが重要である。

については、新たな航空宇宙関連産業の動きに対応し、県内関連企業の競争力強化を図るため、技術力向上、サプライチェーン及び販路の拡大や高度人材・中核企業の育成等に加え、「空の移動革命に向けたロードマップ」に試験飛行の拠点として位置付けられたRTFを活用し、空飛ぶクルマなどの実証や関連企業の誘致、県内企業とのマッチング支援、新たな企業間連携の構築を進めるなど、将来に向けた航空宇宙関連産業の育成・集積への取組に対して、引き続き必要な支援を行うこと。

V 原子力発電所事故への対応

19 原子力発電所の安全確保等

【内閣府、経済産業省、資源エネルギー庁、環境省、
原子力規制委員会、原子力規制庁】

東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取組が、県民や国民の理解の下、中長期ロードマップ等に基づき、安全かつ着実に進められることは当県復興の大前提である。

1号機におけるペDESTALの耐震性・健全性の評価や必要な対策の検討、今年度計画されている2号機における燃料デブリの試験的取り出しを始め、前例のない困難な取組を事業者だけでは成し遂げることはできないことから、安全かつ着実な廃炉の実現に向けて、世界の英知を結集し、国が前面に立ち、総力を挙げて以下の措置を講じること。

また、原子力政策については、二度と本県のように過酷な事故を起こしてはならないということを中心として、東京電力福島第一原子力発電所事故の現状と教訓を踏まえるとともに、住民の安全・安心を最優先とし、国の責任において検討すること。

(1) 廃炉に向けた取組

① 今後、使用済燃料や燃料デブリの取り出しなどリスクの高い作業が行われることから、現場におけるリスク管理を徹底し、周辺環境に影響を与えることのないよう東京電力を指導・監督すること。

特に、1号機におけるペDESTALの損傷については、可能な限り速やかにペDESTALの耐震性・健全性の評価を行うとともに、様々なリスクを想定し、周辺環境に影響を及ぼすことのないよう必要な対策を講じることに加え、県民目線に立った分かりやすい情報発信を行い、県民の不安解消に努めるよう、東京電力を指導・監督すること。

- ② 頻発する自然災害に備えるため、地震・津波対策等の設備の信頼性向上に取り組むとともに、経年劣化や外的要因による設備の損傷状態を適切に評価し必要な対策を講じるよう、東京電力を指導・監督すること。

また、現在保管されている廃棄物について、放射性物質が飛散・流出することのないよう、管理の徹底や屋外一時保管の解消に向けた取組を計画的に進めるよう東京電力を指導・監督すること。

あわせて、これまでも設備の老朽化や管理に伴うトラブルが相次いで発生していることから、未然防止の観点の下、主要設備を含む発電所全体が適切に保守管理されるよう、東京電力を指導・監督すること。

- ③ 今後は使用済燃料や燃料デブリの取り出しなどが行われることから、更なる被ばく対策を講じる必要があるため、廃炉作業を担う作業員の被ばくについて、一層の管理や低減対策を徹底するよう、東京電力を指導・監督するとともに、国も一体となって取り組むこと。

また、作業員が安定・安心して働くことができるよう、作業員や現場を管理する人材の計画的な育成・確保、雇用の適正化、作業環境の改善、労働災害の防止対策等、労働環境の整備全般について東京電力に求めるとともに、国も一体となって取り組むこと。

さらに、廃炉に向けて、燃料デブリの取り出しや管理など高度な技術が必要となることから、能力・資質に富む技術者の計画的な育成・確保に取り組むこと。

- ④ 廃炉と汚染水・処理水対策は、長期にわたる取組が必要であり、県民や国民の理解が極めて重要であるが、東京電力による相次ぐ不祥事やトラブルに対して、多くの県民等が不安を感じていることから、県民目線に立った取組や管理が徹底されるよう、東京電力を強く指導・監督すること。

- ⑤ 中長期ロードマップに処理・処分方法が明記されていない使用済燃料や燃料デブリを含む放射性廃棄物について、原子力政策を推進してきた国の責任において処分方法の具体的な議論を進め、県外において適切に処分すること。

⑥ 情報公開の徹底や迅速な通報・連絡はもとより、廃炉に向けた取組の進捗状況や今後の取組、自然災害や重大トラブルが発生した場合の対応等について、県民目線に立った正確で分かりやすい情報を発信し、県民の不安解消や国内外における風評払拭に努めるよう、東京電力を指導・監督するとともに、国自らも取り組むこと。

⑦ 福島第二原子力発電所について、原子力政策を推進してきた国の責任において、安全かつ着実に廃炉作業が進められるよう、東京電力を指導・監督するとともに、使用済燃料の処分方法の具体的な議論を進め、県外において適切に処分すること。

また、廃止措置中に県が監視業務を行うために必要な予算を十分に確保すること。

(2) 原子力防災体制の強化

前例のない廃炉作業が完了するまでの間、住民の安全を最優先に捉え、国が積極的に関与し、原子力防災体制の強化対策を支援すること。

特に、新たな原子力災害時の広域避難が円滑に行われるよう、国がバス・福祉車両、運転手等の避難手段の確保、燃料及び食料等物資調達、さらには避難退域時検査に必要な支援をするほか、広域避難に対する全面的な支援体制を構築し、県域を越えた広域避難においては、国主導の下、関係機関と調整を行うこと。

(3) 環境放射線モニタリングの充実

廃炉に向けた作業が行われている中、県民生活の安全・安心のために、モニタリングの継続は必要不可欠である。

また、避難指示が解除され、住民の帰還が進みつつあるが、放射線への不安解消のため、国において以下の措置を講じること。

① 県及び12市町村では、原子力被災者環境放射線モニタリング対策関連交付金を活用し、総合モニタリング計画によるモニタリングを含めた、県民のニーズに応じたきめ細かな測定と公表により、県民生活の安心の確保につなげている現状を踏まえ、廃炉作業が完了するまでの間は当該事業が継続できるように、必要な予算を確保すること。

- ② 国は、県内全域でのモニタリングを継続するとともに、避難指示区域及び避難解除区域におけるモニタリングは、帰還困難区域も含め、市町村や住民の意向を踏まえて、充実させること。
- ③ リアルタイム線量測定システムの今後の運用については、引き続き、市町村や住民の意向を十分に踏まえ、理解を得ながら丁寧に進めること。
- ④ 県では放射線監視等交付金を活用して、原子力発電所周辺における放射性物質の影響を監視し、県民の安全・安心を確保している現状を踏まえ、廃炉作業が完了するまでの間、十分な監視体制を維持できるよう、必要な予算を確保すること。
- ⑤ ALPS 処理水の処分に伴う環境モニタリングに当たっては、海域への影響に対する関心が高まっていることから、第三者機関による比較測定や地元関係者の立ち会いなどを通じて、信頼性、客観性、透明性が確保された体制により確実に実施するとともに、モニタリング結果については、人や環境への影響について科学的な評価を加え、国内外へ分かりやすく発信すること。
また、県が独自に実施するモニタリングに対して必要な予算を確保すること。

20 除染等の推進

【内閣府、復興庁、農林水産省、環境省】

帰還困難区域を除き除去土壌等の中間貯蔵施設への搬入が概ね完了し、特定復興再生拠点区域の大部分において避難指示が解除されるなど、環境回復の取組が進捗してきた中で、除染等に関する以下の課題について、国として責任を持って確実に取り組むこと。

(1) 仮置場の原状回復等の確実な実施

放射性物質汚染対処特別措置法に基づき、除去土壌等の搬出完了後の仮置場における農地の地力回復等も含めた原状回復、森林の放射線量低減のための取組等について、安全かつ確実に実施するよう、必要な措置を講じること。

(2) 搬出できない現場保管除去土壌等への対応

埋設場所の上に設置した工作物等が支障となり、搬出できない現場保管除去土壌等について、現場の状況に応じて、搬出・輸送及び原状回復等の方法を柔軟に検討するなど、搬出を促進させるよう対応すること。

(3) 帰還困難区域の除染等

特定帰還居住区域において、安心して生活できるよう、面的に十分な除染を行うとともに、帰還意向のない住民の土地や家屋等の扱いについても、市町村等の意向を十分に汲み取り、速やかに方針を示すこと。

また、避難指示が解除された区域においても、線量が局所的に高い箇所については、きめ細かくフォローアップ除染を実施すること。

さらに、インフラ整備に伴い発生する高線量の土壌等について、復興の妨げになることのないよう、国が主体的に責任を持って、事業実施前に除染を行うなど、必要な措置を講じること。

21 中間貯蔵施設事業の推進

【復興庁、環境省】

除去土壌等の県外最終処分は、中間貯蔵施設受入という苦渋の決断に際し、その前提として国が約束し、法律に定められた国の責務である。

原子力発電所事故以降の長期に及ぶ避難指示、環境回復を始めとする復興への様々な取組等、これまで当県が歩んできた困難な道のりを十分に踏まえ、中間貯蔵施設事業について、以下の措置を講じること。

(1) 国民の理解醸成

国の責務である除去土壌等の県外最終処分に向けて、国民の理解を深める取組を更に推進すること。

また、国民の認知度は向上していないことから、理解を深めるに当たっては、県外最終処分のイメージなど、分かりやすい情報を提供するとともに、達成度を測り、効果を検証しながら改善を重ね、その取組を充実させること。

(2) 県外最終処分に向けた取組の加速化

2045年までの県外最終処分に向けて、最終処分地の選定等の具体的な方針・工程を速やかに明示し、県民及び国民の目に見える形で取組を進めること。

(3) 除去土壌等の輸送及び中間貯蔵施設運営の安全・確実な実施

今後発生する特定帰還居住区域のものを含め、全ての除去土壌等の搬入が完了するまで、安全・確実かつ円滑な輸送の実施に万全を期すこと。

また、中間貯蔵施設の現場管理を徹底し、施設の運営を安全・確実に行うとともに、用地取得に当たっては、引き続き、地権者に寄り添った丁寧な対応を行うこと。

22 放射性物質に汚染された廃棄物の処理

【内閣府、復興庁、環境省】

(1) 特定廃棄物の埋立処分の円滑な実施

特定廃棄物埋立処分施設については、今年11月までの埋立完了に向けて、引き続き、安全・確実な搬入・埋立を行うこと。

また、今月から埋立が開始されたクリーンセンターふたばについても、安全・確実な搬入・埋立を行うこと。

さらに、埋立処分事業の円滑な実施には、地元の理解が何より重要であることから、事業計画や運用状況を分かりやすく伝えるなど、引き続き、国が責任を持って、丁寧に対応すること。

(2) 特定廃棄物の処理

特定帰還居住区域において避難指示解除に向け除染と一体的に行われる家屋解体やインフラ整備等に伴い発生する特定廃棄物や、特定廃棄物埋立処分施設の埋立期間終了以降に県内で新たに確認される指定廃棄物が想定されることから、処分が滞り環境回復の支障となることのないよう、これらの特定廃棄物に係る処理方針を速やかに決定すること。

23 原子力損害賠償の確実な実施

【復興庁、文部科学省、経済産業省、資源エネルギー庁】

(1) 中間指針第五次追補決定を踏まえた適切な対応

中間指針第五次追補決定を踏まえ、東京電力が公表した追加賠償基準に基づく賠償請求手続について、混乱を生じさせることなく円滑に対応するよう、東京電力を指導すること。

また、中間指針は賠償範囲の最小限の基準であることを深く認識させ、指針で示されなかった項目や地域についても、相当因果関係がある損害と認められるものは、全て賠償の対象となるよう指導すること。

さらに、原子力損害賠償紛争審査会においては、当県の現状をしっかりと把握した上で、引き続き、適時適切な中間指針の見直しを行うこと。

(2) ALPS 処理水の処分に係る風評対策

ALPS 処理水の処分について万全な対策を講じてもなお、被害が発生した場合の賠償については、関係団体等の意見を丁寧に伺いながら、風評被害の推認方法や賠償額の算定方法などの具体化に取り組むよう東京電力を指導するとともに、国が最後まで責任を持って対応すること。

(3) 営業損害や風評被害の賠償の的確な実施

営業損害や風評被害の賠償について、被害者からの相談や請求に丁寧に対応するなど、事業者の立場に立った取組を徹底し、事業の再建につながる賠償を的確に行わせること。

また、一括賠償後の取扱いについては、地域の状況や事業の特殊性、個別具体的な事情をしっかりと把握した上で、被害者の立場に立った賠償を行わせること。

(4) 地方公共団体に係る賠償

地方公共団体が原子力発電所事故に起因して負担した費用等について、迅速かつ確実に賠償を行わせること。

また、財物に関する損害におけるインフラ資産等の取扱いを含め、個別具体的な事情による損害についても、県や市町村等の状況を十分に踏まえ、柔軟に対応させること。

(5) 消滅時効への対応

東京電力に対し、未請求者の掘り起こしや周知活動を徹底させることはもとより、将来にわたり消滅時効を援用せず、損害がある限り最後まで賠償を行うよう指導するとともに、被害者が請求の機会を失うことのないよう原子力損害賠償紛争解決センターによる和解仲介手続等の一層の周知など必要な対応を行うこと。

(6) 住民帰還に向けた支援策の実施

住宅確保や就労、事業再開等の支援、教育や医療、福祉サービス等の充実など、被害者に寄り添ったきめ細かな生活再建策、住民帰還に向けた支援策を確実に実施すること。

VI 風評払拭・風化防止対策の強化

24 風評払拭・風化防止対策の強化

【内閣官房、内閣府、消費者庁、復興庁、総務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、観光庁、環境省】

(1) 風評払拭・風化防止に必要な財源の確保

当県の原子力災害からの復興を確実に成し遂げる前提となる風評払拭及び風化防止対策については、これまで継続的に粘り強い努力を積み重ねてきた結果、当県に良いイメージを持っている人の割合は震災前の水準まで回復したものの、根強い風評や本県に対する誤解は残っており、引き続き長期にわたる取組が不可欠であることから、県全域を対象として、国はもとより、県、市町村及び各種団体等の継続的な取組に対し必要な財源を十分に確保すること。

とりわけ、農林水産物を始めとした県産品の流通促進と販路回復・定番化、国内外からの観光誘客の促進、ホープツーリズムの定着、教育旅行の回復等に向けた継続的な取組が重要であることを踏まえ、十分な財源の確保を継続すること。

また、ALPS処理水の処分については、福島県だけではなく、日本全体の問題であるとの認識の下、国においては、購買意欲や訪問意欲の減退、農林漁業者における生産意欲や観光事業者の事業意欲の減退等により、回復傾向にあった農林水産物の価格の下落や担い手の減少を生じさせないための取組、教育旅行を始めとした観光誘客等に影響を与えないための取組など、万全の対策を行うための必要な財源を確保すること。

さらに、当県に対する関心が低下する風化の傾向が年々進んでおり、社会情勢の影響によって加速する懸念があることから、更なる国内外への正確な情報発信の取組について、必要な財源を確保すること。

なお、当県は食の安全性・信頼性の確保に向け、農業生産工程管理を行うGAP認証取得や、HACCPと放射性物質管理の情報発信を組み合わせた「ふくしまHACCP」の導入促進など、生産から製造・加工、消費に至る各段階での取組を推進していることから、国においても生産者、食品製造・加工業者及び流通業者、消費者等の理解促進に取り組むなど、県の取組を積極的に支援すること。

(2) 国を挙げた風評払拭・風化防止対策の更なる推進

国の「風評払拭・リスクコミュニケーション強化戦略」や「ALPS処理水の処分に関する基本方針の着実な実行に向けた行動計画」に関連して、当県が「福島県風評・風化対策強化戦略」に基づき取り組む、県外に対して当県の地域の魅力を継続的に発信する各種施策等や、地域が主体となって情報発信する取組等について、必要な財源を十分に確保すること。

また、継続的に実施している放射線リスクコミュニケーションの更なる推進を図るとともに、ALPS処理水の取扱いについては、漁業者を始めとする関係者や市町村、県内外のあらゆる声をしっかりと受け止め、正確な理解を促す安全・安心のためのリスクコミュニケーションを強力に推進すること。

さらに、国及び関係機関等の広報媒体を始め、国主催の各種会議や2025年大阪・関西万博など、あらゆる機会を最大限に活用し、国内外に正確な情報を分かりやすく繰り返し発信すること。

加えて、福島復興再生特別措置法に基づき、当県産農林水産物等の輸入規制の撤廃等に向けた諸外国への働き掛け等、必要な措置を講じるとともに、外国人観光客の誘致等を更に強化すること。

25 農林水産物の安全確保と風評対策、産地競争力の強化
【内閣府、復興庁、外務省、農林水産省、経済産業省】

(1) 農林水産物の安全確保と風評対策、産地競争力の強化のための財源確保

根強く残る風評を払拭するため、第2期復興・創生期間以降も引き続き放射性物質検査及び生産から流通・消費に至る総合的な対策を継続することはもとより、福島県産農産物等流通実態調査（流通実態調査）の結果や情勢の変化に応じ、原子力災害により立ち後れた産地における「福島ならではの」のブランドを確立・強化するために必要な予算を継続して確保すること。

(2) 国による農林水産物の風評対策の強化

当県産農林水産物の販売不振の実態と要因を明らかにするため、国による流通実態調査を継続するとともに、調査結果に基づいた流通関係者への指導、助言その他の必要な措置を講じること。

26 観光復興に向けた国内外からの誘客促進等の取組に対する支援

【復興庁、外務省、国土交通省、観光庁】

(1) A L P S 処理水の処分に係る風評対策

A L P S 処理水の処分については、県内全域の観光事業者が新たな風評による観光業への影響を危惧しており、国においては、こうした事業者の不安を払拭するため、観光業への風評を把握する調査の更なる充実、当県の正確な情報や観光の魅力などを発信する取組、宿泊減を起こさないセーフティネットとなる取組等を確実に実施すること。

(2) 浜通り観光再生への支援

浜通り地域においては、観光客入込数が震災前の水準まで回復していないほか、観光地としてのコンテンツや観光に携わる事業者も十分ではない現状があることから、ホープツーリズムの拡充やブルー・ツーリズムの推進等の誘客促進の取組を通じて、観光基盤を育む必要があることから、引き続き、十分な予算を確保すること。

(3) 風評払拭による観光誘客促進への支援

当県への観光に不安を抱く国内外の方々に対して、これまでの風評払拭の取組に加えて、A L P S 処理水による新たな風評への懸念を踏まえ、当県が行うコンテンツ造成や観光キャンペーンなどの情報発信、新たに実施する福島ならではの観光誘客の取組等に必要な予算を確保すること。

また、震災後、全国の水準まで回復していないインバウンド需要について、現地での情報発信による誘客促進等の海外における福島への風評払拭に向けた取組を行うための予算を確保すること。

(4) 教育旅行回復への支援

震災前の水準まで回復していない教育旅行について、モニターツアーや情報発信等の誘致促進の取組を行うために必要な予算を確保すること。

(5) 国内外の会議、各種イベント等の誘致・開催への支援

国及び関係団体が開催する国内外の会議や芸術文化、スポーツ等の各種大規模イベントについて、当県の現状を知っていただく絶好の機会であることから、当県で開催できるよう誘致等に努めること。

なお、開催地に負担が生じる場合は、予算を確保すること。

27 福島への復興に向けた未来志向の環境施策の推進

【環境省】

当県の復興・再生には、帰還困難区域での除染、中間貯蔵施設事業等の環境回復における課題に着実に取り組むとともに、豊かな自然や再生可能エネルギー等、当県の強みや特徴をいかした未来志向の環境施策を推進し、環境先進地域としての福島の価値を高める必要がある。

については、令和2年8月に環境省と締結した連携協力協定に基づく取組の充実・強化を一層図るため、以下の措置を講ずること。

また、浜通り地域を始め当県の風評払拭につながるよう、本取組について、国が積極的に情報発信するとともに、当県が実施する県民への理解・機運の醸成に向けた情報発信等の取組に対して必要な支援を行うこと。

(1) 「ふくしまグリーン復興構想」等の着実な推進

「ふくしまグリーン復興構想」の実現に向け、国立・国定公園の魅力向上や周遊促進、ワーケーション等の取組について、国が積極的に推進するとともに、当県が実施するこれらの取組や国定公園ビジターセンターの運営に関する十分な支援を行うこと。

また、国立・国定公園内における老朽化した施設の再整備などに必要な予算を確保すること。

(2) 復興と共に進める地球温暖化対策の推進

浜通り地域を始め当県の復興の加速化に向けて、県内における地球温暖化対策の実効ある取組を推進するため、民間施設等の省エネルギー化や再生可能エネルギーの導入拡大のために必要な予算を確保すること。

Ⅶ 県民の健康と安全・安心を守る取組

28 新型コロナウイルス感染症への継続的な対応

【厚生労働省、経済産業省】

新型コロナウイルス感染症については感染症法上の位置付けが昨年5類に移行したところであるが、今後も感染状況の継続が懸念されている状況においても、当県の復興・再生を着実に進めていく必要がある。

こうした中、県民の安全・安心のための安定的な保健・医療提供体制の確保に向けて、国が示した当面の移行期間である今年9月末の期限に関わらず、幅広い医療機関で受入体制が整うまでの間や、感染拡大の局面など取組を拡充させる必要がある場合においては、基本的な感染対策に要する経費、外来・入院体制の確保及び拡充に要する経費、患者の医療費の公費支援及びワクチン接種に係る費用等について、引き続き国が全額を負担すること。

また、ワクチン接種の効果や安全性、必要性について、科学的根拠に基づき、国民に分かりやすく丁寧に広報するとともに、円滑な接種勧奨のため、国の責任において積極的な情報提供を実施すること。

さらに、医療機関への負担を軽減させるため、抗原検査キットによるセルフチェックを推奨することとし、国民が検査キットを購入しやすくなるよう市場価格の引下げや安定的な流通の確保について、製造販売業者への必要な支援を国が行うこと。

あわせて、厳しい状況にある中小企業の資金繰りを支援するため、国から金融機関への柔軟な対応の要請を継続するとともに、伴走支援型特別保証制度の延長など引き続き必要な対策を講じること。

29 避難者支援の充実

【内閣府、復興庁、総務省、厚生労働省、国土交通省】

(1) 避難者の生活再建支援

地震・津波や原子力災害による避難者が、今後の生活の見通しを立てることができるよう、災害救助法に基づく応急仮設住宅（賃貸型応急住宅等を含む）から安定した住宅への円滑な移行支援やコミュニティ形成支援などの取組に対して、被災者支援総合交付金の予算を確保すること。

(2) 応急仮設住宅の供与期間の延長等

災害救助法に基づく応急仮設住宅の供与期間については、避難指示が継続している区域等の避難者が安定した住まいへ円滑に移行し、居住の安定が確保されるまで同法による供与期間の適切な延長を行うこと。

また、避難の長期化に伴う生活環境の変化の実情を踏まえ、賃貸型応急住宅間の住み替えについて、引き続き災害救助法の柔軟な適用を図ること。

なお、応急仮設住宅の供与期間の延長も踏まえ、国による東京電力への指導を含め、住宅の確保等において不均衡が生じないよう必要な措置を講じること。

(3) 避難を継続している県民への支援

避難生活の長期化等に伴い、生活や心身の健康など、避難者の抱える課題は個別化・複雑化していることから、当県が実施する避難者への見守りや相談支援等の取組に対し、引き続き被災者支援総合交付金の予算を確保すること。

また、避難者が避難先でふるさととの絆を保つことができるよう、避難者向け地域情報紙の発行など当県が実施している情報提供の取組に対する予算を確保するとともに、避難指示区域外からの避難者に対する情報提供の取組に対しても、引き続き被災者支援総合交付金の予算を確保すること。

(4) 高速道路無料措置の延長等

避難生活が長期化する中、一時帰宅を含めてふるさとを往来する避難者の経済的な負担を軽減するため、令和6年3月31日まで実施されている旧警戒区域等からの避難者に対する高速道路無料措置を、帰還できるまで延長すること。

また、令和6年3月31日まで実施されている原発事故による母子避難者等に対する高速道路の無料措置は、母子避難者等が不安を抱えながら生活を送っていることを踏まえて延長措置を講じるとともに、国が直接実施すること。

(5) 被災者の心のケアへの支援

東日本大震災から12年が経過し、長期化する避難生活や避難指示解除に伴うふるさとへの帰還、復興公営住宅等への転居による生活環境の変化など、県内外に避難する県民は依然として高いストレス状態にある。

ふくしま心のケアセンターを設置し、被災者への個別相談や市町村支援に取り組んでいるところであるが、被災者への心のケアは長期的な取組が必要であることから、当該事業（被災者支援総合交付金）の継続に向けた必要な予算を確保すること。

また、避難の有無にかかわらず原子力災害という世界に例のない災害によるストレスにさらされ続けている県民の自殺対策に長期的に取り組むことができるよう、国において自殺対策に必要な予算を確保すること。

30 安心して子どもを産み育てやすい環境の整備

【こども家庭庁、復興庁、環境省】

当県では、原発事故による急激な人口減少という困難な課題に対し、18歳以下の子どもの医療費無料化を始め、社会全体での子育て・子育ての総合的な対策を強化し、安心して子どもを産み育てることができる環境づくりを積極的に推進してきたところである。

国においては、いまだに根強い風評や子育て現場に残る不安など福島の特異な現状をしっかりと受け止め、県・市町村が切れ目なく安心して子育てしやすい環境の整備を継続できるよう、第2期復興・創生期間以降においても長期的な視点に立って安定的かつ十分な予算を確保すること。

31 県民の健康回復に係る総合的推進の継続

【復興庁、文部科学省】

(1) 県民の健康回復を総合的に推進するため必要な財源措置の継続

復興・再生を成し遂げるため、当県で安心して暮らし、子どもを生き育てることができる生活環境を実現し、県内全域における放射線による健康上の不安解消ができるよう、当県が「食・運動・社会参加」を3本の柱に、子どもから高齢者等まで、全世代に対して被災者支援の観点で取り組む健康関連に関する、復興公営住宅等の避難者支援・避難地域の健康支援体制をサポートする取組、子どもの心身の健康を長期に見守り安心を提供する取組、復興を支える県民の健康づくりを通じた地域活力を再生する取組や高齢者等が安心して暮らせる地域のつながりを再構築する取組について、引き続き安定的かつ十分な予算を確保すること。

(2) 県民の健康不安解消に向けた研究開発

当県においては、いまだ原子力災害に起因する放射線による健康不安が根強く、その解消が課題となっている。その解消に向けては、迅速かつ最先端の治療を可能とする医療提供体制が不可欠であり、特になん等への不安を解消するための万全の備えが必要であることから、福島県立医科大学内の先端臨床研究センターでは、国内随一の医療用中型サイクロトロンを用いて、アスタチンを用いた放射性薬剤の研究開発を推進しているところである。令和4年度から治験を開始しているが、臨床現場での先進的な治療の早期実現に向けて着実に進捗させる必要があることから、令和6年度以降の臨床研究の実施に当たり、必要な予算を確保すること。

32 復興・再生に必要な福島ならではの教育に対する支援強化 【復興庁、総務省、文部科学省】

(1) 福島の復興・自然体験活動に係る取組等に必要な予算確保

子どもたちが、復興やコミュニティの再生等、地域の課題の解決に向けた探究型・体験型の学び、風評の払拭を始めとする課題をテーマとして国内外に発信・交流する活動等の社会体験・社会貢献活動、自然体験活動等を行うために必要な予算を確保すること。

(2) 児童生徒の体力向上や食育の充実に必要な予算確保

東日本大震災後に著しく低下した子どもの体力と増加した肥満傾向児の出現率は、全体的に改善傾向にあるものの、いまだ肥満傾向児の出現率の全国との差は、震災前の水準まで回復していないことから、運動習慣や食習慣を自ら改善するための健康マネジメント力を育む事業の継続的な実施が可能となるよう、必要な予算を確保すること。

(3) 児童生徒の学習支援によるコミュニティ復興支援事業の継続

東日本大震災により新たに生じた住民同士の絆を深化することや、避難指示解除等に伴い帰還した地域コミュニティを構築するため、学校、家庭、地域の連携による教育を推進する人材の育成や、仕組みを構築するための支援事業を実施できるよう、引き続き予算を確保すること。

(4) 被災児童生徒の就学機会の確保

東日本大震災により就学が困難になった児童生徒の教育を受ける機会を十分に確保するため、「被災児童生徒就学支援等事業」の就学援助事業及び奨学金事業については、第2期復興・創生期間以降も必要な予算を確保すること。

(5) 個別支援教育の推進

DVやネグレクト、ヤングケアラー等の自らの力だけでは解決が困難な課題を抱える児童生徒が増加している中、当県では、原発事故等の影響による心のケアを始め、特別な支援が必要な児童生徒への対応が継続的に求められていることから、標準法を改正し特別支援学級の編制基準の引き下げを行うなど、小・中・高できめ細かな教育が行えるよう、体制整備に向けた十分な支援を行うこと。

(6) 原子力発電所事故に伴う風評等を防止する教育

全国の児童生徒及び国民が放射線等に係る正しい知識を持ち、当県の現状を正しく理解することができるよう、国や県が作成した放射線教材の使用についても指導助言を行うなど、正しい情報発信・放射線教育のための継続的な支援を行うこと。

また、県が作成した「ふくしま道徳教育資料集」等を活用し、風評やいじめ、差別等を防止する教育を推進すること。

33 復興・再生に向けた治安の維持

【警察庁、復興庁、総務省、国土交通省】

当県における復興・創生に伴う警察活動は、令和5年度までとされている期限付き増員による補完によって維持されており、いまだに帰還困難区域に指定され居住を制限されている地域が存在しているほか、特定復興再生拠点区域では避難指示解除に伴い住民の居住が進むなど、日々刻々と変化する被災地の治安情勢に対応し、避難者や帰還する住民などの安全・安心を確保する必要があることから、震災復興特別交付税措置等により令和6年度以降も警察官の期限付き増員を継続すること。

また、特定復興再生拠点区域の避難指示解除に伴うインフラ整備など、復興の進捗に合わせた交通流の変化に適切に対応するため、交通安全施設の整備に必要な予算を確保すること。

さらに、避難指示の解除等による住民の帰還が進む一方、帰還困難区域における窃盗などの犯罪が増加傾向にあることから、被災地域の情勢変化に対応した治安維持・多岐にわたる警察活動の強化に必要な予算を確保すること。

加えて、復興に向けた治安維持の活動に当たっては、小型航空機を用いた上空からの道路状況の把握等を行っているが、近年、頻発・激甚化する自然災害等の対応で同航空機が出動する機会が多く、航空機の2機配備が必要であるほか、当県の地形的特徴から長い航行距離と時間を確保できる航空機の配備が不可欠であることから、中型機を新たに配備するための必要な予算を早期に確保すること。

34 原子力災害対応雇用支援事業等の継続

【復興庁、厚生労働省】

(1) 原子力災害対応雇用支援事業の継続

原子力災害対応雇用支援事業については、被災求職者の雇用・就職機会の創出や人材育成等により生活の安定を図るとともに、風評払拭事業等の原子力災害からの復興に不可欠な事業に活用しており、継続は必須であることから、令和6年度以降も実施期間を延長すること。

(2) 事業復興型雇用確保事業の継続及び採択要件緩和

令和6年度以降に開始する事業を対象とするほか、労働力不足の解消、将来の産業を担う人材確保のため、被災求職者の要件を緩和するとともに、新規申請事業所以外の事業所も対象にするなど、採択要件の緩和を行うこと。

35 企業誘致の促進

【復興庁、経済産業省】

東日本大震災や原子力災害により、甚大な被害を受けた当県全域の産業復興を図るためには企業誘致の促進を通じた産業の集積が極めて重要である。

こうした中、浜通り地域等においては、地域の再生に向けた働く場の確保は必須の課題であり、産業の復興再生のための自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金については、地域の実情を踏まえ、令和6年度以降も募集を実施し、事業完了期限を延長するとともに、制度の継続に当たっては十分な予算を確保すること。

また、長期にわたる原子力災害や度重なる災害の影響によりいまだ分譲が進められない浜通りの産業団地に対する支援策を講じること。

36 社会資本の整備に係る財源措置等

【復興庁、総務省、農林水産省、国土交通省】

(1) 復旧・復興事業（復興特別会計）における財源の確保等

当県の復興・再生には、今後も十分な財源措置と長期的な国の支援が必要であることから、公共土木施設等の災害復旧、津波被災地の復興まちづくり、避難者の居住の安定確保、県土の復興を支援する道路ネットワークや物流基盤の整備、営農再開を加速するための農業基盤整備等を重点的に進め、かつ、確実に事業完了を図るために必要となる財源を十分に確保するとともに、インフラ等の環境整備を一層加速するため、復興係数・復興歩掛の特例措置を継続すること。

(2) 直轄事業における財源の確保

国の直轄事業として実施する道路事業、河川事業、砂防事業及び港湾事業について、当県の復興・再生や持続可能な地域社会の形成には基幹的な社会インフラの着実な整備が必要不可欠であることから、必要となる財源を確保して事業を着実に推進すること。

(3) 通常事業（一般会計）における財源の確保

国土強靱化や経済の活性化等に直結する社会資本の整備について、県民の安全で安心な暮らしを守り、県土全域の将来像を見据えて戦略的に進めるため、通常事業（社会資本整備総合交付金や防災・安全交付金、農山漁村地域整備交付金、水産物供給基盤整備事業等）の財源を十分に確保すること。

37 農業・農村再生のために必要な予算の確保

【復興庁、農林水産省】

(1) 農業・農村の再生

避難指示区域等における帰還促進や営農再開、地域コミュニティの再構築等、東日本大震災及び原子力災害の影響を受けた当県の農業・農村の再生は、今後も長い時間が必要となることから、農地集積の更なる促進や農地の大区画化・汎用化に向けたほ場整備、県民の安全・安心につながるため池の放射性物質対策などの復興事業について、第2期復興・創生期間以降も事業が完了するまでに必要な予算を確保すること。

(2) 新規就農者の育成

避難指示や高齢化等により農業者が著しく減少しており、農業再生に向けては新たな担い手の確保が重要な課題である。このため、就農・定着から経営発展に至る総合的な相談窓口である農業経営・就農支援センターの取組について情報発信しているところであり、国においても当該制度の積極的な周知に取り組むとともに、運営や広報等に要する予算を確保すること。

また、新規就農者の確保・定着を進めるためには長期の伴走支援が重要であることから、「就農コーディネーター」等の設置や専門家の派遣、研修会の開催等を支援すること。

さらに、新規就農者が地域の担い手として定着するまでの間、技術研鑽を図りながら安心して農業経営を展開するため、新規就農者育成総合対策の予算を確保すること。

38 森林・林業再生のために必要な制度と予算の確保

【復興庁、農林水産省、環境省】

原子力災害の影響を受けた当県の森林を再生し、林業・木材産業の活性化や生活圏の環境保全を図る上で欠かすことのできない「ふくしま森林再生事業」を始めとした各種復興施策について、第2期復興・創生期間以降も必要な予算を確保すること。

特に、放射性物質の影響を受けた広葉樹林については、きのこ原木林等の循環利用が図られるよう、計画的な再生に向けた伐採・更新等の取組を推進する必要があることから、ほだ木等原木林再生のための予算を確保すること。

39 水産業再生に係る取組の強化

【復興庁、農林水産省、水産庁、経済産業省】

当県水産業は、令和3年4月に本格的な操業に向けた新たな段階へ大きく踏み出したところであるが、沿岸漁業全体の生産量は震災前に比べて低い水準に留まっている。

水産業に関わる事業者が、将来にわたって安心して事業を営むことができるよう、水揚げされた水産物が適正な価格で取引され、しっかり売り切ることができる環境づくりに必要な対策が必要であることから、国が前面に立ち、生産から流通、消費に至る水産業全体を捉えた総合的かつ強力な対策を引き続き講じること。

特に、新規就業者への支援制度の強化や、今後増産される当県産水産物の販路拡大に必要な定期輸送、原子力災害により遊漁者数減少等の影響を受けている内水面漁業・養殖業の経営改善に資する取組等、適時適切な支援を行うこと。

また、近隣県に比べて生産回復が大きく立ち後れている現状を踏まえ、長期的な視点に立った支援の継続と、十分な予算の確保を図ること。

40 食料安全保障の強化に向けた支援

【農林水産省】

食料安全保障の強化に向けては、食料供給を担う農林水産業の持続的発展が不可欠であり、国と地方が一体となって食料の安定供給の確保や食料自給率の向上を図ることが重要である。

こうした中、根強い風評により、県産農林水産物の価格が依然として全国の水準まで回復していない現状を踏まえ、燃油・生産資材等の価格高騰により影響を受ける農林漁業者等に対する支援の継続に加え、安定的な調達・供給に向けた取組を強化するとともに、生産費用の増加を価格へ適正に転嫁できるよう、消費者等の理解醸成を図ること。

また、食料自給率の向上に向けて、輸入に大きく依存する麦等の農産物における国内生産の増大と国産農林水産物の消費拡大を推進すること。

さらに、避難指示等により当県の農林漁業者数は著しく減少していることから、多様な人材を農山漁村に呼び込むとともに、就業希望者等が農林水産業を職業として選択し、安定的な経営を展開することができるよう農林水産業の担い手の確保・育成に必要な予算を十分に確保すること。

41 県土の復興に向けた道路ネットワーク構築に対する支援 【復興庁、国土交通省】

県土全域の復興と将来像を見据えた活力ある社会基盤の構築に向けて、広域的な地域連携を促進する道路ネットワーク強化のため、6本の連携軸である会津軸・中通り軸・横断道軸・南部軸の基幹的な道路である会津縦貫道や国道4号、国道13号、国道49号、国道289号などの各事業について早期整備を図ること。

(1) 広域的なネットワークを強化する会津軸の整備

災害に強い幹線道路ネットワークの確保や、日光・会津・米沢の連携した広域周遊ルートを創出するため、会津縦貫道の早期整備・早期完成を図るとともに、国道118号の一部区間及び国道121号を直轄指定区間とすること。

(2) 中通り軸・横断道軸・南部軸の整備

① 中通り軸として、国道4号（矢吹鏡石道路、伊達拡幅）及び国道13号（福島西道路Ⅱ期工区）の早期完成を図るとともに、国道4号矢吹町以南の早期の全線4車線化を図ること。

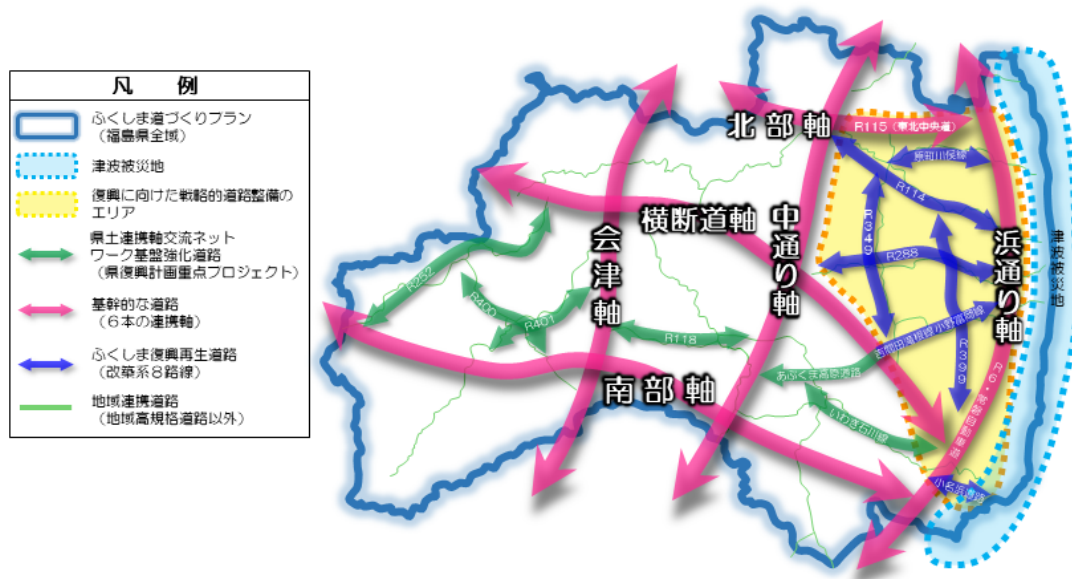
また、福島都市圏北部の交通円滑化に向け、国道4号福島北道路の早期事業化を図ること。

② 横断道軸として、磐越自動車道の4車線化優先整備区間「会津若松IC～安田IC間」のうち、事業化となった「会津坂下IC～西会津IC間」、「西会津IC～津川IC間の一部区間」及び「三川IC～安田IC間」の早期完成や、残る区間の早期事業化を図るとともに、「安田IC～新潟中央JCT間」についても、4車線化優先整備区間に選定すること。

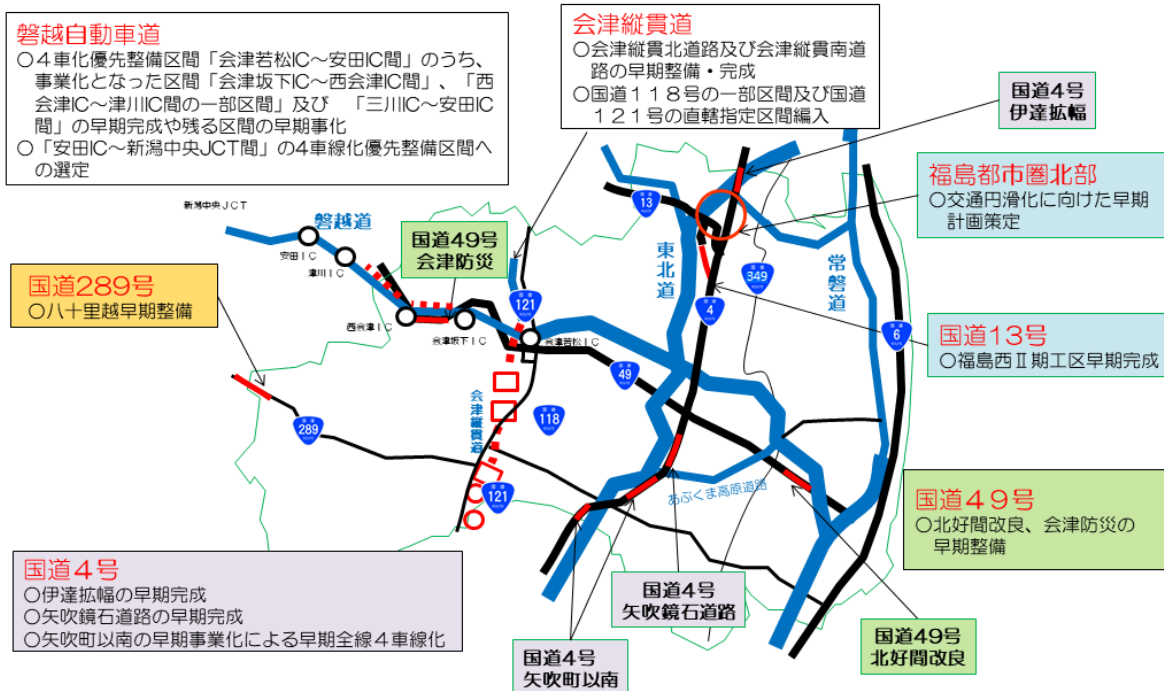
また、国道49号（北好間改良、会津防災事業）の早期整備を図ること。

③ 南部軸として、国道289号で唯一交通不能区間の八十里越について、国直轄権限代行事業の早期整備を図ること。

復興・創生を支える交通基盤(6本の連携軸)の整備



県土の復興に向けた道路ネットワーク構築のための主な整備箇所



42 国際競争力強化に向けた物流拠点整備への支援

【復興庁、経済産業省、国土交通省】

(1) 物流拠点としての小名浜港の整備

特定貨物輸入拠点港湾の指定を受けている小名浜港については、産業と生活に必要な資源及び復興に必要なエネルギー関連物資等を安定的かつ安価に供給するため、東港地区の早期完成が必要であることから、国際物流ターミナル整備事業（国・沖防波堤等整備）を更に促進すること。

また、国際物流の結節点・産業拠点となる小名浜港において、水素やアンモニア等の次世代エネルギーの大量輸入や貯蔵、利活用等を図り、脱炭素化に配慮した港湾機能の高度化を通じて温室効果ガスの排出を全体でゼロにする「カーボンニュートラルポート」を形成するため、県が行う港湾計画の改訂や民間事業者が進めるカーボンニュートラルに向けた取組に必要な予算の確保など、十分な支援を行うこと。

(2) 重要港湾相馬港の整備

復興支援道路である相馬福島道路の全線開通により、今後、貨物量の増加が見込まれることから、港内静穏度を向上させ安全で効率的な荷役を可能にするために必要な南防波堤整備の予算を確保するとともに、沖防波堤の予防保全事業（防波堤嵩上げ）を促進すること。

Ⅸ デジタル田園都市国家構想の推進、カーボンニュートラルの実現、安全・安心な県土づくりの推進

43 デジタル田園都市国家構想の推進

【内閣官房、内閣府、デジタル庁】

人口減少に歯止めをかけていくためには、デジタル田園都市国家構想総合戦略の下、結婚・出産・子育ての支援や地方への移住・定住の促進を始めとした取組を国と地方が一体となって推進していくことが重要であり、これまでのデジタルの力によらない地方創生の取組の継続に加えて、デジタルの力により取組を発展・加速化させていくことが必要不可欠であることから、県及び市町村が自主性・主体性を最大限に発揮しつつ、地域の実情に即した実効性の高い取組を安定的かつ円滑に展開できるよう、デジタル田園都市国家構想交付金や地方財政措置などにより継続的に十分な予算を確保すること。

また、県民一人一人がデジタル技術による恩恵を実感して豊かに暮らすことができるよう、デジタル社会形成基本法やデジタル田園都市国家構想等に基づき、地方においてデジタル社会を実現する必要があるが、デジタル化の取組は市町村によって進捗にばらつきがあることから、市町村の実情に応じたデジタル化の取組を安定的かつ円滑に展開できるよう、実装だけでなく実証も交付金の対象とするなど運用の弾力化を図り、地方における取組を更に強力に支援すること。

さらに、地方はデジタル田園都市国家構想総合戦略を勘案しながら地域の実情に応じた地方版総合戦略を策定する必要があるが、策定に当たっては、地方に過度の負担を強いることのないようにするとともに、必要な財政措置や助言等の支援措置を講ずること。

44 カーボンニュートラルの実現に向けた取組の加速化

【総務省、環境省】

当県では、「2050年カーボンニュートラル」を宣言し、産業や家庭など各部門の削減目標値を「見える化」した「カーボンニュートラルロードマップ」を示すことで、2030年度までに温室効果ガスを2013年度比で実質50%減とする目標を掲げている。

カーボンニュートラルの実現に向け、新たに設立した「ふくしまカーボンニュートラル実現会議」を通じて、市町村や事業者とも緊密に連携し、県民総ぐるみによる省エネルギー対策、再生可能エネルギーの導入拡大を推進するため、電気自動車やネット・ゼロ・エネルギー・ハウスなどの導入を支援するとともに、公用車の電動化や庁舎のネット・ゼロ・エネルギー・ビル化にも積極的に取り組んでいる。

については、カーボンニュートラルの実現に向けた取組を更に加速化するため、以下について十分な支援を行うこと。

(1) 脱炭素先行地域づくりの推進

当県は、広大な土地や自然資源等に恵まれており、高い再エネポテンシャルを有していることから、避難地域はもとより、県内全域において数多くの脱炭素先行地域を創出できるよう、積極的な財政支援を行うこと。

また、市町村における脱炭素先行地域づくりに向けては、検討段階から専門性の高いサポートが必要となることから、環境省との連携協力協定の取組の一環として、専門職員等が当県と連携して市町村を支援する体制を構築すること。

(2) 脱炭素社会の実現に向けた実践の拡大

脱炭素社会の実現に向けては、脱炭素先行地域のみならず、脱炭素地域づくりを目指す全ての意欲のある地域や主体と連携し、具体的な取組を実践してもらうことが重要であることから、省エネルギー対策の更なる推進や再生可能エネルギーの普及拡大など、地域の実情に合わせた幅広い取組を安定的かつ継続的に支援するための十分な財政措置を講じるとともに、昨年10月に立ち上げた「脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動」において、国を挙げてカーボンニュートラルへの機運醸成に取り組むこと。

(3) 公共施設等の脱炭素化の推進

脱炭素社会の実現に向けては、県や市町村も一事業者として率先して取り組んでいく必要があることから、公共施設のネット・ゼロ・エネルギー・ビル化等を推進するため、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金や地方財政措置などにより十分な予算を確保すること。

45 頻発・激甚化する大規模自然災害への対策

【内閣官房、内閣府、警察庁、復興庁、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省】

(1) 防災・減災、国土強靱化のための対策

当県は、東日本大震災以降も令和元年東日本台風や福島県沖地震など、幾度も甚大な被害を受けており、気候変動に伴う頻発・激甚化する大規模自然災害への更なる対応の強化が求められることから、福島県国土強靱化地域計画に位置付ける国土強靱化関連事業について、公共施設の防災・減災推進のための取組に必要な予算を確保すること。

特に、予防保全に向けた老朽化対策の加速化を含め「防災・減災、国土強靱化5か年加速化対策」については、計画的に事業を進めるための必要な予算を確保するとともに、実施期間である令和7年度までの5か年総額で十分な財源を確保すること。

さらに、「防災・減災、国土強靱化5か年加速化対策」完了後においても、昨今の地震・豪雨・豪雪などの災害状況も踏まえた上で、引き続き国土強靱化に必要な財源を通常予算とは別枠で確保し、継続的に取り組むこと。

(2) 流域治水の推進

令和元年東日本台風による災害への対応として、頻発・激甚化する水災害への集中的な対策を講じる必要があるため、阿武隈川上流の河川大規模災害関連事業として国が進める「阿武隈川緊急治水対策プロジェクト」の更なる推進を図ること。

特に、阿武隈川上流遊水地群の整備に当たっては、早期着工に向け、地域の合意形成を図ること。

また、令和6年度までに当県が集中的に進める河川改修等の「福島県緊急水災害対策プロジェクト」への十分な予算を確保するとともに、ハード・ソフト一体となった事前防災対策を一層加速させるために流域全体で取り組む「流域治水プロジェクト」に必要な予算を十分に確保すること。

さらに、特定都市河川浸水被害対策法に基づき、県管理河川の特定都市河川への指定や流域水害対策計画の策定など、当県における流域治水の推進への取組に対して引き続き支援すること。

<重点要望項目>

I 全般的事項

1 震災復興特別交付税措置の継続

【復興庁、総務省、財務省】

令和6年度以降においても復旧・復興事業が終了するまでの期間、復興の進捗により生じる新たな課題への対応を含む復旧・復興事業等について、通常収支とは別枠で整理し、直轄・補助事業に係る地方負担分、補助対象とならない地方単独事業の負担分、さらには、地方税等の減収分に対して、引き続き、震災復興特別交付税により確実に措置すること。

2 地方の安定的な財政運営に係る財源の確保

【総務省】

福島県沖地震や昨年8月大雨災害等の自然災害からの早期復旧を始め、原油価格・物価高騰対策、新型コロナウイルス感染症対策など、広範かつ膨大な財政需要への対応が求められる中、復興・再生を着実に進めるには、安定的な財政基盤が重要であることから、「経済財政運営と改革の基本方針2021（骨太方針2021）」等に基づき、地方一般財源総額について、令和5年度の水準を下回らないよう確実に確保し充実させること。

3 復興に向けた人員確保

【内閣府、復興庁、総務省、文部科学省、文化庁
厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省】

当県は、原子力災害の持つ特殊性により長期にわたる人員確保が不可欠であることから、国においては、全国知事会、全国市長会、全国町村会等と連携を図りながら県や避難地域 12 市町村を始めとする市町村の人員確保に対する支援を充実させるとともに、国や独立行政法人から中長期的な職員派遣等を行うこと。

また、派遣職員の受入れ経費や震災対応のために職員の採用を行った場合の人件費等の経費については、原子力災害の極めて深刻かつ特殊な被害と影響への対応が長期にわたらざるを得ないことを十分に踏まえ、復旧・復興事業が終了するまでの期間、引き続き全額を震災復興特別交付税等により確実に措置すること。

4 地方公共団体の税収減に係る賠償

【総務省、文部科学省、経済産業省】

原子力発電所事故との因果関係が明らかな地方税の減収分について、「中間指針」に定める「特段の事情」に当たるとの見解を示し、速やかに賠償を行わせること。

5 被災した私立高等学校等の児童、生徒等に対する授業料等減免事業の継続

【文部科学省】

当県においては、原子力発電所事故による避難生活の長期化が見込まれることから、被災幼児児童生徒に対する授業料等減免事業を令和 6 年度以降も継続すること。

**6 震災・原発事故の影響に対する幼児児童生徒等の心のケアの
継続**

【文部科学省】

臨床心理士等をスクールカウンセラーとして私立学校等に派遣し、心のケア等を行う事業を継続すること。

7 生活基盤を築くための私立高校生等の就職支援の継続

【復興庁】

進路アドバイザー等を私立高校等に派遣し、就職決定支援や新規就職者への相談を行う事業を継続すること。

8 私立幼稚園等における特別支援教育経費に係る補助の充実

【文部科学省】

障がい児を受け入れる私立幼稚園等を一層支援するため、国庫補助制度において、受入障がい児が1人であっても補助対象とすること。

9 放射線医学に係る拠点の運営への財政支援の継続

【復興庁、環境省】

県民の健康を長期にわたり見守る役割を果たすための放射線医学を担う人材を育成する部門の運営費について、引き続き財源を措置すること。

10 ALPS 処理水の処分に係る責任ある対応

【経済産業省、資源エネルギー庁、原子力規制委員会、
原子力規制庁】

ALPS 処理水の取扱いについては、行動計画に基づき情報発信等の取組が進められているところであるが、いまだ、新たな風評が生じることへの懸念など、様々な意見が示されている。

ALPS 処理水の問題は、福島県だけではなく、日本全体の問題であることから、国が前面に立って、関係省庁がしっかりと連携し、行動計画に基づき政府一丸となって以下の措置を講じること。

(1) 理解醸成と万全な風評対策

ALPS 処理水について、国内外の理解醸成に向け、トリチウムに関する科学的な性質や、国内外におけるトリチウムの処分状況、環境モニタリング結果など、正確で分かりやすい情報発信を継続的に行うとともに、IAEA等の国際機関と連携し、第三者による監視と透明性の確保に努め、科学的な事実に基づく情報を積極的に発信する等、基本方針や行動計画の中で自らが示した取組を更に徹底すること。

加えて、新たな風評を発生させないよう、農林水産業や観光業を始めとした県内の幅広い業種に対する、万全な風評対策に責任を持って取り組むこと。

特に、水産業については、漁業関係者が風評の発生を強く懸念していることから、復興の取組が妨げられることの無いよう、必要な対策の強化に取り組むこと。

また、対策の実施状況や効果を確認しながら、支援内容の見直しや必要な追加対策を機動的に講じること。

さらに、そうした対策を講じても風評被害が発生する場合には、東京電力に対し迅速かつ確実な賠償を行うよう指導するなど、国が最後まで責任を持って対応すること。

(2) 浄化処理の確実な実施

タンクに保管されている水の浄化処理について、処理過程の透明性を確保した上で、確実に実施するとともに、地元関係者等の立ち会いによる環境モニタリングの実施など、客観性、透明性及び信頼性の高い安全対策を講じること。

(3) 汚染水発生量の更なる低減

処理水の元となる汚染水発生量の更なる低減が重要であることから、中長期ロードマップに基づく目標達成はもとより、更なる低減に向けて、様々な知見や手法を活用し、原子炉建屋等への地下水や雨水等の抜本的な流入抑制対策に取り組むこと。

(4) 処理技術の継続的な検討

国においてトリチウムの分離技術を研究開発する機関を明確に位置付け、引き続き、新たな技術動向の調査や研究開発を推進し、実用化できる処理技術が確認された場合には、速やかにその活用を図るなど柔軟に対応すること。

11 原子力発電所の安全確保等

【内閣府、経済産業省、資源エネルギー庁、環境省、
原子力規制委員会、原子力規制庁】

東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取組が、県民や国民の理解の下、中長期ロードマップ等に基づき、安全かつ着実に進められることは当県復興の大前提である。

1号機におけるペDESTALの耐震性・健全性の評価や必要な対策の検討、今年度計画されている2号機における燃料デブリの試験的取り出しを始め、前例のない困難な取組を事業者だけでは成し遂げることはできないことから、安全かつ着実な廃炉の実現に向けて、世界の英知を結集し、国が前面に立ち、総力を挙げて以下の措置を講じること。

また、原子力政策については、二度と本県のように過酷な事故を起こしてはならないということを経験の原点として、東京電力福島第一原子力発電所事故の現状と教訓を踏まえるとともに、住民の安全・安心を最優先とし、国の責任において検討すること。

(1) 廃炉に向けた取組

- ① 今後、使用済燃料や燃料デブリの取り出しなどリスクの高い作業が行われることから、現場におけるリスク管理を徹底し、周辺環境に影響を与えることのないよう東京電力を指導・監督すること。

特に、1号機におけるペDESTアルの損傷については、可能な限り速やかにペDESTアルの耐震性・健全性の評価を行うとともに、様々なリスクを想定し、周辺環境に影響を及ぼすことのないよう必要な対策を講じることに加え、県民目線に立った分かりやすい情報発信を行い、県民の不安解消に努めるよう、東京電力を指導・監督すること。

- ② 頻発する自然災害に備えるため、地震・津波対策等の設備の信頼性向上に取り組むとともに、経年劣化や外的要因による設備の損傷状態を適切に評価し必要な対策を講じるよう、東京電力を指導・監督すること。

また、現在保管されている廃棄物について、放射性物質が飛散・流出することのないよう、管理の徹底や屋外一時保管の解消に向けた取組を計画的に進めるよう東京電力を指導・監督すること。

あわせて、これまでも設備の老朽化や管理に伴うトラブルが相次いで発生していることから、未然防止の観点の下、主要設備を含む発電所全体が適切に保守管理されるよう、東京電力を指導・監督すること。

- ③ 今後は使用済燃料や燃料デブリの取り出しなどが行われることから、更なる被ばく対策を講じる必要がある。このため、廃炉作業を担う作業員の被ばくについて、一層の管理や低減対策を徹底するよう、東京電力を指導・監督するとともに、国も一体となって取り組むこと。

また、作業員が安定・安心して働くことができるよう、作業員や現場を管理する人材の計画的な育成・確保、雇用の適正化、作業環境の改善、労働災害の防止対策等、労働環境の整備全般について東京電力に求めるとともに、国も一体となって取り組むこと。

さらに、廃炉に向けて、燃料デブリの取り出しや管理など高度な技術が必要となることから、能力・資質に富む技術者の計画的な育成・確保に取り組むこと。

- ④ 廃炉・汚染水・処理水対策は、長期にわたる取組が必要であり、県民や国民の理解が極めて重要であるが、東京電力による相次ぐ不祥事やトラブルに対して、多くの県民等が不安を感じていることから、県民目線に立った取組や管理が徹底されるよう、東京電力を強く指導・監督すること。
- ⑤ 中長期ロードマップに処理・処分方法が明記されていない使用済燃料や燃料デブリを含む放射性廃棄物について、原子力政策を推進してきた国の責任において処分方法の具体的な議論を進め、県外において適切に処分すること。
- ⑥ 情報公開の徹底や迅速な通報・連絡はもとより、廃炉に向けた取組の進捗状況や今後の取組、自然災害や重大トラブルが発生した場合の対応等について、県民目線に立った正確で分かりやすい情報を発信し、県民の不安解消や国内外における風評払拭に努めるよう、東京電力を指導・監督するとともに、国自らも取り組むこと。
- ⑦ 避難地域の復興状況の変化を踏まえ、自然災害や重大トラブル発生時の現地における体制強化を検討するとともに、引き続き県へのリエゾン職員の派遣を行うなど、国と県の連絡体制の強化を図ること。
また、県民の安全・安心の確保に向け、緊急事態に該当しない場合であっても、発生する事象の評価を的確に行い、迅速かつ分かりやすい情報発信を行うこと。
- ⑧ 福島第二原子力発電所について、原子力政策を推進してきた国の責任において、安全かつ着実に廃炉作業が進められるよう、東京電力を指導・監督するとともに、使用済燃料の処分方法の具体的な議論を進め、県外において適切に処分すること。
また、廃止措置中に県が監視業務を行うために必要な予算を十分に確保すること。

(2) 原子力防災体制の強化

前例のない廃炉作業が完了するまでの間、住民の安全を最優先に捉え、国が積極的に関与し、原子力防災体制の強化対策を支援すること。

特に、新たな原子力災害時の広域避難が円滑に行われるよう、国がバス・福祉車両、運転手等の避難手段の確保、燃料及び食料等物資調達、さらには避難退域時検査に必要な支援をするほか、広域避難に対する全面的な支援体制を構築し、県域を越えた広域避難においては、国主導の下、関係機関と調整を行うこと。

(3) 環境放射線モニタリングの充実

廃炉に向けた作業が行われている中、県民生活の安全・安心のために、モニタリングの継続は必要不可欠である。

また、避難指示が解除され、住民の帰還が進みつつあるが、放射線への不安解消のため、国において以下の措置を講じること。

- ① 県及び 12 市町村では、原子力被災者環境放射線モニタリング対策関連交付金を活用し、総合モニタリング計画によるモニタリングを含めた、県民のニーズに応じたきめ細かな測定と公表により、県民生活の安心の確保につなげている現状を踏まえ、廃炉作業が完了するまでの間は当該事業が継続できるよう、必要な予算を確保すること。
- ② 国は、県内全域でのモニタリングを継続するとともに、避難指示区域及び避難解除区域におけるモニタリングは、市町村や住民の意向も踏まえて、充実させること。
- ③ リアルタイム線量測定システムの今後の運用については、引き続き、市町村や住民の意向を十分に踏まえ、理解を得ながら丁寧に進めること。
- ④ 県では放射線監視等交付金を活用して、原子力発電所周辺における放射性物質の影響を監視し、県民の安全・安心を確保している現状を踏まえ、廃炉作業が完了するまでの間、十分な監視体制を維持できるよう、必要な予算を確保すること。

- ⑤ ALPS 処理水の処分に伴う環境モニタリングに当たっては、海域への影響に対する関心が高まっていることから、第三者機関による比較測定や地元関係者の立ち会いなどを通じて、信頼性、客観性、透明性が確保された体制により確実に実施するとともに、モニタリング結果については、人や環境への影響について科学的な評価を加え、国内外へ分かりやすく発信すること。
- また、県が独自に実施するモニタリングに対して必要な予算を確保すること。

12 廃炉・放射線分野の研究開発等の推進

【文部科学省、経済産業省、資源エネルギー庁】

廃炉・放射線分野においては、櫛葉遠隔技術開発センターや廃炉環境国際共同研究センター国際共同研究棟、大熊分析・研究センターなどを活用し、安全で着実な廃炉の実現に向けた研究開発や人材育成を推進すること。

13 国土強靱化地域計画に基づく取組への継続的な支援

【内閣官房】

国土強靱化地域計画に基づき実施される取組等に対する関係府省庁の交付金・補助金については、東日本大震災や令和元年東日本台風等を始め、度重なる大規模災害の被害を受けた本県や被災自治体に配慮して運用すること。

また、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」については、計画的に事業を進めるための必要な予算が確実に措置されるよう関係省庁に働きかけるとともに、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」終了後においても、中長期的視点で継続的に対策を講じる必要があることから、引き続き国土強靱化に必要な予算・財源を別枠で確保するなどの制度設計に配慮すること。

14 消防体制維持等の支援

【復興庁、総務省、消防庁】

(1) 消防施設の早期復旧に向けた支援

当県では、避難指示区域の解除が進むなど復興の進展が見られる一方で、現在も避難指示が継続している地域もある。

避難指示が解除された区域や今後解除が見込まれる区域では、住民帰還に合わせ、消防防災施設等の復旧事業の実施を予定している自治体があることから、消防防災施設（設備）災害復旧費補助金について、令和6年度の予算の確保はもとより、第2期復興創生期間以降についても、事業完了まで必要な財政措置を講じること。

また、当該補助金に係る地方負担分については、引き続き全額を震災復興特別交付税の対象とするなど、十分な財政措置を行うこと。

(2) 原子力災害避難指示区域における消防活動に対する支援

避難指示区域で火災等が発生した場合は、消防団員が活動できず、大規模化することが懸念されることから、管轄消防本部の消防体制の更なる充実強化を図りながら、県内外の消防本部に応援を求める必要がある。

このため、訓練を含め、避難指示区域内での消防活動に対する財政的支援としての原子力災害避難指示区域消防活動費交付金について、令和6年度の予算の確保はもとより、第2期復興創生期間以降についても、継続して必要な財政措置を講じること。

(3) 消防団の充実強化に対する財政支援の拡充

① 消防団に対する財政措置の拡充

消防団員の年額報酬に係る財政措置については、令和4年度から制度の見直しが行われたが、当県においては、山間部等に居住地が点在するなど、人口密度に比して活動範囲が広範囲となっている。

このため、5割を超える市町村で特別交付税の対象となっており、引き続き、普通交付税の算定方法の改善、特別交付税の拡充など市町村の実情に応じた財政措置の拡充を図ること。

また、市町村に対する消防団車両や装備品の無償貸与についても、台数の拡大や装備品の更なる充実を図ること。

さらに、消防団員の確保に向け、引き続き、国において各種媒体を通じた広報に取り組むとともに、情報発信や消防団員の技能向上などの取組が必要であることから、消防団の力向上モデル事業の恒久化を図ること。

② 消防団協力事業所への財政的支援

当県の消防団員の約8割が被雇用者という現状の中、訓練も含めた消防団活動に対する雇用事業者の理解が不可欠であり、県内の23市町村では、消防団協力事業所として認証する制度を設けている。

今後、消防団協力事業所数を増加させるためには、消防団協力事業所に対する支援の充実が必要であり、減税制度や補助金制度の実施などの財政措置や入札の優遇措置を国の施策として取り組むこと。

15 災害救助法の柔軟な運用

【内閣府】

(1) 救助範囲の拡大及び拡大に伴う財政措置

他の自治体から応援派遣された職員が、避難所運営等の災害対応の時間外勤務に従事した場合の超過勤務手当等について、救助事務費の上限を撤廃し全額措置するとともに、自治体間の求償事務の簡素化に向けた措置を講じること。

また、住家被害認定調査や罹災証明書の発行に要する費用や、在宅避難者等の生活基盤を支えるために要する費用などについても、災害救助法に基づく救助対象とするとともに、必要な費用について確実に財政措置を行うこと。

(2) 客観的かつ弾力的な運用

災害救助法の適用については、事務取扱要領において政令第1条第1項4号に定める災害の基準を明示しているところであるが、当該要領には詳細な基準が示されていないほか、基準自体が明示されない災害もある。

については、近年の災害の状況を踏まえ、災害救助法の適用を迅速に判断できるよう、また自治体間での不均衡が生じないように、詳細で具体的な判断基準を示すこと。

さらに、県内の一定割合の市町村に適用され、被災市町村間の格差や不均衡が生じるおそれがある場合は、県内一律に適用できるようにするなど、客観的かつ弾力的な適用基準を示すこと。

16 防災DXの推進に関する都道府県との連携

【内閣府】

本県では防災システムの導入とSIP4Dへの接続を進めているところであり、内閣府において新たな防災デジタルプラットフォームを構築する際には、早期に情報提供を行い、各都道府県の意見を十分に聴きながら、地方自治体独自の取組が確実に防災デジタルプラットフォームと接続されるよう、開発・実装を進めること。

また、システム構築に当たっては、都道府県間のみならず、災害対応に関係する市町村や消防、警察、自衛隊等の関係機関の情報収集・共有が図られるように標準化すること。

17 消防防災ヘリコプター運航の安全運航体制に係る経費の十分な財政措置

【消防庁】

消防防災ヘリコプターの二人操縦士体制維持のための人件費のほか、操縦士の養成費、訓練飛行に要する費用など多額の費用について、財政措置の更なる充実を図ること。

18 災害時の避難所に係る感染症対策への財政支援

【内閣府】

避難所における新型コロナウイルスを始めとした感染症の拡大防止のため、間仕切りやテント、換気設備等の感染防止対策に必要な資機材の整備に係る費用について、安定的な財政支援措置を創設すること。

また、避難所における感染症対策資機材の整備を、災害救助基金による備蓄の対象とすること。

19 被災者生活再建支援制度の拡充

【内閣府】

(1) 被災者生活再建支援制度の拡充

被災者生活再建支援金の支給額の増額や支給対象範囲を半壊世帯まで拡大するとともに、地方負担が増加しないよう国庫負担割合を拡大すること。

(2) 短期間に複数回被災した世帯への特別な支援

短期間に度重なる自然災害に見舞われ、連続して住家被害を受けた被災者は、住宅の再建や家財の購入等、経済的な負担を強いられることから、被災者生活再建支援金の加算を行うことや、被災者生活再建支援法の支援対象とならない被害に対する支援措置を講じる等の負担軽減策を検討すること。

(3) 被災者支援制度の抜本的な見直し

被災者支援については、複数の法制度等による趣旨の異なる制度が混在し、被災自治体や被災者にとっても分かりにくく、また救済される被災者も制度により異なることから、被災者支援施策について国において抜本的に検討を行い、被災の実情に応じた適切で不公平感のない、統一かつ持続的な救済制度を検討すること。

20 災害時において要支援者が安全に早期避難するための財政措置

【内閣府】

災害時に避難行動要支援者が安全に早期避難を行うため、災害救助法の適用有無にかかわらず、個別避難計画に基づく避難を実施した場合の費用に対し、災害救助法に準じた財政措置を講じること。

**21 日本海溝・千島海溝地震に係る後発地震注意情報の発表時の
事前避難に係る避難所開設経費等についての財政措置**

【内閣府】

日本海溝・千島海溝地震に係る後発地震注意情報が発表された場合、南海トラフ地震での措置と同様に、事前避難に係る避難所開設費用等について財政措置を講じること。

22 災害時の死者の氏名等公表

【内閣府】

災害時の死者の氏名等公表について、国において明確な基準を示すこと。

23 災害ケースマネジメントに係る経費に対する財政措置

【内閣府】

被災者の生活再建に有効な災害ケースマネジメントに取り組むため、被災者が抱える課題の把握に向けた戸別訪問の実施や支援計画の作成等における専門家の活用に必要な費用について、財政措置を講じること。

24 各都道府県の検討結果に基づく防災・減災対策に関する財政措置

【内閣府】

地震被害想定は、平成 23 年 6 月の中央防災会議の専門調査会において「最大クラスの巨大な地震・津波を検討していくべき」と提言された。これを踏まえ、各都道府県では、国と同様に最大クラスの災害を想定し被害想定を作成しており、耐震化・火災対策などの防災・減災事業について更なる推進が必要となっている。

については、これら事業に必要な費用への国の負担又は補助率の嵩上げなど、自治体に対する財政措置を講じること。

25 Jヴィレッジの利活用

【復興庁、人事院】

Jヴィレッジは、原発事故の発災時から約8年にわたり、対応拠点としての役割を担い、平成31年4月に全面再開を果たした。東京2020オリンピックでは聖火リレーのグランドスタート地点となり、Jヴィレッジが歩んだストーリーが国内外から注目を浴びるなど、いまだ途上である当県の復興に挑む姿を体現する「復興のシンボル」として、県民にとって不可欠な存在となっている。

一方、相双地域に位置するJヴィレッジは、ホープツーリズムや教育旅行等の訪問先として、同地域における交流人口拡大を担う役割としても、存在感を高めている。

相双地域の復興には長い期間が必要である中、Jヴィレッジを起点に、当県の復興をより一層発信していくため、国、県等が一丸となった取組が必要である。

このような状況を踏まえ、国においては、昨年度に各省庁の課長級研修を実施したように、Jヴィレッジを拠点とした国家公務員の様々な階層における団体研修を実施し、当県復興の状況を実際に感じる機会を作ること。

26 石炭火力発電の温室効果ガス削減に向けた支援

【資源エネルギー庁】

火力発電の今後の在り方については、温室効果ガス削減のため、第6次エネルギー基本計画において、「できる限り電源構成に占める火力発電比率を引き下げていくことが基本」であり、「非効率な石炭火力のフェードアウトを着実に推進していくこと」が明記されている一方、当県の石炭火力発電所は、これまで長きにわたり東北・首都圏地域の電力の安定供給を支え、地域経済を牽引してきた。

については、石炭火力発電所の立地地域の実情を踏まえ、雇用や経済に影響を及ぼさないよう配慮するとともに、火力発電事業者の他電源への転換に必要な新設・改修への支援など、脱炭素化に関する取組を積極的に推進すること。

27 浜通り地域の復興に向けた J R 常磐線の利便性向上

【復興庁、国土交通省】

令和 2 年 3 月に全線復旧した J R 常磐線は、地域住民の生活、産業、観光などを支える基幹的な交通基盤であり、福島イノベーション・コースト構想の具体化など、浜通り地域の復興に向けては首都圏や仙台地方とのアクセス向上が重要となってくることから、J R 常磐線の高速化を始め、利便性の向上について、J R 東日本に対し指導すること。

28 地域情報通信基盤の整備促進

【総務省】

(1) 光ファイバ網の高度化支援

工場内 I o T、クラウドの活用等企業活動のデジタル化や、新型コロナウイルス感染症を契機に普及が進んだテレワーク等により、需要が高まっている光ファイバ網について、伝送速度や通信の安定性、通信容量等の性能を十分に備え、持続的かつ安定的に利用できるよう、過疎・中山間地域等を始め、条件不利地域の光ファイバ網の高度化や公設設備の民間移行が円滑に進むよう、引き続き必要な支援を行うこと。

(2) 5 G 環境の整備促進

5 G はデジタル時代において活用が期待される基幹インフラであり、当県においては、東日本大震災からの復興の後押しとなることが期待されることから、基地局の整備が地域間で偏りなく行われるよう、引き続き財政支援を行うとともに、携帯電話事業者を指導すること。

(3) 携帯電話不通話エリア解消

携帯電話は県民生活に不可欠なサービスであるが、地理的条件や事業採算上の問題により利用不可能な地域が残存している。

また、帰還困難区域内の自由通行道路や緊急輸送道路、災害時の避難路における安全安心の確保が必要である。

このため、国において引き続き必要な予算を確保するとともに、地元市町村の意向を踏まえ、携帯電話事業者が「携帯電話等エリア整備事業」に積極的に参画するように協力依頼や働き掛けを行うこと。

(4) ラジオ難聴区域の解消

県民が県内の放送局からの放送を受信できるよう、難聴を解消しようとする事業者及び市町村に対して、引き続き必要な支援を行うこと。

(5) 地上デジタルテレビ放送共聴施設及び公共ケーブルテレビ放送施設等への支援

地上デジタルテレビ放送の共聴施設及びケーブルテレビ放送等の設備（それらと一体的に整備された光ファイバ網を含む）については、少子高齢化・人口減少により受益者一人当たりの更新費用等の負担が増加し、設備の更新・維持管理が困難になってきていることから、更新・維持管理等に係る支援制度を設けるなど、必要な支援を行うこと。

29 自治体情報システムの標準化・共通化

【総務省】

県及び市町村が利用する基幹業務システムについて、令和7年度までにガバメントクラウドを活用した標準準拠システムへの移行を円滑かつ確実に実現できるよう、県及び市町村の状況に応じたきめ細やかなフォローアップなど、必要な支援を行うこと。

また、標準準拠システムへの移行経費を支援するデジタル基盤改革支援補助金については、移行に伴う経費の全額措置がなされるよう、補助基準額の見直しを含め、十分な財政支援を行うこと。

30 福島大学の「復興・再生」に向けた取組に対する総合的な支援

【復興庁、文部科学省、農林水産省】

福島大学は、長期化する原子力災害による影響に対応するため、再生可能エネルギーの研究、双葉郡の教育復興支援、農林水産業を担う人材の育成及び確保、農林水産業に関する研究開発の推進及びその成果の普及に取り組むとともに、若者の定着・還流、コミュニティの形成や地域経済活性化など、地方創生に資する重要な役割を担っているところである。

福島大学が当県の復興・再生や地方創生に向けて果たしている役割、機能の重要性を踏まえ、今後とも安定的・継続的に運営され地域貢献ができるよう、以下の総合的な支援を講じること。

(1) 運営費交付金の十分な確保

当県の復興・再生や地方創生に向けた取組、復興の担い手育成及び福島県の課題解決に資する研究の基盤となる運営費交付金を十分に確保すること。

(2) 「食農学類」「発酵醸造研究所」「食農科学研究科」への支援

当県の東日本大震災・原発事故からの農業の復興・再生に加え、高度で専門的な知見や研究手法を用いて農業振興における課題解決が期待できる「食農学類」の教育研究機能の強化、被災地域に根付く農林水産・食品産業の活性化に資する「食農学類附属発酵醸造研究所」の取組、並びに食農学類の学びを継続・発展させ、福島県の農林水産業と食料・食品関連産業の発展に貢献し、地域の課題に対応できる力を持った高度専門職業人・研究者を養成する「食農科学研究科」の取組に必要な予算を確保すること。

(3) 東日本大震災復興に向けた取組の継続と機能強化への支援

当県の復興・再生に加え、人口減少・少子高齢化時代における社会づくりへの貢献が期待される「地域未来デザインセンター」の機能強化のために必要な予算を確保すること。

また、「環境放射能研究所」の安定的・継続的な運営のために必要な予算を確保すること。

さらに、福島の復興・創生を牽引する人材を育成する「『地域×データ』実践教育推進室」の運営や教育プログラムの実施に係る予算を確保すること。

(4) カーボンニュートラルの実現に資する教育研究機能構築に向けた支援

当県と福島大学との間で締結した「2050年カーボンニュートラルの実現にむけた福島県と国立大学法人福島大学の連携に関する協定」に基づき、福島大学が設置を検討している「水素エネルギー総合研究所（仮称）」の機能構築のための予算を措置すること。

(5) 「福島国際研究教育機構」との連携への支援

福島大学が「福島国際研究教育機構」と連携して、福島をはじめとした東北の復興、福島や世界の課題解決を実現するための教育研究活動を実施できるよう、教育研究環境の整備、活動に必要な予算の確保など、十分な支援を行うこと。

31 NPO等の「絆力（きずなりよく）」を活かした 復興・被災者支援事業の継続

【内閣府】

NPO等が持つ様々な得意分野やネットワークを活かした、被災者支援、風評・風化対策などの取組は、行政の施策を補完するだけでなく、相乗効果をもたらし当県の復興・創生を加速させるものとして極めて重要である。

このため、NPO等による復興支援活動等の継続的な実施を支援できるよう、「NPO等の「絆力（きずなりよく）」を活かした復興・被災者支援事業」を継続すること。

32 東日本大震災・原子力災害伝承館への継続的な支援

【内閣府、復興庁、文部科学省、厚生労働省
農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省】

東日本大震災・原子力災害伝承館は、福島県が経験した原子力災害に関する記録と教訓を、国や世代を超えて継承・共有していく唯一無二の施設であるとともに、県内各地の伝承施設や現在整備が進められている復興祈念公園等とも連携しながら、避難地域等における交流や情報発信の拠点としての役割を担う施設でもあることから、その役割を永続的に担えるよう、資料収集・保存、調査・研究、展示・プレゼンテーション、研修の各事業や伝承館を核とした交流促進の取組等に対して必要な予算を継続的に確保すること。

また、必要な資料の収集について省庁を挙げて協力するとともに、研究及び研修が充実するよう、予算面はもとより、コンテンツの提供や人材の提供・紹介などについて、関係省庁が継続的に支援すること。

さらに、官公庁や自治体、関係機関への働き掛けや視察・研修など伝承館の利用促進について、省庁を挙げた取組を継続して講じること。

Ⅱ 避難解除等区域等

33 子ども・被災者支援法による支援施策の予算確保等

【内閣府、復興庁】

子ども・被災者支援法による支援施策については、被災地の意見等を踏まえ、必要に応じて基本方針の見直しを検討するとともに、健康や医療の確保、子育て支援、被災者の生活再建に向けた住宅支援など、地方公共団体の財政的な負担が生じることのないよう、継続的かつ十分な予算を確保すること。

34 安全で安心な消費生活の確保

【復興庁、消費者庁】

(1) 地方消費者行政に関する財源の確保

県及び市町村が計画的・継続的に相談体制を維持強化していくため、引き続き安定的な財源を確保すること。

また、地方消費者行政推進交付金（復興特別会計）についても、引き続き消費者の安全・安心を確保するため、継続して必要な財源を確保すること。

さらに、県内外の消費者に対して、これまで以上に放射能に関する正確かつ丁寧な情報提供と県産食品の安全性についての情報発信が重要であることから、本県が実施している風評対策事業やリスクコミュニケーションに関する事業について、十分な財源を確保すること。

(2) 地方消費者行政強化交付金の拡充

地方消費者行政強化交付金（推進事業）について、当県ではこれまで復興関連事業が優先的に行われてきており、復興の進展や住民の帰還等に伴い、これからが相談体制整備の本格的なスタートとなるため、令和6年度以降の新規事業についても対象とすること。

また、地方消費者行政強化交付金（強化事業）について、国の重要政策に対応する事業だけでなく、県及び市町村が求める消費生活相談員の人件費や地域の課題にも柔軟に対応できるよう、用途を拡充するほか、補助率（1/2）の引き上げを行うこと。

(3) リスクコミュニケーション等の強化

国内外におけるリスクコミュニケーションについては、国が責任を持って主体的に取り組み、消費者の理解を促進すること。

また、県及び市町村が実施するリスクコミュニケーションの取組に対して、講師・専門家の派遣や資料提供など、引き続き支援を行うこと。

35 地域女性活躍推進交付金の予算の確保

【内閣府】

女性が活躍できる環境づくりを更に進めていくためには継続した取組が不可欠であることから、令和6年度以降も事業を継続するとともに、十分な予算を確保すること。

36 性犯罪・性暴力被害者支援のための交付金の予算の確保

【内閣府】

被害者がその被害を受けた地域で支援に差が出ないように、また、安定した相談体制の整備や医療費助成及び協力病院の機能強化のために、性犯罪・性暴力被害者支援のための交付金の予算を十分に確保すること。

37 人権啓発活動地方委託費の予算の確保

【法務省】

インターネット上における誹謗、中傷など多様化する人権課題に対応し、互いの人格を尊重し、個々の違いを認め合う共生社会を実現するためには、地域における人権啓発活動の一層の充実を図る必要があることから、令和6年度以降も地方委託事業を継続するため十分な予算を確保すること。

38 避難地域等における地域公共交通ネットワークの構築に関する支援等

【復興庁、国土交通省】

(1) 避難地域における地域公共交通ネットワーク構築の支援

より一層の帰還促進や生活の利便性向上を図るとともに、福島国際研究教育機構の設立など福島イノベーション・コースト構想の進展と連動した持続可能な地域公共交通ネットワークを構築するため、令和7年度までとされている地域公共交通確保維持事業(被災地域地域間幹線系統確保維持事業)について、いまだ復興の途上である避難地域の現状を踏まえ、令和8年度以降も継続し、中長期にわたり必要な予算を確保すること。

あわせて、避難地域市町村が実施するコミュニティバスやデマンド型乗合タクシー等の運行事業、さらには、新たな交通モードへの実証事業等への支援についても、復興まちづくりの進展に応じ、令和8年度以降も被災者支援総合交付金等により必要な予算を確保すること。

(2) 被災地域地域間幹線系統確保維持事業におけるバス購入補助の特例の継続

避難地域において路線バスを運行する交通事業者の負担を軽減し、避難地域のバス路線の確保・維持を図るため、バス購入時の一括補助の措置について、復興の現状を踏まえ、令和8年度以降も継続すること。

(3) 地域間幹線系統確保維持事業の特例措置(激変緩和措置)の継続

被災地域地域間幹線系統確保維持事業から地域間幹線系統確保維持事業に移行した路線の輸送量要件の緩和等の特例について、引き続き、避難者の生活の足を維持・確保できるよう継続すること。

39 JR只見線の継続的な運行

【総務省、国土交通省、観光庁】

只見線は、地域の将来像を描き、地方創生を成し遂げるための起爆剤として必要不可欠な存在であることから、日本一のローカル線として生活・観光・教育・産業面で国内外を問わず多くの方々に利活用される新たな只見線を創り上げていかなくてはならない。

については、新たな只見線を創り上げるため、以下の内容について支援すること。

(1) 只見線の施設整備や維持管理費に対する財政支援

上下分離方式の導入に伴い、復旧後に県と会津 17 市町村が将来にわたり毎年負担することとなる維持管理に要する費用について、地域住民の生活に必要不可欠であり、かつ地方創生の核となる当該路線の安全で安定的な運行が確保されるよう、鉄道軌道安全輸送設備等整備に係る補助事業の対象に加えることや、地域公共交通の確保・維持のための特別な財政需要として地方交付税を措置するなど、財政支援を講じること。

(2) 只見線の利活用促進に関する支援

上下分離方式を採用し、復旧後も維持管理費を負担する自治体のモデル事例として、地元自治体の利活用促進の取組に必要な支援を行うとともに、国においても、あらゆる機会を捉えて、只見線のPRに努め、インバウンド等の誘客に積極的に取り組むこと。

40 厳しい経営状況にある交通事業者等への財政支援等

【国土交通省】

(1) 地域公共交通事業者等への支援

新型コロナウイルス感染症や今般の原油価格・物価高騰の影響により、地域公共交通事業者やトラック運送事業者は、極めて厳しい経営を強いられているが、こうした中であっても、事業者が安定的に地域公共交通サービスやトラック物流サービスを提供し、社会機能を維持できるよう、地域公共交通事業者への減収補てんを含む新たな支援制度やトラック運送事業者への支援制度を構築すること。

また、複数年の支援が可能となる「エリア一括協定運行事業」等が今年度から創設される予定であるが、十分な予算の確保とともに、地域の実情に応じて活用できるよう、柔軟な運用を図ること。

(2) 地域公共交通事業者等の人材確保・育成への支援

長引くコロナ禍や原油価格・物価高騰の影響等により、地域公共交通事業者やトラック運送事業者における人材不足の課題がより一層顕著になっていることから、処遇や労働環境の改善を始め、規制緩和、資格・免許取得の支援、さらには業界のイメージアップなど、国において総合的な対策を講じること。

41 地域間幹線系統バスの確保・維持に向けた支援

【国土交通省】

(1) 地域間幹線系統確保維持費国庫補助金の予算確保及び補助要件の緩和の継続

地域間幹線系統確保維持費国庫補助金について、必要な予算を確保するとともに、地域の実情や長引く新型コロナウイルス感染症の影響に配慮し、輸送量等の補助要件について緩和措置を継続すること。

(2) 厳しい経営状況にある地域公共交通事業者に対する車両購入補助の特例措置

事業者へのバス車両購入補助について、厳しい経営状況にある地域公共交通事業者の資金繰りを考慮して、被災地特例の適用路線以外についても購入年度に一括補助を行うなど特例措置を設けること。

42 第三セクター鉄道会社に対する補助事業等の予算確保 **【国土交通省】**

新型コロナウイルス感染症や今般の原油価格・物価高騰等の影響により、利用者が減少し、収入が大きく落ち込んでいる状況を踏まえ、第三セクター鉄道会社が安定的に経営を維持していけるよう、施設整備、車両更新、車両検査等に対して、鉄道施設総合安全対策事業やポストコロナを見据えた受入環境整備促進事業等において、十分な予算を確保するとともに、補助率どおり全額交付すること。

43 ローカル鉄道の再構築に関する支援 **【国土交通省】**

ローカル鉄道の再構築に係る法制度が今年4月に改正されたところであるが、鉄道路線全体のネットワークの在り方については、地方自治体に委ねるのではなく、まずは、国において、日本全体の問題として考え方を示し、路線の維持に向けて積極的に関与すること。

あわせて、法制度の改正や新たな支援制度の創設に当たっては、それぞれの地域の実情に応じて、利用促進や実証事業、駅を中心としたまちづくり等に取り組むことができるよう、十分な予算の確保と柔軟な運用を図ること。

44 交通事業者へのEVバス等の導入支援

【国土交通省】

交通事業者におけるEVバス、EVタクシー等の導入に当たっては、依然として車両価格が高額であり、普及の障壁になっていることから、カーボンニュートラルの実現のため、国庫補助率の引き上げ等を行うこと。

45 海外への情報発信等の取組に対する支援

【外務省、観光庁】

(1) 風評・風化対策に係る情報発信の強化・支援

今年5月末現在、12の国・地域で福島県産食品の輸入規制が行われており、海外においては原発事故に伴う当県への風評が依然として根強く残っている一方、時間の経過とともに加速する風化の問題があることから、国においては、駐日外交団や外国人プレスへの当県への招聘、国内外において本県をPRする機会の確保など、海外への情報発信を一層強化し、国を挙げて本県の風評払拭及び風化防止対策に取り組むこと。

また、ALPS処理水の処分については、福島県だけでなく日本全体の問題であるとの認識の下、国内外の理解醸成に向け、関係省庁がしっかりと連携し、行動計画に基づき政府一丸となって措置を講じること。

(2) 国際会議及び関連行事の誘致等

国や関係団体が主催する国際会議や関連行事等の当県開催を誘致・支援するとともに、国際会議参加者等による当県の現状に関する理解を促進するための取組を実施すること。

46 外国人住民の相談対応に対する支援

【出入国在留管理庁】

多言語による一元的相談窓口については、個々の自治体だけでの対応には困難な部分が多いことから、国の外国人在留支援センター等における在留相談の更なる周知を図るとともに、全国の地方公共団体の行政窓口等を対象とした電話通訳支援サービスを提供するなど、地方自治体における外国人住民への対応を支援すること。

また、今後、相当数の増加が見込まれる外国人材を円滑に受け入れ、外国人住民が安心して暮らせる環境づくりを進めるため、多言語による一元的相談窓口の整備・運営に係る十分な予算を継続して確保すること。

47 福島県環境創造センターの運営支援

【復興庁、文部科学省、環境省】

(1) 運営費の予算確保

福島県環境創造センターは、原子力災害からの環境回復・創造を進める拠点として、放射線等のモニタリングや廃棄物処分における放射性セシウムの挙動解析を始めとした調査研究を実施し、それらの結果を交流棟「コミュタン福島」等を活用して情報発信するとともに、「コミュタン福島」においては、児童・生徒等を対象とした放射線教育を始めとした環境教育を実施している。

原子力災害からの環境回復・創造のためには、引き続き、避難指示区域における放射線等に関する研究はもとより、放射線等に関する正確な情報発信や環境教育の取組が必要であることから、令和7年度以降における当センターの運営費予算を確保すること。

(2) 連携協力機関に係る予算確保

当県の環境回復・創造に向けた調査研究を着実に実施するため、日本原子力研究開発機構及び国立環境研究所が福島県環境創造センターにおいて継続的・安定的に調査研究を進めることができるよう、引き続き十分な予算を確保すること。

(3) 交流棟「コミュタン福島」への訪問促進

「コミュタン福島」は、当県の放射線等に関する正確な情報発信や児童・生徒等を対象とした環境教育を実施している施設であることから、国内外から多くの方が「コミュタン福島」を訪問するよう、国として、全国の教育関係機関等への教育旅行での「コミュタン福島」の活用の周知や、海外に向けたPR等を行うこと。

48 ふくしまグリーン復興構想の推進

【環境省】

当県の自然公園の利用者数は、震災等の影響から大幅に減少している。国と共同で策定した「ふくしまグリーン復興構想」の実現に向け、連携して取組を進めてきたが、回復基調には至っていない。世界に類を見ない複合災害に見舞われた福島だからこそ、国内外から多くの方々に足を運びその魅力を体感していただくこと、また、自然の恵みを次世代に継承することが重要であることから、引き続き、取組を推進していくため、以下の措置を講じること。

(1) 国立・国定公園の魅力向上等の着実な推進

「ふくしまグリーン復興構想」に基づき、国立・国定公園の魅力向上や周遊促進の仕組み作りを国が積極的に推進するとともに、自治体や事業者等が行う取組に対する十分な支援を行うこと。

(2) 県事業の予算確保と環境省直轄事業の確実な実施

構想に基づく県の取組を着実に推進するため、自然環境整備交付金等の予算を十分に確保すること。

また、国立公園の魅力向上と多様化するニーズに対応するため、ビジターセンターや園地など老朽化した施設の改修や再整備について、整備計画に基づき確実に事業を実施するとともに、五色沼自然探勝路などの特別保護地区内施設等の直轄整備及び管理に取り組むこと。

(3) 越後三山只見国定公園（福島県地域）のビジターセンター運営に係る支援

越後三山只見国定公園（福島県地域）の魅力発信のため、県が整備するビジターセンターについて、運営に係る必要な支援を行うこと。

(4) 国立公園・国定公園におけるワーケーションの普及促進

国立公園・国定公園におけるワーケーションについて、国が積極的に普及促進に取り組むとともに、自治体等の取組を支援すること。

49 鳥獣被害対策の推進

【環境省】

(1) 指定管理鳥獣捕獲等事業にかかる予算確保

イノシシやニホンジカの被害防止のため、個体数調整による捕獲を中心とした対策を継続できるよう、引き続き、必要な予算を確保すること。

(2) 尾瀬等におけるニホンジカ対策の強化

尾瀬の植生に甚大な被害を及ぼしているニホンジカについて、国として個体数抑制に向けた抜本的な対策として、核心地区における捕獲の一層の強化を図るとともに、尾瀬ヶ原の見晴など、食害の著しい場所について、国が防護柵を設置するなど被害防止対策を強化すること。

また、近年、磐梯朝日国立公園内においてもニホンジカが頻繁に目撃されるようになってきており、公園内の貴重な植生への被害が懸念されることから、被害状況やニホンジカの行動エリア等について調査を行うなど被害防止対策を講じること。

(3) 鳥獣被害対策にかかる支援の充実

ツキノワグマやニホンザル等の鳥獣被害対策を推進するため、モニタリング調査や人の生活圏への侵入を防ぐための侵入防止柵の設置、河川敷などの藪の刈り払い等の対策への支援を講じること。

50 外来種対策に係る予算確保等

【環境省】

(1) 国による水際対策の徹底と情報共有できる体制の構築

外来生物について、国において侵入の未然防止に向けた水際対策を徹底するとともに、国内発生時においては、国が積極的に発生・生息情報等を収集し、関係機関へ情報共有できる体制を構築すること。

(2) 外来種対策に係る予算の確保

特定外来生物防除等対策事業の予算を十分に確保するとともに、捕獲手法や防除手法の開発など、地方自治体の取組を技術的にも支援すること。

また、新たに被害が確認された侵略的な外来種については、特定外来生物への指定を地域の実情に応じて柔軟かつ速やかに行うとともに、指定前であっても、対策への支援を講じること。

51 猪苗代湖・裏磐梯湖沼群などの水環境保全

【環境省】

(1) 水環境保全対策等に係る調査研究の実施

猪苗代湖の水環境保全対策について、国立公園内にある湖沼のモデルケースとして国立環境研究所においても当県と共同して調査研究に取り組むこと。

また、国立環境研究所が共同研究に取り組むため必要な経費について、十分な予算を確保すること。

(2) 水環境保全に対する支援

磐梯朝日国立公園の中核的位置を占める猪苗代湖・裏磐梯湖沼群などの水環境や自然環境の保全のため、水質や準絶滅危惧種に影響する水生植物の除去や処理などの継続的な対策が必要であり、対策に中長期的に取り組める新たな支援制度を創設すること。

52 被災者見守り・相談支援事業の継続

【復興庁、厚生労働省】

復興公営住宅等での避難生活が長期化している方や帰還した方に対し、今後も生活支援相談員による継続的な支援が必要であることから、令和6年度以降においても引き続き必要な予算を確保すること。

また、第2期復興・創生期間終了後も中長期的な対応が必要であることから、本格的な復興・再生に向け当該事業による被災者支援を継続するとともに、生活支援相談員が複数年雇用できる基金化の実現に取り組むこと。

53 高齢者等サポート拠点運営事業の継続

【復興庁、厚生労働省】

避難指示解除区域に設置されている高齢者等サポート拠点の運営に関して、介護保険事業への移行など、必要な体制が整備されるまでの間、必要かつ十分な財政支援を継続すること。

54 社会福祉施設等の復旧に向けた支援

【復興庁、厚生労働省】

原発事故による避難の長期化により事業再開ができない社会福祉施設等に対し、復旧に着手できる時点で社会福祉施設等災害復旧費補助金が適用できるよう財政支援を継続すること。

55 避難地域の介護サービス提供体制の再構築

【復興庁、厚生労働省】

避難指示解除区域では帰還された方のうち高齢者の割合が高くなっており、住民が安心して生活するためには介護提供体制の再構築が必要不可欠であるが、当該地域ではいまだに深刻な介護人材不足により必要な介護サービスが十分に提供されず、施設の運営にも影響を及ぼす状況にある。

下記事業については、人材確保の成果が出るまでには時間がかかることから、引き続き十分な財源措置を行うこと。

(1) 被災地における福祉・介護人材確保事業（セーフティネット支援対策等事業費補助金）

- ① 研修受講費・就職準備金の貸与及び住まいの確保支援等
- ② 新規採用職員・中堅介護職員就労支援事業
- ③ 相双地方介護人材確保対策モデル事業
- ④ 被災地介護施設再開等支援事業

(2) 福島介護再生臨時特例補助金事業（福島介護再生臨時特例補助金）

- ① 避難指示解除区域等で再開、運営している介護保険施設に対する運営費支援
- ② 避難指示解除区域等で訪問サービスを実施する事業所に対する運営費支援

56 被災者に係る国民健康保険、介護保険、障害福祉サービス等の支援制度の継続

【復興庁、厚生労働省】

避難指示区域等対象地域における医療費一部負担金、介護保険に係る利用者負担、国民健康保険税・後期高齢者医療制度保険料・介護保険料及び障害福祉サービス等に係る利用者負担の全額減免に対する国の特別の財政支援については、令和5年度から順次見直しを開始されるが、対象となる住民の不安や疑問に丁寧に対応するとともに、今後、見直しについて検討される大熊町、双葉町を始めとする帰還困難区域に居住していた住民の保険料等の減免や、市町村の保険事務等の支援について、引き続き、市町村の意向をしっかりと踏まえた対応を行うこと。

57 医師確保への支援

【厚生労働省】

東日本大震災及び原子力災害からの復興に伴い日々新たに増えている課題に対処していく必要があるほか、県土の多くを過疎・中山間地が占めている当県において、県民が安心して医療を享受できるよう医療提供体制の確保を図っていく必要がある。

特に、避難地域のある相双医療圏においては、医師数が震災以前の水準まで回復しておらず、今後の住民の帰還や医療提供体制の推移等を見据え、引き続き、県内全域において医師を確保することにより、避難地域へ医師を配置していかなければならない。

また、福島県医師確保計画及び福島県総合計画に基づき、令和12年度末時点での確保すべき目標医師数4,518名（平成30年度から699名確保）の確保に向け、更なる医師確保対策に努めなければならない。

当県が対応できる医師の確保対策には一定の限度があることから、国は以下の措置を講じること。

(1) 地域偏在解消に向けた実効性を伴う専門研修の仕組みの構築

専攻医募集定員に係る厳格なシーリングの実施や都道府県域をまたぐ医師の地域偏在・診療科偏在解消に向けた実効性のある仕組みの構築を行うこと。

(2) 医師確保対策への更なる財政支援

福島県医師確保計画に基づき実施する医師の確保・偏在対策のための具体的な施策に対し、更なる財政支援を行うこと。

(3) 医師の働き方改革への支援

大学の医局等からの医師の引き揚げ等により地域医療に大きな影響を及ぼすことがないように、医師の働き方改革の運用開始後も必要な支援を行うこと。

58 福島県立医科大学医学部定員増の恒久化

【文部科学省、厚生労働省】

当県では、原子力災害等の影響により医療提供体制がより深刻な状況であるほか、厚生労働省が令和5年3月に示した医師偏在指標では全国ワースト6位の「医師少数県」に位置付けられるなど、依然として厳しい状況が続いている。

令和4年10月27日の「第8次医療計画等に関する検討会、第9回地域医療構想及び医師確保計画に関するワーキンググループ」において、「令和6年度については令和5年度の枠組みを暫定的に維持する。令和7年度以降の医学部臨時定員については第8次医療計画等に関する検討会等における議論の状況を踏まえて、改めて検討する。」と示されているが、医学部臨時定員増が認められない場合、同大学医学部の定員は130名から85名となり、45名の減少となることから、福島県医師確保計画に掲げる確保すべき医師数の目標達成が困難になることは明らかである。

については、現在、期限付きで認められている福島県立医科大学医学部の臨時定員増の恒久化措置を図ること。

59 地域医療介護総合確保基金

【厚生労働省】

国においては、平成 26 年度から地域医療介護総合確保基金により、効率的で質の高い医療提供体制と地域包括ケアシステムの構築を進めているが、当県は、深刻な人材不足にあるなど地域医療及び介護の提供体制が一段と脆弱化している状況にあり、これらの人材確保の対策が必須の課題となっている。

こうした当県の地域事情を十分に考慮し、医師少数県に位置付けられている当県が実施する医師の確保・偏在対策の施策に対し、十分な財源を確保するとともに、配分方針の更なる明確化や客観化により、医師確保の取組に対する重点的な配分を確実に行うこと。

また、各事業の区分間の配分額の調整を弾力的に認める仕組みとすること。

さらに、介護人材を確実に確保することができるよう、地域の実情に応じた基金の柔軟な活用を可能にするとともに、必要な財源を確保すること。

あわせて、例年、夏頃の内示時期を待って事業に着手できる状況であり、事業期間の十分な確保と効果的な実施のため、また市町村から早期の内示を要望されていることから、第 1 四半期中に事業着手が可能となるよう、交付手続きの迅速化を図ること。

60 地方単独医療費助成制度による国庫負担金の減額措置の廃止

【厚生労働省】

地方単独事業により医療費助成を実施した場合の国保の国庫負担金等の減額措置について、「こども・子育て政策の強化について（試案）～次元の異なる少子化対策の実現に向けて～（令和 5 年 3 月 31 日付こども政策担当大臣）」において、子ども医療費の減額調整措置を廃止する方針が示されたところであるが、重度心身障害者やひとり親家庭等に対して、現物給付による医療費助成を行った場合の国民健康保険の国庫負担減額調整措置も廃止すること。

61 国民健康保険における財政支援

【厚生労働省】

国保改革に係る国費の追加財政支援(約 3,400 億円)は、令和 6 年度以降も都道府県及び市町村の国保財政運営の安定化のため着実に実施すること。

62 国民健康保険の子どもに係る均等割保険料軽減措置の拡充

【厚生労働省】

国民健康保険の子どもに係る均等割保険料軽減措置については、対象となる子どもの範囲が未就学児に限定され、その軽減額も 5 割とされているため、子育て支援の観点から、対象範囲及び軽減割合の拡充について更なる検討を行うこと。

63 重層的支援体制整備事業等に係る確実な財源措置

【厚生労働省】

地域共生社会の実現に向けて、市町村が実施する「重層的支援体制整備事業」及び「重層的支援体制整備事業への移行準備事業」並びに県が実施する「重層的支援体制構築に向けた都道府県後方支援事業」の実施に際しては、県や市町村に新たな負担が生じないよう国の責任において必要かつ恒久的な財政措置を行うこと。

なお、「重層的支援体制整備事業」の多機関協働事業等については、令和 5 年度から新たに都道府県負担が生じたことから、当該県負担分の財政需要について確実に交付税措置を行うこと。

64 福祉人材の更なる処遇改善

【厚生労働省】

団塊の世代が75歳以上となる令和7年以降の超高齢化社会を控え、介護を必要とする方に持続的に介護保険サービスを提供するためには人材の確保が不可欠であることから、人材確保に資する確実な収入の引上げにつながるよう、処遇改善加算等の効果を検証し、適切な制度改善を行うとともに、介護職員に限定せず、介護従事者全ての賃上げに係る制度設計とすること。

また、介護保険制度が将来にわたり安定したものとなるよう、保険料と国・地方の負担の在り方を含め、必要な制度の改善を図ること。

65 がん対策の充実

【厚生労働省】

がんは死因の第1位であり死亡率の低下が全国的な課題である。当県においてもがん罹患数は増加傾向にあり、令和元年は15,862人の県民ががんと診断されていることから、がんの予防と患者のケアにより一層取り組んでいく必要がある。

がんの予防を推進する上では、受診率の向上、受診対象者の範囲拡大、HPVワクチンの積極的な接種勧奨の周知も含めたがんに関する知識の普及啓発、検診を実施する医療機関の体制整備やたばこ対策等の課題がある。

また、患者ががんと共生する上で治療と就労や社会参加の両立が課題である。そのためには治療に伴う外見の変化に対して患者のストレスを軽減する必要があるが、がん治療に係る費用に加え、ウィッグや人工乳房などの補整具を購入すると経済的な負担が大きくなる。

さらに、がん患者が住み慣れた生活の場で療養生活を送れるようにすることも課題であるが、20歳以上40歳未満の患者は介護保険制度の在宅支援を受けることができず、終末期の在宅療養が困難な状況にある。

については、国は以下の措置を講じること。

(1) 職域のがん検診の制度化

がん検診受診率向上のため、職域におけるがん検診の実施主体を明確にするとともに、対象者数や受診率などの実態を地方自治体が把握できる体制を整備すること。

(2) 子宮頸がん検診及び乳がん検診受診率向上への支援

「新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業」におけるクーポン券等配布事業の対象を拡大すること。

(3) HPVワクチンの安全な接種体制の構築について

HPVワクチンの積極的な接種勧奨を実施していくにあたって、各自治体が接種対象者に対し、9価ワクチン及び交互相種も含めた接種の有効性や安全性に関する情報を提供できるよう、十分かつ迅速な情報提供を行うとともに、副反応が生じた場合に備えた医療提供体制の構築のために必要な支援を強化すること。

また、従来の定期接種対象者と同等の接種機会の確保及び現在の接種状況を踏まえ、令和6年度末で終了するキャッチアップ接種の実施期間を延長すること。

(4) 都道府県のがん予防施策への支援

新型コロナウイルス感染症の影響により、がん検診の受診率低下が深刻な課題となっていることから、都道府県が地域の実情に応じたがん予防・がん検診受診促進施策を積極的に実施できるよう「都道府県健康対策推進事業」の柔軟な運用、財政的支援を拡充すること。

(5) たばこ対策の充実

受動喫煙防止対策の制度について国民へ十分な理解促進を図るとともに、制度運用に関する技術的助言に努めること。

また、喫煙者に対する禁煙推奨など幅広いたばこ対策が各都道府県において実施できるよう、国の「たばこ対策促進事業」や「受動喫煙対策促進事業」において、補助対象の拡大、補助率の拡充を図ること。

(6) アピアランスケアに対する助成制度の創設

がん患者が治療と就労や社会参加を両立できるよう、ウィッグ等の補整具購入費を助成する制度を創設すること。

(7) 20歳から40歳未満のがん患者等の療養生活に対する支援制度の創設

20歳から40歳未満のがん患者や、18歳又は19歳で小児慢性特定疾病医療費の支給を受けていないがん患者について、患者や家族の経済的負担を軽減しながら住み慣れた地域社会で療養生活を送ることができるよう、当該世代に対する医療費助成や介護保険サービスと同等の支援制度を創設すること。

66 少子化対策（結婚支援）の財政支援

【こども家庭庁】

当県の未婚率や平均初婚年齢は、全国平均より低い状況で推移していたが、近年、未婚化・晩婚化が急速に進んでおり、少子化進行の大きな要因となっている。

次元の異なる少子化対策の実現に向けて示された「こども・子育て支援加速化プラン」においては、結婚支援に関する具体的取組が明記されておらず、未婚化・晩婚化対策を併せて推進することが重要であることから、県、市町村等が地域の実情に応じて意欲的に取り組む結婚支援について、十分な成果を得られるよう、国においては長期的かつ安定的な予算を確保すること。

67 保育士の配置基準の見直し及び処遇改善に向けた財政支援 【こども家庭庁】

令和5年3月末に国が示した「こども・子育て政策の強化について(試案)」において盛り込まれた1歳児の職員配置基準を6対1から5対1へ、4・5歳児の基準を30対1から25対1へ改善することについて、迅速かつ確実に実施すること。

なお、保育現場においては、感染症対策、安全対策、特別な配慮を必要とする子どもへの対応が増えるなど、従来より職員一人当たりの業務負担が増加しており、保育士の配置基準の更なる改善を実現すること。

また、待機児童解消の取組を強化するため、「新子育て安心プラン」により保育の受け皿を整備しているが、施設整備に伴い必要となる保育士の確保については、令和4年10月以降、国の経済対策に基づく加算措置も含めて措置されているものの、公定価格の底上げを図るなど保育士の給与改善を更に進めるよう、国が責任を持って対処すること。

あわせて、保育所等の処遇改善等加算の認定事務等が膨大な事務量となっており、算定の誤りに繋がることが懸念されるため、制度の簡素化を図ること。

68 認定こども園の施設整備に関する制度の一元化と財源確保 【こども家庭庁】

認定こども園の施設整備においては、同じ施設でありながら災害復旧事業も含めて基準が異なり、当県及び市町村ともに事務執行に支障をきたしていることから、教育分の補助率を保育部分と同一に引き上げるとともに、こども家庭庁の主導により、実際に県及び市町村の事務負担軽減に繋がるよう実行性ある一元化を行うこと、また十分な予算を確保すること。

69 放課後児童クラブの整備・運営と職員の処遇改善等に向けた財政支援

【こども家庭庁】

放課後児童クラブの待機児童の解消に資する施設整備や実施場所の確保など、放課後児童クラブの安定的な運営に向けた財政支援の充実を図ること。

また、放課後児童支援員等の更なる処遇改善に向け、運営費補助単価の拡充及び補助率の引き上げを行うこと。

70 0歳児から2歳児の保育料及び放課後児童クラブの利用料の無償化

【こども家庭庁】

子育て世帯の経済的負担を軽減し、切れ目ない支援を実施するため、保育料の無償化の対象を0歳児から2歳児まで拡大し、幼児教育・保育の完全無償化を早期に実現するとともに、放課後児童クラブの利用料について無償化を含む負担軽減策を講じること。

71 母子の健康支援

【環境省】

東日本大震災当時、中高生であった県民等が妊娠・出産・子育てを行う世代となっており、産まれてくる子どもへの放射線の健康影響等の不安に対応するため、母子の健康支援を継続して実施できるよう、予算を確保すること。

72 避難地域等における幼児期の教育・保育環境の充実 【復興庁、こども家庭庁】

原子力災害による避難地域における教育・保育施設については、今後更に帰還が進むよう魅力ある教育・保育の環境を整備することが求められていることから、引き続き、十分な予算を確保すること。

また、子育て世代の帰還を促すため、市町村が特色ある施設整備ができるよう「効果促進事業」の枠組みを引き続き継続すること。

73 ひとり親家庭への支援策の充実 【こども家庭庁】

(1) ひとり親家庭への医療費助成制度の創設

ひとり親家庭の経済的負担を軽減するとともに、安心して医療機関を受診することができるよう、国においてひとり親家庭の医療費助成制度を創設すること。

(2) 児童扶養手当の一部支給停止の廃止

支給開始から5年等満了後に手当額の1/2を支給停止とする「一部支給停止」の取扱いは、支給対象者の困窮化を招くことはもとより、支給停止及び支給停止の除外に係る事務が煩雑であり、受給資格者及び支給機関双方の負担が大きいことから廃止すること。

(3) 就業支援の充実

ひとり親世帯の自立のために、ひとり親が安心して資格・技能の取得に専念できるよう、高等職業訓練促進給付金事業等の就業支援をさらに充実させること。

74 すべての子どもを対象とした医療費助成制度の創設

【こども家庭庁】

安心して子どもを生み、育てやすい環境づくりを進めるとともに、子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、国においてすべての子どもを対象にした医療費助成制度を創設すること。

75 水道の広域連携にかかる支援の拡充

【厚生労働省】

将来に渡って水道事業を持続するためには、水道事業の基盤を強化し、市町村の枠を超えた広域連携が有効であるが、広域連携の中核となる事業者は、資本費の抑制や企業債残高の削減に努めているため、採択要件により生活基盤施設耐震化等交付金の対象とならない場合がある。

地域の実態にあった統合・広域化や広域連携が円滑に進むよう、生活基盤施設耐震化等交付金の採択要件を緩和し、広域連携の中核となる事業者が補助制度を活用できるようにすること。

また、維持管理・職員育成の共同化や業務委託の一括発注など、事業統合・経営の一体化によらない広域連携に対する補助制度を創設すること。

76 水道広域化推進プランの実効性を担保するための支援制度の創設

【厚生労働省】

都道府県は、その区域内における市町村の区域を超えた広域的な水道事業者間の連携等の推進その他の水道の基盤の強化に関する施策を策定するとともに、これを実施するため、水道広域化推進プランに基づく取組を推進する役割を担う。

具体的には、水道事業者、水道用水供給事業者等との間の調整を行うとともに、水道事業者等が行う事業基盤の強化に関し、情報の提供、技術的な援助及び検討の場の設定を行うことになる。

そこで、水道広域化推進プランの実効性を担保するため、広域化の推進役となる都道府県に対し、圏域別検討会の開催、広域化のより詳細なシミュレーション、先進地事例の勉強会や視察などにかかる経費に対する財政支援制度を創設すること。

77 公衆衛生獣医師確保のための補助制度の創設

【厚生労働省、環境省】

公衆衛生獣医師の業務は、食品・食肉の安全確保、狂犬病等の動物由来感染症のまん延防止、動物の愛護及び適正飼養の普及啓発など多岐にわたっており、県民生活の安全・安心の確保や質の向上を図るため、公衆衛生獣医師の果たす役割や責任は非常に大きなものになっている。

そのため、公衆衛生業務を担う獣医師の安定的な確保は不可欠であるが、当県においては、東日本大震災以降、20名の獣医師が中途退職しているほか、今後数年間に相当数の獣医師が定年退職を迎えることから、獣医師不足の状況が改善されなければ、公衆衛生の維持・向上に影響が生じることが懸念される。

このような状況の中、農林水産省では「獣医師養成確保修学資金給付事業」を実施し、産業動物獣医師や家畜防疫員等の農林水産分野の公務員獣医師の確保対策を推進している。

公務員獣医師の確保が困難な状況にあるのは、公衆衛生分野でも同様であることから、公衆衛生獣医師の確保対策として、獣医学生に対し同様に修学資金を補助する制度を創設すること。

78 中小企業組合等共同施設等災害復旧事業の継続

【復興庁、中小企業庁】

中小企業組合等共同施設等災害復旧事業（いわゆるグループ補助金や商工会館等施設等災害復旧支援事業）について、避難地域12市町村においては、避難指示区域の見直しに伴い現地に帰還して復旧に着手する事業者が見込まれることから、令和6年度以降も事業を継続するとともに、十分な予算を確保すること。

79 被災中小企業施設・設備整備支援事業貸付金の予算確保

【復興庁、中小企業庁】

原子力災害で被害を受けた中小企業等が事業を継続・再開するため、中小企業等グループ施設等復旧整備に係る補助金の自己負担部分に利用できる当貸付金についても、補助金と連動した予算措置を行うこと。

80 東日本大震災復興緊急保証の継続

【中小企業庁】

東日本大震災による著しい被害によって経営の安定に支障が生じている中小企業・小規模事業者への資金供給の円滑化を図るため、東日本大震災復興緊急保証を令和6年度以降も継続して実施すること。

81 特定地域中小企業特別資金の継続

【復興庁、中小企業庁】

原子力災害により移転を余儀なくされた中小企業等が事業を継続・再開するため、特定地域中小企業特別資金の貸付を令和6年度以降も継続すること。

82 放射線量測定指導・助言事業の継続

【復興庁、経済産業省】

福島県内企業に対する風評被害は未だ収まっておらず、現在も企業から、工業製品の放射線量測定、指導及び助言の需要が依然としてあることから、国において実施している工業製品の放射線量の測定指導・助言事業について、関係機関等の意見を踏まえながら令和6年度以降も継続していくとともに十分な予算確保を行うこと。

83 知財戦略の推進

【特許庁】

知財の創造、保護及び活用によりイノベーションを力強く創出し、知財が新たな知財を生む好循環「知的創造サイクル」を確立するため、知的財産に関する相談窓口の設置や専門家の配置、普及啓発セミナーの開催などの取組を行うこと。

また、浜通り地域等における特許料及び国際出願に係る手数料等の特例措置を継続するとともに、原子力災害からの復興・再生を実現する創造的復興の中核拠点となる福島国際研究教育機構との連携による産業集積に向けた取組を推進すること。

84 「技能者育成資金融資制度」の更なる改善

【厚生労働省】

当県産業人材を幅広く育成・確保するため、公共職業能力開発施設（県立テクノアカデミー）の訓練生を対象に、大学等の学生と同等の給付型奨学金制度を創設すること。

また、「技能者育成資金融資制度」の更なる金利の引き下げや融資金額の増額、手続きの簡素化など改善を講じること。

85 技能検定受検手数料の若年減免制度の復活

【厚生労働省】

令和4年度に若年技能者の減免対象範囲が大幅に縮小されたことにより、受検者数も大幅に減少する恐れがあり、そのことが、当県の産業の基盤である若年技能者の育成に影響を及ぼす恐れがあるため、補助対象を縮小することなく、技能の振興の継承に対する施策の充実を図ること。

86 観光復興に向けた国内外からの誘客促進等の取組に対する支援

【復興庁、外務省、国土交通省、観光庁】

(1) ALPS 処理水の処分に係る風評対策

ALPS 処理水の処分については、県内全域の観光事業者が新たな風評による観光業への影響を危惧しており、国においては、こうした事業者の不安を払拭するため、観光業への風評を把握する調査の更なる充実、当県の正確な情報や観光の魅力などを発信する取組、宿泊減を起こさないセーフティネットとなる取組等を確実に実施すること。

(2) 浜通り観光再生への支援

浜通り地域においては、観光客入込数が震災前の水準まで回復していないほか、観光地としてのコンテンツや観光に携わる事業者も十分ではない現状があることから、ホープツーリズムの拡充やブルー・ツーリズムの推進等の誘客促進の取組を通じて、観光基盤を育む必要があることから、引き続き、十分な予算を確保すること。

(3) 風評払拭による観光誘客促進への支援

当県への観光に不安を抱く国内外の方々に対して、これまでの風評払拭の取組に加えて、ALPS 処理水による新たな風評への懸念を踏まえ、当県が行うコンテンツ造成や観光キャンペーンなどの情報発信、新たに実施する福島ならではの観光誘客の取組等に必要な予算を確保すること。

また、震災後、全国の水準まで回復していないインバウンド需要について、現地での情報発信による誘客促進等の海外における福島への風評払拭に向けた取組を行うための予算を確保すること。

(4) 教育旅行回復への支援

震災前の水準まで回復していない教育旅行について、モニターツアーや情報発信等の誘致促進の取組を行うために必要な予算を確保すること。

(5) 国内外の会議、各種イベント等の誘致・開催への支援

国及び関係団体が開催する国内外の会議や芸術文化、スポーツ等の各種大規模イベントについて、当県の現状を知っていただく絶好の機会であることから、当県で開催できるよう誘致等に努めること。

なお、開催地に負担が生じる場合は、予算を確保すること。

87 浜通り地域等への交流人口・消費の拡大

【復興庁、経済産業省】

デジタル技術の活用も視野に入れた地域が連携したプロモーションや電子決済ポイント還元事業の展開、誘客コンテンツ開発・広域マーケティング支援により、浜通り地域等への交流人口の流れを促進させ、消費拡大につなげるための取組に対する予算を確保するとともに、自治体等の意見を踏まえながら、交流人口拡大に向けた取組を推進するためのアクションプランを着実に進めること。

88 福島空港の国際定期路線就航に向けた支援

【外務省、観光庁】

福島空港の国際定期路線は、震災前まで中国（上海）、韓国（ソウル）に運航していたが、原発事故に伴う風評により10年以上運休しており、再開が見通せない状況が続いている。

当県は、他県に比べ外国人観光客の伸びが鈍く、今後、本格復興の歩みを加速させ、経済効果を全県に波及させていくうえで、国際定期路線の誘致が必要である。

そのためにも、福島空港国際定期路線の就航に向け、今後運航が見込まれる国、地域に対して、国が前面に立って働き掛けを行うほか、税関、入国審査、検疫といった受入体制を維持・拡充すること。

また、福島空港国際定期路線の就航に関する県の取組を支援すること。

89 福島空港の防災拠点等への位置づけ

【内閣府、総務省、国土交通省】

福島空港が東日本大震災時に果たした役割を踏まえ、今後、万が一、首都直下地震などの大規模かつ広域的な災害が起こった場合に備え、救援活動の拠点及び首都圏のバックアップ空港として国の防災計画等へ位置づけるとともに、防災拠点としての施設等整備を行うこと。

90 新型コロナウイルス感染症の影響を受ける国内航空会社等に対する財政支援

【内閣府、国土交通省】

航空需要については国内線・国際線ともに回復傾向にあるが、新型コロナウイルス感染症の影響を受けたことにより、航空会社を取り巻く経営環境は依然として厳しい状況が続いている。

福島空港は、県民の活動を支える極めて重要な交通インフラであり、東日本大震災後、国際定期路線の運休が続く中で、大阪（伊丹）線と札幌（新千歳）線の路線を維持することは、震災と原発事故からの本格復興に向かう当県にとって、企業・経済活動及び地域間交流の促進に当たって最も重要な課題のひとつとなっている。

県では、これまでも路線の維持・拡充対策として国内航空会社や空港運営を担う事業者への支援を講じているが、経営状況に関してはいまだに回復の途上にあることから、今後も新型コロナウイルス感染症の影響を受けた国内航空会社等に対しての継続的な支援が必要である。

このため、国は厳しい経営環境の続く国内航空会社、空港運営を担う事業者の経営改善及び県に対する財政支援として、空港使用料・航空機燃料税の減免や県が実施する事業者への支援に対する交付制度の継続、固定経費の中で大きな負担となっている空港ビル等の賃借料の補助、地方空港路線の維持・拡充を図るための航空会社に対する運航費の補助を行うなど必要な措置を講じること。

91 食料安全保障の強化に向けた支援

【農林水産省】

(1) 燃油・電気料金及び生産資材価格高騰対策の充実・強化

風評の影響により、本県の農産物等の価格は依然として全国平均より低い状況であるなか、燃油や電気料金、肥料・飼料等の生産資材価格の高騰により、本県の農林漁業者の収益が悪化している。

そのため、価格高騰の影響を受ける農林漁業者に対する強力な支援を継続するとともに、当面の安定的な調達・供給に向けた取組を充実・強化すること。

また、農林漁業者が生産費の増加を生産物の価格に反映できるよう、消費者等の理解の醸成を図ること。

(2) 国内生産の増大と利用の拡大

震災と原発事故の影響により、当県の麦、大豆、飼料等の生産面積が震災前まで回復していない状況であることから、食料自給率の着実な向上に向けて、輸入に大きく依存する麦、大豆、飼料等の国内生産の増大を強力に推進するとともに、国産農林水産物の消費拡大を図っていくこと。

(3) 担い手の確保・育成と経営安定対策の充実・強化

避難指示や風評等により、本県の農林漁業者数は著しく減少している状況であることから、生産に携わる担い手を確保・育成するため、多様な人材を農山漁村に呼び込むとともに、農林水産業を職業として選択し、安定的な経営を展開することができるよう、就業希望者や新規就業者が活用できるきめ細かい支援策を展開すること。

92 農林水産物の安全確保と風評対策、産地競争力の強化へ向けた支援の継続

【復興庁、外務省、農林水産省、林野庁、水産庁、経済産業省】

(1) 福島県産農林水産物の安全確保と風評対策、産地競争力強化へ向けた支援の継続

根強く残る風評の払拭を図るため、引き続き生産から流通・消費に至る総合的な対策を継続することはもとより、福島県産農産物等流通実態調査（流通実態調査）の結果や情勢の変化に応じた「福島ならではの」ブランドの確立、原子力災害により立ち後れた産地評価を回復するために必要となる対策の予算を確保すること。

(2) 国による農林水産物の風評対策の強化

国による流通実態調査を継続するとともに、調査結果に基づいた流通関係者への指導、助言その他の必要な措置を講じること。

(3) 輸入規制撤廃に向けた働き掛けの強化と関連予算の確保

諸外国への輸入規制撤廃に向けた更なる働き掛けや、食の安全確保に関する正確な情報の発信、放射線に関する国民の理解の増進等、国を挙げて風評払拭及び風化防止対策に取り組むこと。

93 6次産業化推進に向けた予算の確保

【農林水産省】

農林水産業の復興を果たし、農林漁業者等の所得の向上と雇用の確保を図るためには、農林水産資源を基盤とした6次産業化を力強く推進することが重要である。

このため、6次化に関わる新たな担い手の育成、売れる商品づくりのサポート、農林漁業者と他の業種との多様な連携の構築、施設や機械の整備等を一体的に支援する仕組み作りが必要であることから、これら取組を総合的に支援できる予算を確保すること。

94 避難地域の営農再開に向けた支援

【復興庁、農林水産省】

- ・ 避難地域の営農再開を滞りなく進めるには、地域の実情を踏まえた継続的な取組が不可欠であることから、営農再開関連事業（福島県営農再開支援事業、原子力被災12市町村農業者支援事業及び被災地域農業復興総合支援事業（福島再生加速化交付金）について、令和6年度以降も継続して、十分な財源を確保すること。
- ・ 特に、福島県営農再開支援事業については、令和6年度以降基金の枯渇が確実な状況であることから、令和6年度に必要な額を積み増しすること。
- ・ また、「市町村を越えた広域的な高付加価値産地構想」を実現するため、福島県高付加価値産地展開支援事業の実施に当たっては、引き続き、避難地域で農業法人の参入促進に取り組むとともに、十分な財源を確保し、県・市町村・関係機関と一体となって産地形成を支援すること。

95 農林水産分野の先端技術展開事業及び福島国際研究教育機構 関連事業の継続

【復興庁、農林水産省】

避難地域等の農林水産業の本格的な復興・再開を進めていくためにも、福島イノベーション・コースト構想関連事業及び福島国際研究教育機構関連事業による技術の開発、実証の継続及び社会実装に必要な十分な予算を確保すること。

96 放射性物質除去・低減技術の開発に対する支援の継続

【復興庁、農林水産省】

科学的裏付けに基づく安全な農林水産物の生産を継続するため、第2期復興・創生期間以降も放射性物質除去・低減技術の開発に対する支援を継続するとともに、中長期的に予算を確保すること。

【必要な取組】

- ・ 特定復興再生拠点区域内の農地における放射性物質の挙動把握、安全な農産物を生産するためのカリ含量を適正水準に維持する技術の確立等
- ・ 汚染されたコナラ林をきのこ原木用として利用するための吸収抑制技術の確立
- ・ 水産物の安全性を科学的に証明するための放射性物質濃度予測手法や除去技術の確立 等

97 地域計画策定に係る予算確保

【農林水産省】

市町村及び農業委員会が、令和6年度末までに円滑かつ確実に地域計画を策定できるよう、補助対象経費を拡充するとともに、十分な予算の確保を行うこと。

98 新規就農者育成総合対策等の予算確保

【農林水産省】

当県農業の現状は、震災と原発事故の影響から、農業者が著しく減少しており、新たな担い手確保が最重要課題である。また、当県の特徴として、新規就農者のうち非農家出身者が多く、技術の習得や農村への定着を図るためには長期的に継続した支援が重要であることから、以下の内容を要望する。

(1) 農業経営・就農支援センターの活動支援

国が法で定める「農業経営・就農支援センター」について、全国の新規就農を希望する方々に対して、安心して相談できる体制として整備していることを広く周知することが重要であることから、国においても「農業経営・就農支援センター」による支援の取組を、積極的に全国にPRするとともに、各都道府県が行うセンターの運営や広報等の活動に要する予算を十分に確保すること。

(2) 農業経営・就農支援体制整備推進事業による地方における伴走支援強化への支援

当県は、地域の総合的な相談窓口として「農業経営・就農支援センター」をワンストップ・ワンフロアの体制で整備したところであるが、本センターの機能を十分に発揮し、新規就農者の確保・定着を進めるためには、発展段階に応じて地方と連携した一体的な支援を一層充実させていく必要がある。

当県では、令和4年度から地方創生推進交付金を活用し、「就農コーディネーター」を県内7地方に配置し、新規就農希望者の伴走支援の強化を図っているが、当該交付金が活用できるのは3年間とされており、令和7年度以降については予算確保の見通しが立っていない状況である。

このため、国において、地方における伴走支援強化のための就農コーディネーター等を設置できるよう事業を拡充するとともに、専門家派遣・各種研修会開催等の支援強化に関する予算も十分に確保すること。

(3) 新規就農者育成総合対策への支援

当該事業は、新規就農者等がしっかりと地域の担い手として定着するまでの間、技術研鑽を図りながら安心して農業経営を行っていくために非常に重要な事業であることから、意欲ある新規就農者等に不安を与えないよう、十分な予算を確保するとともに、適時適切に配分を行うこと。

99 農地中間管理関連事業の予算確保

【復興庁、農林水産省】

- ・ 農地中間管理機構事業の十分な予算を確保すること。
- ・ 機構集積協力金交付事業の継続と十分な予算を確保すること。（特に、令和5年度までで廃止予定の経営転換協力金の継続又は、それに代わる更なる農地集積・集約化に向けた新たな協力金の創出）
- ・ 原子力災害被災12市町村農地集積・集約化対策事業の継続と十分な予算を確保すること。

100 鳥獣被害対策を強化するための予算確保等

【復興庁、農林水産省、環境省】

(1) 鳥獣による放射性物質の拡散防止

高いレベルの放射性物質が検出されているイノシシやニホンジカが急速に生息域を拡大しており、捕獲の強化や集落ぐるみの対策を継続して支援する必要があるため、財源を確保し中長期的に拡散防止を支援すること。

(2) 鳥獣被害対策関連事業の予算拡充と早期交付

市町村から要望の多い鳥獣被害防止総合対策交付金については、令和5年度の要望に対応できる予算を確保するとともに、令和6年度以降も財源を確保し中長期的に支援すること。

また、農作物の栽培期間に適切な対策を計画的に実施できるよう、年度当初に全額交付すること。

(3) 専門的知識を有する人材の確保と育成

地域のニーズに合わせて、①人材の掘り起こし（学生等を対象とした現地体験交流等の実施）、②採用前一定期間の事前研修、③市町村とのマッチングに県が事業実施主体となって一体的に取り組めるよう鳥獣被害防止総合対策交付金のメニューを拡充すること。

101 農業経営の復旧・復興のための金融支援

【復興庁、農林水産省】

(1) 特例措置の継続

財特法特例、最長 18 年間の無利子化措置や無担保・無保証人での融資措置について継続すること。

(2) 特例措置の対象者の拡大

原子力被災 12 市町村においては、農業を再生させることが重要であることから、地域外から参入する農業者についても支援対象者とする。

(3) 震災復興特別交付税の継続

当県独自の農業制度資金に係る融資機関への利子補給及び農業信用基金協会への補助等の費用について、農業者の償還が終了するまで震災復興特別交付税を充当すること。

102 米の計画的な生産に向けた支援

【農林水産省】

(1) 水田活用の直接支払交付金等の財源確保

主食用米から非主食用米等への転換を強力に進めるため、水田活用の直接支払交付金や産地交付金等の助成水準が維持できるよう、十分な財源を確保すること。

(2) 水田活用の直接支払交付金における交付対象水田の見直し

水田活用の直接支払交付金における交付対象水田の見直しにおいて、5年間水張りを実施していない水田を交付対象水田から除外する際に、当県の原子力災害被災地域については、用水や担い手が確保できず営農再開に至っていない水田は、水張りが行われない期間として取り扱わないなど、当該地域の実情に配慮すること。

103 産地生産基盤パワーアップ事業の予算確保

【農林水産省】

当県農業の力強い発展のためには、産地において基幹的な機能を担う集出荷施設や乾燥調製施設の機能向上、大規模な園芸用栽培施設の整備、省力化のための農業機械等の導入など本事業の活用が不可欠であることから、全ての要望地区で事業が実施できるよう、十分な予算を確保すること。

104 ふくしまの畜産復興対策事業（酪農分野）

【復興庁、農林水産省】

(1) 中核酪農家を対象とした初妊牛導入による増頭支援

震災により失った生乳生産基盤を回復させるため、施設整備等と併せた計画的な規模拡大に取り組む中核酪農家に対する初妊牛導入による増頭支援を継続すること。

(2) 乳牛改良基盤の再構築支援

原子力災害により途絶えた改良基盤の再構築に向け、高能力牛への転換推進支援を継続すること。

(3) 生乳生産効率化支援

原子力災害により検定員の確保等ができずに進まなかった、乳用牛群検定の普及・拡大に向けた取組支援を創設すること。

105 福島牛のブランド力強化対策

【復興庁、農林水産省】

根強い風評の残る福島牛のブランド化に向け、令和3年度より福島県農林水産業復興創生事業（福島県農産物競争力強化事業）において、当県産牛肉に新たな付加価値を付け価格向上につなげることを目的に、福島牛に酒粕を給与する実証試験を実施したところ、甘味等の食味が向上する知見が得られ、生産者向けの給与マニュアルの策定も進んできている。

また、一般消費者のアンケートからも、当該牛肉について好印象、好感触を得ており生産者、関係者から期待が高まっているところである。

今後は、福島ならではの新たなブランド牛のデビューに向けて、最終的な経済性等の検証を行うことから、支援を継続すること。

106 肉用牛肥育経営安定交付金制度の運用改善

【農林水産省】

肉用牛肥育経営安定交付金制度については、従来の都道府県毎の算定方式を認めるなど、地域の実態に合わせた制度運用とすること。

107 飼料価格高騰等の影響を受けている畜産農家への支援

【農林水産省】

(1) 配合飼料価格安定制度の機能強化

配合飼料価格安定制度については、基準輸入価格の算定を、直前1年間の平均から2.5年間の平均に延長される新たな特例が設けられたが、輸入原料価格の高騰が長期間継続すれば補填金が減少または交付されなくなることから、基準輸入原料価格を施設園芸等燃油価格高騰対策等と同様に直近7年の輸入原料価格のうち最高年と最低年を除いた5年の平均とするなど、制度の趣旨に即して補填金が交付されるよう制度を見直すこと。

(2) 配合飼料価格高騰緊急特別対策等の緊急対策の継続

配合飼料価格が高止まりしている間は、配合飼料価格高騰緊急特別対策等の緊急対策を継続し、生産者の実負担額の増加を抑制すること。

(3) 酪農家を対象とした経営安定対策の実施

酪農家が将来にわたり経営を継続できるよう、購入粗飼料等のコスト上昇により酪農を取り巻く状況が厳しい間、国産粗飼料利用拡大緊急酪農対策を継続すること。

また、生乳の需要拡大を図り、酪農家の所得確保に努めること。

108 豚熱や高病原性鳥インフルエンザ対策の見直し等

【農林水産省】

(1) 特定家畜伝染病発生時の殺処分対象範囲の見直し

豚熱ワクチン接種済農場で豚熱が発生した場合は、感染を確認した豚舎のみを殺処分対象とし、別豚舎のワクチン接種豚については、検査で陰性が確認されれば一定期間監視下におく対応にするなど殺処分対象範囲の見直しを行うこと。

また、大規模農場において豚熱や高病原性鳥インフルエンザ等が発生した際、農場内で明確に畜舎や動線等が分かれている場合の殺処分の範囲を限定するなど、科学的根拠に基づきながら柔軟な見直しを行うこと。

(2) アフリカ豚熱の水際対策等の充実

旅客や郵便等による海外からのアフリカ豚熱や口蹄疫のウイルス侵入防止のため、福島空港をはじめとした地方の空海港にも検疫探知犬及び家畜防疫官を配備するなど、水際検疫のより一層の強化を行うとともに、アフリカ豚熱ワクチンの早期開発・実用化を進めること。

109 栽培漁業の再構築に向けた支援

【復興庁、水産庁】

(1) 種苗放流支援事業の継続

種苗生産体制の再構築及び漁業者等の負担による栽培漁業（アワビ・ヒラメ）の体制が整うまでの間、引き続き、種苗放流に取り組めるよう「被災海域における種苗放流支援事業」による支援を継続すること。

さらには、長期にわたる廃炉作業の中、栽培漁業をしっかりと維持していくため、中長期的な支援の仕組みを構築すること。

(2) サケ資源減少に対応する増殖事業等への支援

① ふ化放流事業の継続

ふ化放流事業の実施に必要な卵数を確保するため、国主導で広域での融通制度を構築するとともに、回帰尾数が回復するまでの間、ふ化放流事業に取り組む団体等への支援を強化すること。

② 回帰尾数の回復

関係道県と連携のもと、海洋環境の変化に適応したふ化放流技術の開発や稚魚の初期減耗要因の究明等、調査研究を充実・強化するとともに、国主導でサケ増殖事業の将来指針を提示すること。

110 水産業復旧・再開関連事業の継続

【復興庁、水産庁】

水産業の再生のために必要な以下の事業について予算を確保するとともに、震災復興特別交付税措置を継続すること。

- ・ 漁場復旧対策支援事業
- ・ 共同利用漁船等復旧支援対策事業
- ・ 漁業経営体質強化機器設備導入支援事業
- ・ 水産関係資金無利子化事業
- ・ 漁業者等緊急保証対策事業

111 農業・農村再生に必要な予算の確保

【復興庁、農林水産省】

避難地域 12 市町村におけるほ場整備やため池の放射性物質対策など、当県の農業・農村再生に不可欠な復興事業について、第 2 期復興・創生期間以降も事業が完了するまでに必要となる予算を確保すること。

- ・営農再開の加速化につなげるほ場整備の推進
- ・安全・安心な営農再開につなげるため池等放射性物質対策の促進 等

112 農業・農村再生に必要な人員の確保

【復興庁、農林水産省】

農業・農村の早期の復興・再生を着実に進めていくため、県が市町村と一体となって実施している農地等の基盤整備の更なる推進が急務となっていることから、引き続き、全国知事会などと連携を図り、人員確保に対する支援を継続すること。

113 農業農村整備に係る予算の確保

【農林水産省】

担い手への農地集積や園芸産地の育成・拡大等による高収益作物の高品質化、生産拡大等の農業生産性の向上と農村地域の安全・安心の確保のために不可欠な農業農村整備事業に係る予算を十分に確保するとともに、地方財政措置の更なる拡充を行うこと。

114 営農再開支援水利施設等保全事業制度の継続

【復興庁、農林水産省】

- ・ 営農再開に向けて水利施設の保全管理に大きな役割を果たしている営農再開支援水利施設等保全事業について、第2期復興・創生期間以降も新たな管理体制が構築されるまで継続し、必要となる予算を確保すること。
- ・ 避難指示・解除区域における営農再開の進展に合わせた農業水利施設の管理体制の整備に向けて、県・市町村・関係機関と一体となって支援すること。

115 日本型直接支払交付金に係る予算の確保

【農林水産省】

農業・農村の多面的機能の維持・発揮に向けて、活動組織が多面的機能支払や中山間地域等直接支払を活用し、農業生産活動や農地の保全管理等の取組を継続できるよう、予算を十分に確保すること。

また、県・市町村が効率的に取組を推進できるよう推進交付金の予算を十分に確保するとともに、更なる事務の簡素化を図ること。

116 中山間地農業ルネッサンス推進事業に係る予算の確保

【農林水産省】

中山間地農業ルネッサンス推進事業（農山漁村振興交付金(中山間地農業推進対策)）は地域の実情や特色に応じた多様な取組への支援を通して、地域課題の解決に向けた活動の立ち上げや初期の体制づくりに有効な事業であり、これから第一歩を踏み出そうとする集落・地域に必要不可欠であることから、事業に係る予算を十分に確保すること。

117 地籍調査事業に係る予算の確保

【国土交通省】

- ・ 地籍調査については、頻発する豪雨災害等への備えとともに、公共事業の計画的な実施に必要な不可欠であるため、土地の境界確認に必要な人証や物証が失われる前の早期実施に向けて、必要な予算を十分に確保すること。
- ・ また、地方公共団体の地方負担額について、円滑な財源確保ができるよう、地方債制度の創設など地方財政措置の更なる拡充を行うこと。

118 森林・林業再生のための予算の確保

【復興庁、林野庁、環境省】

(1) 「総合的な取組」の促進

「福島の森林・林業の再生に向けた総合的な取組」に基づき、県民の安全・安心の確保や森林・林業の再生に向けて、市町村の要望に沿った対策が着実に進められるよう取り組むこと。

(2) 森林環境モニタリングの予算確保

森林における放射性物質対策を推進するため、森林における放射性物質の影響や経時的変化について調査や実証を行う「森林環境モニタリング調査事業」について、中長期的な予算を確保すること。

(3) ふくしま森林再生事業等に係る予算の確保

間伐等の森林整備とその実施に必要な放射性物質対策を行う「ふくしま森林再生事業」及び「森林環境保全直接支援事業（災害に強い森林づくり）」は、原子力災害の影響を受けた当県の森林を再生するうえで不可欠の事業であることから、当該事業の実施に必要な予算を確保するとともに、震災復興特別交付税措置の継続を図ること。

(4) 里山再生事業の着実な実施

里山再生事業について、関係市町村の意向を踏まえた実効性のある対策を実施するとともに、今後の要望を踏まえた中長期的な予算を確保すること。

119 しいたけ原木の供給再開に向けた広葉樹林再生の支援 【復興庁、林野庁】

次世代のきのこ原木林となる広葉樹林を再生させるため、ほだ木等原木林再生のための実証に係る予算の確保を図ること。

120 路網整備に係る予算の確保 【復興庁、林野庁】

- ・ 森林・林業の再生に向け、森林整備の効率化や輸送能力の強化に不可欠な林業専用道を整備するため、十分な予算を確保するとともに、県や市町村負担分の震災復興特別交付税置の継続を図ること。
- ・ また、林業専用道等の路網整備計画立案に必要な航空レーザ計測についても、予算の確保及び交付税措置の継続を図ること。

121 バーク処理に向けた支援 【復興庁、林野庁、環境省】

(1) 放射性物質の影響を受けたバークの処理や利用再開に向けた支援の継続

木材加工業者へのバークの処理経費の一時貸付に関する支援について継続すること。

(2) 新規事業もしくは事業規模拡大によって生じるバークの処理に関する支援

- ・ 新規事業もしくは事業規模拡大によって生じるバークの産業廃棄物処理経費等については、東京電力は賠償対象外としていることから、東京電力に対して、当該バークの処理が木材加工業者等の負担とならない仕組みを早急に構築するよう強く働きかけること。
- ・ 賠償が困難なバークの処理経費について、東京電力が対応するまでの間、木材加工業者等のバークの産業廃棄物処理経費等を支援する新たな事業を創設すること。

(3) バークの利活用の推進に関する支援

バークが原発事故前のおり燃料用として円滑に活用されるよう、バークの燃焼により生じる灰の処理についての支援を積極的に行うこと。

122 きのこと原木の安定供給に向けた調査への支援

【復興庁、林野庁】

県内の広葉樹林において、各地域の汚染状況を調査し、きのこと原木が生産可能な林分の分布や供給可能量を推定する調査を継続して支援すること。

123 きのこと原木の安定確保及び栽培きのことにおける生産資材の継続支援

【復興庁、林野庁】

栽培きこの生産については、未だ震災前の状況に回復していないことから、原木やおが粉などの生産資材の調達に係る補助事業について、今後見込まれる原木露地栽培の再開も見据えた予算を確保しながら継続すること。

124 野生きのこ等の出荷制限の解除

【厚生労働省、林野庁】

- ・ 令和3年3月8日の自由民主党東日本大震災復興加速化本部による「食品等の出荷制限の合理的なあり方に関する提言」において非破壊検査の早期実用化が盛り込まれ、同月末、マツタケについて非破壊検査機器により基準値を下回ることが確認された場合に出荷ができるよう制度改正されたが、主要な野生きのこ・山菜についても同様に簡易な検査を行って出荷できるよう、技術的な検証を進めること。
- ・ 非破壊検査機器による検査体制、出荷管理体制を構築するため、機器の整備を進めるとともに検査体制の維持に係る補助事業を継続すること。
- ・ 食品用非破壊検査機器によるスクリーニングレベルを下回っている検査結果を出荷制限解除に向けたデータとして活用できるよう検討すること。

125 海岸防災林造成事業に係る予算の確保と維持管理への支援

【復興庁、林野庁】

(1) 海岸防災林の整備

事業完了に至るまでの年度予算及び全体計画事業費を確保するとともに、震災復興特別交付税措置の継続を図ること。

(2) 維持管理への支援

成林するまでに要する保育管理や保安林機能を維持するための十分な予算を確保するとともに、パトロールや維持管理等に対し財政的支援を行うこと。

126 水産業再生に係る取組の強化

【復興庁、水産庁、経済産業省】

- ・ 水産業に関わる事業者が、将来にわたって安心して事業を営むことができるよう、水揚げされた水産物が適正な価格で取引され、しっかり売り切ることができる環境づくりに必要な対策について、国が前面に立ち、生産から流通、消費に至る水産業全体を捉えた総合的かつ強力な対策を引き続き講じること。
- ・ 特に、新規就業者への支援制度の強化や、今後増産される当県産水産物の販路拡大に必要な定期輸送、原子力災害により遊漁者数減少等の影響を受けている内水面漁業・養殖業の経営改善に資する取組等、適時適切な支援を行うこと。
- ・ また当県水産業は、近隣県に比べて生産回復が大きく立ち後れていることから、長期的な視点に立った支援の継続と、十分な予算の確保を図ること。

127 仮置場の原状回復と特定復興再生拠点区域等の農地除染

【復興庁、農林水産省、環境省】

- ・ 除染仮置場として使用されていた農地については、計画的かつ速やかに原状回復し返地を行うこと。
- ・ 農地の返地後、営農再開に支障を来す事案が発生した場合は、適切な追加的措置を速やかに講じること。
- ・ 特定復興再生拠点区域の除染後農地については、不陸や礫等の不具合が発生した場合、国の責任により解消に必要な措置を講じること。
- ・ 帰還困難区域の特定再生復興拠点区域外の農地については、市町村等の意向を十分に汲み取り、国が最後まで責任をもって農地除染に取り組むこと。

128 東日本大震災の復旧・復興事業における財源確保

【復興庁、総務省、国土交通省】

(1) 復旧・復興事業（復興特別会計）における財源の確保

当県の復興・再生には、今後も十分な財源措置と長期的な国の支援が必要であることから、公共土木施設等の災害復旧、避難者の居住の安定確保、県土の復興を支援する道路ネットワークや物流基盤の整備等を重点的に進め、かつ、確実に事業完了を図るために必要となる財源を十分に確保すること。

(2) 震災復興特別交付税措置の継続

令和6年度以降においても復旧・復興事業が終了するまでの期間、復興の進捗により生じる新たな課題への対応を含む復旧・復興事業等について、通常収支とは別枠で整理し、補助事業に係る地方負担分、補助対象とならない地方単独事業の負担分、さらには、地方税等の減収分に対して、引き続き、震災復興特別交付税により確実に措置すること。

(3) 福島再生加速化交付金の予算確保等

地域により復興のステージが異なる中、全ての被災地域が原子力災害からの復興を成し遂げるため、福島の復興加速を目的とする生活環境向上等対策（帰還・移住等環境整備交付金）、長期避難者の生活拠点整備（コミュニティ復活交付金）、子育て世帯の帰還・定住支援（こども元気復活交付金）等を推進する福島再生加速化交付金について、長期的かつ十分な予算を確保すること。

特に、帰還・移住等環境整備交付金については、移住希望者のニーズに応じた効果的な支援を行うため、移住・定住促進事業を継続するとともに、面整備事業と一体的に施工すべき道路事業の対象要件の緩和など、運用の弾力化を図ること。

あわせて、住民帰還や移住等の復興の進捗に伴って生じる新たな課題等に対して適時的確に対応できるよう、柔軟で使いやすい制度とすること。

129 基幹的インフラ整備、県民の安全・安心確保のための事業に対する財源確保

【内閣官房、総務省、水産庁、国土交通省】

(1) 直轄事業における財源の確保

安全・安心の確保や持続可能な地域社会の形成のためには、基幹的な社会インフラの着実な整備が必要不可欠であることから、国の直轄事業として実施する道路事業、河川事業、砂防事業及び港湾事業などについて、必要となる財源を確保し事業を着実に推進すること。

(2) 通常事業（一般会計）における財源の確保

国土強靱化や経済の活性化等に直結する社会資本の整備について、県民の安全で安心な暮らしを守り、県土全域の将来像を見据えて戦略的に進めるため、通常事業（社会資本整備総合交付金や防災・安全交付金、農山漁村地域整備交付金、水産物供給基盤整備事業等）の財源を十分に確保すること。

(3) 県民の安全・安心確保のための事業の継続的予算の確保

県民の生命や暮らしを守るために実施している、治水安全度を向上させ洪水氾濫を未然に防ぐことを目的とした河川改修、人家や公共インフラ・ライフライン施設等の保全を目的とした土砂災害対策について、事業の早期完了を図るため、防災・安全交付金等において今後も継続的な予算確保を図ること。

また、近年頻発する水災害・土砂災害から生命と財産を安定的かつ継続的に守るため、ハード・ソフト一体となった防災・減災対策に必要な予算の確保を図るとともに、県民の安全・安心を確保する取組について、地方負担を軽減するための措置を講じること。

加えて、予防保全型インフラメンテナンスへの転換に向けた長寿命化対策に要する財源を確保すること。

(4) 積雪寒冷地域の除雪費増加に伴う財政支援

「積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法」に規定する積雪寒冷特別地域道路交通確保五箇年計画に基づき、持続可能な除雪体制及び必要な予算を確保すること。

また、近年の異常降雪や労務単価の高騰及び諸経費率の上昇によって道路除雪に関わる経費が年々増加傾向にあり、財源確保が喫緊の課題となっていることから、引き続き必要となる除雪費について、財政支援を図ること。

130 避難地域等の復興に向けた道路ネットワーク構築に対する支援

【内閣府、復興庁、経済産業省、国土交通省、環境省】

(1) 避難地域等の復興に向けた道路整備のための予算確保

住民帰還の加速や産業再生を支えるため、「小名浜道路」を始めとした「ふくしま復興再生道路」等の第2期復興・創生期間の事業として整備している道路について、避難地域等の復興はいまだ途上であり、今後も継続して中長期的な対応が必要となることから、復興事業が完了するまで必要な予算の確保を行うこと。

(2) 常磐自動車道（仮）小高スマートICの整備促進

緊急時における住民・作業員等の避難経路確保、長期間に及ぶことが想定される福島第一原子力発電所事故の収束及び廃炉作業の進展、住民帰還に向けたインフラ復旧等の復興事業の加速化など、原子力災害に起因する諸課題を解決するとともに、避難地域の復興と帰還に向けた環境の整備を加速させる必要があることから、南相馬市小高区のスマートICについて早期整備が図れるよう十分な財源措置を含め、県・市に対し支援すること。

(3) 常磐自動車道をはじめとする浜通り軸の強化

東日本大震災からの復興の加速と住民帰還の促進を図るとともに、今後の大規模災害等に備えるため、常磐自動車道の「広野 I C～山元 I C間」のうち、4車線化として事業化された区間「広野 I C～ならば S I C間 (L=5.6km)」、「浪江 I C～南相馬 I C間の一部区間 (L=1.9km)」及び「相馬 I C～新地 I C間 (L=6.0km)」の早期完成や残る区間について早期事業化を図ること。

また、安全で信頼性の高い災害に強い幹線道路ネットワークの確保や浜通りの復興支援・地域振興のため、国道6号の交通量の増加等に対応する4車線化などの機能強化を図ること。併せて、国道6号勿来バイパスの早期整備及び常磐バイパスにおける渋滞箇所の解消を図ること。

131 福島イノベーション・コースト構想の更なる推進

【復興庁、総務省、経済産業省、国土交通省】

(1) 福島国際研究教育機構等を支えるインフラ整備

本構想に掲げる福島国際研究教育機構（F-R E I）を始めとした各拠点の活用や産業集積が一層進められていくためには、交流人口拡大や移住・定住促進への取組はもちろんのこと、拠点従事者や国内外からの来訪者等に対する生活環境の整備や地域公共交通の確保が必要であることから、イノベ地域の関係者が連携した来訪者の増加や交流拡大、県内外から移住・定住を促進する取組、本構想に掲げるF-R E Iや拠点施設への広域的なアクセスを強化する道路等の整備、拠点間を結ぶ公共交通の確保に向けた取組等に対して第2期復興・創生期間以降も継続的な支援を行うこと。

(2) 福島ロボットテストフィールドを活用したインフラ関連施策の推進

i-Construction やロボットを活用したインフラの維持管理を推進するため、国においてもロボットを活用した新技術の開発や技術支援を継続するとともに、研修会や講習会等については、福島ロボットテストフィールドを積極的かつ継続的に利用すること。

132 帰還困難区域等の復興に向けたインフラ整備に対する支援 【内閣府、復興庁、経済産業省、国土交通省、環境省】

(1) 住民帰還と移住・定住のためのインフラ修繕

住民帰還と移住・定住促進のため、隘路の解消や復旧・復興工事による道路の損壊箇所の修繕に必要な予算の確保について支援を講じること。

また、避難指示の長期化に伴い経年劣化が進んでいる道路・河川等の施設更新等の課題について、地元自治体と協議を重ね、その意向を十分に踏まえながら、解決に向け最後まで責任を持って取り組むこと。

(2) 帰還困難区域における除去土壌・建設副産物等の適正処理

帰還困難区域等において実施する災害復旧事業や復興事業等において、高線量のため再利用等ができない土壌が発生することから、復興の妨げとならないよう、事業実施前に除染を行うなど、国が責任を持って必要な措置を講じること。

(3) 第2期復興・創生期間以降のインフラ整備の予算確保

特定復興再生拠点区域の避難指示解除に伴う帰還や拠点間交流の促進、復興に向けたまちづくり、福島国際研究教育機構（F-R E I）の設置に係る環境整備等、復興の進展等により、新たに発生する課題等への対応に向けて、拠点間のアクセスを強化する道路や、人家等を守るための砂防施設及び治水安全度を向上させ洪水氾濫を未然に防ぐ河川が不可欠である。

については、避難地域の復興を成し遂げるため、第2期復興・創生期間以降におけるインフラの整備・修繕に必要な予算を確保すること。

(4) 福島国際研究教育機構等を支えるインフラ整備【再掲】

本構想に掲げる福島国際研究教育機構（F－R E I）を始めとした各拠点の活用や産業集積が一層進められていくためには、交流人口拡大や移住・定住促進への取組はもちろんのこと、拠点従事者や国内外からの来訪者等に対する生活環境の整備や地域公共交通の確保が必要であることから、イノベ地域の関係者が連携した来訪者の増加や交流拡大、県内外から移住・定住を促進する取組、本構想に掲げるF－R E Iや拠点施設への広域的なアクセスを強化する道路等の整備、拠点間を結ぶ公共交通の確保に向けた取組等に対して第2期復興・創生期間以降も継続的な支援を行うこと。

133 復興祈念公園への全面的な財政支援

【復興庁、国土交通省】

東日本大震災による犠牲者への追悼と鎮魂をはじめ、震災の記憶と教訓を後世へ伝承するとともに国内外に向けた復興に対する強い意志を発信するため、国営追悼・祈念施設と一体的に整備する復興祈念公園について、令和7年度の完成に向け全面的な財政支援を講じること。

また、公園周辺の伝承施設（東日本大震災・原子力災害伝承館や震災遺構浪江町立請戸小学校）と連携し、津波の脅威等を伝えるため、公園周辺を含めた施設の案内や説明のためのサイン整備、さらには公園周辺で開催されるイベント等の情報発信をするためのデジタルコンテンツの整備等、公園機能を最大限に発揮するために必要な財政支援を講じること。

134 長期避難者に対する支援の継続

【復興庁、総務省、国土交通省】

(1) 災害（復興）公営住宅の家賃低廉化・特別家賃低減事業

原発事故により長期避難を余儀なくされている避難者や帰還した住民の厳しい生活再建状況や風評被害、人口減少など多くの課題を抱えている避難地域等の復興状況を鑑み、震災復興特別交付税を含め、現行の支援水準を維持すること。

(2) 建築確認申請等手数料の減免に対する財政支援

特定行政庁が行う建築確認申請等の手数料免除に対して、令和6年度以降も震災復興特別交付税の措置を継続すること。

また、指定確認検査機関が行う建築確認申請等の手数料減免について、令和6年度以降も国庫補助を継続すること。

135 早期の災害復旧に向けた対応

【総務省、水産庁、国土交通省】

(1) 災害復旧事業の推進に係る業務委託費等の確保

査定設計書を作成するために必要となる調査、測量及び設計に関する委託費が大きな負担となっているため、公共土木施設災害復旧事業査定設計委託費等補助金がすべての事業で対象となるよう制度の拡充を図ること。

また、災害復旧事業の円滑な執行を図るためには発注者支援業務委託等を実施する必要があることから、工事雑費算定率の嵩上げや業務委託費等に充当できる新たな委託費補助制度の創設、さらには特別交付税の配分など、必要な財源を十分に確保すること。

(2) 災害関連事業の制度拡充

災害関連事業について、国民経済上重大な損害を生ずるおそれがある河川において堤防が決壊するなどの甚大な被災が生じた場合等、災害復旧事業費に対する改良費について、上限を設定せず、再度災害防止対策を迅速に進められるよう、制度の拡充を図ること。

(3) 災害関連緊急砂防事業等の充実

災害関連緊急砂防事業等を当該年度に迅速に実施するためには、年度途中で財源を確保する必要がありその捻出に苦慮していることから、災害関連緊急砂防事業等に係る国費率の嵩上げや地方負担に係る全額交付税措置など、万全の財源措置を講じること。

また、当該事業は、原則として年度内完成の見込みのあるものとしているため、年度途中で災害が発生した場合、適正な工期の確保が困難なことから、大規模土砂災害に対し複数年施工できるように制度の拡充を図ること。

(4) 災害関連地域防災がけ崩れ対策事業の採択基準の緩和

災害関連地域防災がけ崩れ対策事業の採択基準として、激甚災害に指定されていることが前提条件となっていることから、激甚災害に限らず適用できるように採択要件の緩和を図ること。

また、近年、激甚化・頻発化する水災害等に対応するため、人工斜面（宅地擁壁等）における豪雨に伴うがけ崩れについても、特例措置の対象となるよう運用の拡大を図ること。

(5) 国道 399 号「伊達橋」及び主要地方道浪江国見線「伊達崎橋」の早期復旧

国による災害復旧の権限代行で進めている国道 399 号「伊達橋」の復旧を迅速かつ強力に進めること。

また、国による修繕代行で進めている主要地方道浪江国見線「伊達崎橋」の早期修繕を迅速かつ強力に進めること。

(6) 国道 252 号「あいよし橋」等の早期復旧に向けた支援

雪崩で流失した国道 252 号「あいよし橋」等の復旧に必要な技術的助言など、早期復旧に向けた支援を講じること。

(7) 国道 121 号「大峠道路」の早期復旧に向けた支援

国道 121 号は、当県と山形県にとって極めて重要な道路であることから、早期の全面復旧に向けた支援を講じること。

また、令和 4 年 8 月豪雨で被災した国道 121 号福島山形県境部の強靱化に向け、技術的支援を行うこと。

(8) 港湾・漁港施設の早期復旧に向けた支援

災害による施設復旧に係る地方負担を軽減するため、野積場や用地など負担法対象外の施設について、復旧に係る補助事業等の創設を図ること。

また、漁港災害復旧事業の早期復旧を図るため、引き続き剰余金使用の条件緩和に向けて取り組むこと。

136 国との連携による「流域治水」の推進

【総務省、農林水産省、国土交通省】

(1) 流域治水の取組を推進するための財政支援

気候変動に伴い激甚化・頻発化する水災害等に対し、ハード・ソフト一体となった事前防災対策を一層加速させるため、流域全体で取り組む「流域治水プロジェクト」に必要な予算を十分に確保すること。

また、策定済みである二級水系の流域治水プロジェクトに基づく取組を効果的に実施するため、引き続き十分な予算の確保と技術的支援を行うこと。

(2) 阿武隈川緊急治水対策プロジェクトの更なる推進

令和元年東日本台風により甚大な被害を受けた阿武隈川について、頻発化・激甚化する豪雨災害から県民の生命・財産を守るため、阿武隈川緊急治水対策プロジェクトの更なる推進を図るとともに、プロジェクトに関連する県及び市町村の道路・河川事業に必要な予算の確保など、十分な支援を行うこと。

特に、阿武隈川上流遊水地群の整備に当たっては、早期着工に向け、地域との調整等を進めること。

(3) 福島県緊急水災害対策プロジェクトへの支援

令和元年東日本台風による災害の対応として、河川改修等のハード対策や、危機管理型水位計の設置拡大等のソフト対策などの県の取組をまとめた『福島県緊急水災害対策プロジェクト』を実施することとしており、このプロジェクトに集中的に取り組むため、防災・安全交付金や補助事業等の財源を十分に確保すること。

(4) 特定都市河川指定に向けた技術的支援

令和3年11月に改正施行された「特定都市河川浸水被害対策法」に基づき、県管理河川の特定都市河川への指定や流域水害対策計画の策定など、流域治水の推進を図る取組に対して、引き続き技術的支援を行うこと。

(5) 土砂災害警戒区域等指定のための基礎調査にかかる費用に対する国費率の嵩上げ及び起債の適用

「土砂災害防止対策基本指針」が変更され、高精度な地形情報等を用いて土砂災害が発生するおそれのある箇所抽出に努めるものと変更され、基礎調査対象箇所の増大が見込まれることから、土砂災害警戒区域等の指定に必要な基礎調査については、今後も十分な予算を確保すること。

基礎調査に係る予算については、起債適用の対象外であるため、予算の確保が困難となっていることから、地方負担を軽減するため、国費率の嵩上げや起債充当を認めること。

(6) 市街地における浸水対策の推進

気候変動に伴い局地的集中豪雨等の増加により発生する内水氾濫に対して、「流域治水プロジェクト」に位置づけられた雨水幹線や排水ポンプ施設の整備や、本川、支川及び内水を考慮した「複合的なハザードマップ」の作成など、引き続きハード・ソフト両面から浸水対策に取り組むため、必要な財源を十分に確保すること。

137 国土強靱化の推進に向けた支援

【内閣官房、総務省、農林水産省、林野庁、水産庁、
国土交通省】

(1) 福島県国土強靱化地域計画に位置づける国土強靱化関連事業への重点的な支援

当県は、東日本大震災以降も令和元年東日本台風や令和3年2月、令和4年3月の福島県沖地震など重ねて甚大な被害を受けており、気候変動に伴う激甚化・頻発化する大規模自然災害への更なる対応の強化が求められることから、福島県国土強靱化地域計画に位置づける国土強靱化関連事業について、公共施設の防災・減災の取組を推進するため、必要な予算を確保すること。

(2) 「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」による支援

予防保全に向けた老朽化対策の加速化を含め「防災・減災、国土強靱化5か年加速化対策」については、必要な財源を例年以上の規模で確保し、計画的に事業を推進すること。また、実施期間である令和7年度までの5か年総額で十分な財源を確保すること。

また、「防災・減災、国土強靱化5か年加速化対策」完了後においても、昨今の地震・豪雨・豪雪などの災害状況も踏まえた上で、引き続き国土強靱化に必要な財源を別枠で確保し、継続的に取り組むこと。

(3) 防災・減災対策等の事業推進

突発的な災害対応で臨機に活用が図られるよう、「防災・減災対策等事業推進費」の更なる事業拡大に向けて取り組むこと。

(4) 宅地造成及び特定盛土等規制法の運用に関する支援

法の運用に伴う各都道府県等の規制内容に地域差が生じないよう、「地域の実情に応じて都道府県等が判断」する基準については、引き続き、国が先行事例やモデルケースを示す等の技術的な支援を行うこと。

また、区域指定のための基礎調査及び既存盛土調査について、おおむね5年ごとに実施するとされていることから、国庫補助率の嵩上げの継続等の補助事業の拡充や、起債充当の制度など、地方負担を軽減するための措置を講じること。

(5) 津波対策施設に係る維持管理費等に対する財政措置の拡充

東日本大震災により津波対策として整備した水門・陸閘については、施設操作者の安全確保を図るため、自動化、遠隔操作化する必要がある、その施設管理の費用が増大していることから、今後増加する修繕費、更新費に対する国庫補助率の嵩上げを行うとともに、維持管理費用の財源確保に向けて海岸保全施設延長を地方交付税の算定項目へ追加するなど、財政上の支援措置を講じること。

(6) 地方整備局等の体制の充実・強化

大規模災害等への事前の備えや初動体制の強化に向けて、被災した自治体への応援職員の派遣や必要な技術的助言、財政面での支援などを強化するため、地方整備局の体制充実・強化や災害対応に必要となる資機材の確保に努めること。

138 下水道事業の推進による水災害の防止と水環境の改善に向けた支援

【国土交通省】

(1) 下水道の整備に関する財政支援の継続

浸水対策の強化による水災害の防止と未普及対策による汚水処理人口普及率の向上ため、下水道の整備推進に向けた財政支援を継続すること。

(2) 下水道施設の老朽化対策に関する財政支援の充実

県及び市町村の下水道施設に係る老朽化対策の着実な推進に向け、財源確保について支援を充実すること。

(3) 下水道施設の耐水化及び耐震化に関する財政支援の継続

災害時においても継続的に下水道施設の機能を確保するため、下水道施設の耐水化及び耐震化の着実な推進に向けた財源確保について支援を継続すること。

139 活力ある県土基盤構築に向けた道路ネットワークの整備に対する支援

【国土交通省】

(1) 会津軸の整備

災害に強い幹線道路ネットワークの確保や、日光・会津・米沢の連携した広域周遊ルートを創出するため、会津縦貫北道路、会津縦貫南道路の早期整備・早期完成を図るとともに、国道 118 号の一部区間及び国道 121 号を直轄指定区間とすること。

(2) 中通り軸の整備

① 国道 4 号（矢吹鏡石道路、伊達拡幅）の早期完成、国道 4 号矢吹町以南の早期全線 4 車線化

中通り軸として、国道 4 号（矢吹鏡石道路、伊達拡幅）の早期完成を図るとともに、国道 4 号矢吹町以南の早期の全線 4 車線化を図ること。

② 国道 13 号西道路の早期完成、国道 4 号福島北道路の早期事業化

国道 13 号について、福島西道路Ⅱ期工区の早期完成を図ること。あわせて、福島都市圏北部の交通円滑化に向け、国道 4 号福島北道路の早期事業化を図ること。

(3) 横断道軸の整備（磐越自動車道の4車線化及び国道49号の早期整備）

磐越自動車道の4車線化優先整備区間「会津若松 I C～安田 I C間」のうち事業中である「会津坂下 I C～西会津 I C間（L=8.8km）」、「西会津 I C～津川 I C間の一部区間（L=8.8km）」及び「三川 I C～安田 I C間（L=8.3km）」の早期完成や、残る区間についての早期事業化を図るとともに、「安田 I C～新潟中央 J C T間」についても、4車線化優先整備区間に選定すること。

また、国道49号（北好間改良、会津防災事業）の早期整備を図ること。

(4) 南部軸の整備（国道289号（八十里越）国直轄権限代行事業の早期整備）

国道289号で唯一交通不能区間の八十里越について、引き続き早期完成に向け国直轄権限代行事業の整備を図ること。

(5) 重要物流道路の整備・機能強化

重要物流道路及びその代替・補完路については、令和3年7月に策定された東北地方新広域道路交通計画を踏まえ、令和5年4月1日に追加指定されたところであり、平時・災害時を問わない安定的な人流・物流の確保に向けた指定道路の整備・機能強化について、重点的な支援を行うこと。

140 国際競争力強化に向けた物流拠点整備への支援

【国土交通省】

(1) 物流拠点としての小名浜港の整備

特定貨物輸入拠点港湾の指定を受けている小名浜港について、産業と生活に必要な資源及びエネルギー関連の物資等を安定的かつ安価に供給するとともに、次世代エネルギーの需要増加などに対応するため、東港地区の更なる活用が必要であることから、国が実施している沖防波堤等の整備を促進すること。

(2) 重要港湾相馬港の整備促進

復興支援道路である相馬福島道路の全線開通により、今後、貨物量の増加が見込まれることから、港内静穏度を向上させ安全で効率的な荷役を可能とするため、県が実施している南防波堤整備の財源を確保するとともに、国が実施している沖防波堤の嵩上げを促進すること。

141 福島空港への支援

【内閣府、総務省、外務省、国土交通省、観光庁】

(1) 空港整備事業の予算確保

今後の空港利用拡大に向けて、航空機が安全に運行できる基準を満たし、かつ防災拠点としての役目を果たせるよう、滑走路端安全区域（RESA）整備事業や滑走路舗装改良事業などに必要な予算を確保すること。

(2) 新型コロナウイルス感染症の影響を受ける国内航空会社等に対する財政支援

航空需要については国内線・国際線ともに回復傾向にあるが、新型コロナウイルス感染症の影響を受けたことにより、航空会社を取り巻く経営環境は依然として厳しい状況が続いている。

福島空港は、県民の活動を支える極めて重要な交通インフラであり、東日本大震災後、国際線定期路線の運休が続く中で、大阪（伊丹）線と札幌（新千歳）線の路線を維持することは、震災と原発事故からの本格復興に向かう当県にとって、企業・経済活動及び地域間交流の促進に当たって最も重要な課題のひとつとなっている。

県では、これまでも路線の維持・拡充対策として国内航空会社や空港運営を担う事業者への支援を講じているが、経営状況に関してはいまだに回復の途上にあることから、今後も新型コロナウイルス感染症の影響を受けた国内航空会社等に対しての継続的な支援が必要である。

このため、国は、厳しい経営環境の続く国内航空会社、空港運営を担う事業者の経営改善及び県に対する財政支援として、空港使用料・航空機燃料税の減免や県が実施する事業者への支援に対する交付制度の継続、固定経費の中で大きな負担となっている空港ビル等の賃借料の補助、地方空港路線の維持・拡充を図るための航空会社に対する運航費の補助を行うなど必要な措置を講じること。

(3) 福島空港の国際定期路線就航に向けた支援

福島空港の国際定期路線は、震災前まで中国（上海）、韓国（ソウル）に運航していたが、原発事故に伴う風評により10年以上運休しており、再開が見通せない状況が続いている。

当県は、他県に比べ外国人観光客の伸びが鈍く、今後、本格復興の歩みを加速させ、経済効果を全県に波及させていくうえで、国際定期路線の誘致が必要である。

そのためにも、福島空港国際定期路線の就航に向け、今後運航が見込まれる国、地域に対して、国が前面に立って働き掛けを行うほか、税関、入国審査、検疫といった受入体制を維持・拡充すること。

また、福島空港国際定期路線の就航に関する県の取組を支援すること。

(4) 福島空港の防災拠点等への位置づけ

福島空港が東日本大震災時に果たした役割を踏まえ、今後、万が一、首都直下地震などの大規模かつ広域的な災害が起こった場合に備え、救援活動の拠点及び首都圏のバックアップ空港として国の防災計画等へ位置づけるとともに、防災拠点としての施設等整備を行うこと。

142 「街なかのにぎわいと安全」を支える街路整備事業の 財源確保

【国土交通省】

街路は都市の骨格を形成し、都市の活動を支える役割に加え、都市防災機能など多面的な機能を有するが、事業費の減少が著しく、計画的な整備に支障をきたしていることから、街なかのにぎわいと安全を支える街路整備事業について、十分な財源を確保すること。

143 健康長寿や子ども・子育て環境に配慮したインフラ整備への支援

【国土交通省】

(1) 都市公園の利活用促進に向けた事業への支援

子育てしやすい都市づくりを推進するため、都市公園の利活用促進に向け、老朽化した施設更新等に対する財政支援を充実すること。

また、施設管理の費用が増大していることから、維持管理費用の財源確保に向けて都市公園面積を地方交付税の算定項目へ追加するなど、財政上の支援措置を講じること。

(2) 通学路や歩道等の安全確保に向けた事業への支援

令和3年6月に発生した千葉県八街市での交通事故を受け、関係機関と連携し実施した通学路における合同点検の結果を踏まえた交通安全対策について、計画的かつ集中的に実施するため、個別補助制度による必要な予算の支援を講じること。

また、子育てしやすい都市づくりを推進するため、歩道等の安全確保に向けた事業への支援を充実すること。

(3) 自転車の利活用推進に向けた事業への支援

当県の健康長寿及び観光の推進に向けて、福島県自転車活用推進計画による自転車の利用環境整備への支援を充実すること。

144 カーボンニュートラルポートの形成に向けた取組の推進 【経済産業省、国土交通省】

国際物流の結節点・産業拠点となる小名浜港において、水素やアンモニア等の次世代エネルギーの大量輸入や貯蔵、利活用等を図り、脱炭素化に配慮した港湾機能の高度化を通じて温室効果ガスの排出を全体でゼロにする「カーボンニュートラルポート」を形成するため、県が行う港湾計画の改訂や民間事業者が進めるカーボンニュートラルに向けた取組に必要な予算の確保など、十分な支援を行うこと。

また、相馬港についても、カーボンニュートラルポート形成に向けた取組に必要な予算の確保や技術的支援を行うこと。

145 当県の復旧・復興を推進するための施工確保対策への支援 【復興庁、総務省、国土交通省】

(1) 復興係数等の特例措置の継続

福島県の復興はいまだ途上であり、入札不調率は震災前と比較して高い水準にあることから、令和6年度以降も復興係数等の特例措置を継続すること。

(2) 自治法派遣職員による支援の継続

東日本大震災復旧・復興事業及び令和元年東日本台風関連防災・減災対策事業及び令和3年2月、令和4年3月福島県沖を震源とする地震からの復旧事業を進めるため、県及び市町村に対する自治法派遣職員による支援を継続すること。

146 市町村の復旧・復興を推進するための取組への支援 【総務省、財務省、国土交通省】

(1) 災害査定実施時期の延長や査定簡素化等の措置の継続

避難指示区域内（旧避難指示区域を含む）はまだ査定が完了していない箇所（町）があるため、今後も査定の簡素化等の措置を継続すること。

(2) 土木・建築技術者の人材育成と人員確保に向けた取組への支援

土木・建築技術者の人員不足に対応するため、土木・建築分野におけるイメージアップを推進するとともに、人材育成に向けた講習会や研修会の開催等により支援を行うこと（市町村の職員を含む）。

(3) 下水道の整備に関する財政支援の継続【再掲】

浸水対策の強化による水災害の防止と未普及対策による汚水処理人口普及率の向上のため、下水道の整備推進に向けた財政支援を継続すること。

(4) 下水道施設の老朽化対策に関する財政支援の充実【再掲】

県及び市町村の下水道施設に係る老朽化対策の着実な推進に向けた財源確保について支援を充実すること。

(5) 自治法派遣職員による支援の継続【再掲】

東日本大震災復旧・復興事業、令和元年東日本台風関連防災・減災対策事業及び令和3年2月、令和4年3月福島県沖を震源とする地震からの復旧事業を進めるため、県及び市町村に対する自治法派遣職員による支援について継続すること。

147 デジタル化を推進するための取組への支援

【中小企業庁、国土交通省】

(1) 建設生産プロセスのデジタル変革に必要な財政支援

建設産業の働き方改革の更なる推進に向け、建設生産プロセスの各段階にデジタル技術の活用が必要となるため、受注者における機器類等の環境整備に係る支援策について、既存補助金制度の継続と申請要件の緩和を図ること。

(2) 地方におけるインフラ分野のDX推進に係る技術支援

インフラ分野のDX推進に向けて、県・市町村職員や建設企業の双方の理解醸成・実践力を習得するための人材育成講習会の開催や、ICT活用工事の未経験企業に対してノウハウの提供や技術的支援を行う専門家の派遣等について、財政支援を図ること。

148 工業用水道施設整備補助制度の拡充

【経済産業省】

- ・耐震化等強靱化事業に係る工業用水道事業費補助金について、施設整備に係る補助対象範囲を拡充するとともに、それに見合う十分な予算を確保すること。
- ・計画的に均等化した工事費を安定的に確保して更新ができるよう、複数年度の補助採択を行うこと。
- ・東日本大震災や令和元年東日本台風など頻発する地震や台風などの大規模な自然災害に備え、工業用水道施設の整備に係る補助金の嵩上げ及び重点配分を行うこと。

149 避難地域等における教育環境の整備・充実

【内閣府、復興庁、こども家庭庁、総務省、
文部科学省、厚生労働省】

(1) 避難指示解除等に伴う学校再開への支援

東日本大震災・原子力発電所事故から 12 年が経過した今もなお、双葉町の小中学校が、いまだ避難先での学校運営を余儀なくされており、地元での学校再開に向け、中長期的な支援が必要である。

また、開校に至った市町村においても、住民の帰還が十分に進まない中、教育活動の更なる充実に腐心している。いずれの市町村でも、児童生徒の安心・安全や、ふるさとに根ざした魅力ある学校教育は、将来を担う子どもたちはもとより、住民の帰還促進や、魅力ある地域の創造に不可欠である。

当県では「福島県学校再開支援チーム」を設置し、きめ細かな支援を行っているところであるが、国においても避難地域 12 市町村に対するハード面・ソフト面への力強い支援を、引き続き行うこと。

- ① 子どもたちが通いたい、また、保護者が通わせたいと思えるような、魅力ある持続可能な学校づくりを実現させるとともに、避難地域 12 市町村における地域の特色を活かした魅力的な教育プログラムを開発するための経費について、引き続き予算を確保すること。
- ② 帰還・再開後の通園・通学のためのスクールバスについて、市町村の需要に応じて、十分な予算を確保すること。
- ③ 令和 6 年度中に双葉地区での学校再開を予定している県立特別支援学校について、現在、いわき市で教育活動を行っているサテライト校への支援を継続するとともに、双葉地区への帰還のため、原子力発電所事故により新築せざるを得ない学校整備に当たっては、新校舎への移転に伴う備品の整備・搬入等や仮設校舎で不要となる備品処分に関する費用を始め、被災地域の実情に応じて必要な支援を行うこと。

(2) ふたば未来学園中学校・高等学校への支援

福島県の教育復興のシンボルである「ふたば未来学園」について、生徒が引き続き安心して学ぶことができるよう、寄宿舎の運営など、生徒の教育・生活環境整備への支援を継続すること。

また、生徒たちが高い志や目的意識を持つなど、教育上の成果もでてきていることから、福島ならではの教育を軌道に乗せることができるよう、外部講師の招聘や連携中学校との交流、グローバル探究や大学と連携した先進的なカリキュラム開発など魅力ある教育活動への支援を継続すること。

(3) 継続的な教職員の加配措置

いまだ多くの児童生徒が県内外で避難生活を送っていることに加え、帰還しての学校再開、不登校児童生徒の増加など、震災・原子力発電所事故に起因する課題が継続している。

心のケアや学習指導等のきめ細かな教育支援など、魅力ある教育環境づくりが必要であるため、教職員の加配を継続すること。

(4) 教育相談体制の充実

避難生活の長期化等により不登校の児童生徒が増加するなど、生徒指導上の問題が多様化・深刻化していることから、「緊急スクールカウンセラー等活用事業」を継続するとともに、教員のカウンセリング技能の向上を図る取組や心のサポートに資する学習支援に対する予算を引き続き確保すること。

(5) 特別な支援が必要な児童生徒への支援の継続

復興途上の当県では、特に心のケアや学習支援が求められていることから、現在、地方財政措置されている特別支援教育支援員の十分な配置ができるよう、予算の確保・拡充を図ること。

150 福島イノベーション・コースト構想を支える教育・人材育成 【復興庁、総務省、文部科学省、経済産業省】

(1) 構想を支える教育・人材育成

本構想を牽引するトップリーダーや、農林水産業、工業、商業の各専門人材を育成する、より効果的な教育プログラムの開発を推進するため、学校が企業、研究機関・地域と連携を図るためのコーディネートや各校のプログラムの進捗支援のほか、学校間連携及び成果発表の場などを設定する予算や浜通りのみならず県内一円での構想の担い手となる人材の育成に向けた予算を引き続き確保すること。

また、構想を支える人材育成には、義務教育段階からの取組も重要であることから、理数教育、放射線教育、プログラミング教育及びふるさとへの理解を深める教育等を推進するための予算を確保すること。

加えて、全国の大学等の復興知を活用した浜通り地域等における教育研究活動について、引き続き、各大学等の活動を支援するとともに、地元の市町村や企業等との連携、ワークショップの開催等に必要となる予算を十分に確保すること。

(2) 福島国際研究教育機構との連携

本機構が地域に定着し、長期的に発展するためにも、未来を担う若者世代に対する人材育成の取組が重要である。復興をリードする地域人材の育成を推進するため、地元の小中学校・高校等を始めとする教育機関等と連携して連続的な人材育成に取り組むとともに、中期計画に基づく地域との対話による人材育成ニーズの把握等を通じて、地域における外国語教育や探究的な学びの充実など、研究開発のみにとどまらない地域の人材育成の推進に取り組むよう支援すること。

また、小中高校生向けの教育プログラムの開発等、地域の未来を担う若者世代の人材育成を推進するために必要な予算を十分に確保すること。

151 復興・再生に必要な福島ならではの教育に対する支援強化
【復興庁、総務省、文部科学省】

(1) 福島の復興・自然体験活動に係る取組等に必要な予算確保

子どもたちが、復興やコミュニティの再生等、地域の課題の解決に向けた探究型・体験型の学び、風評の払拭を始めとする課題をテーマとして国内外に発信・交流する活動等の社会体験・社会貢献活動、自然体験活動等を行うために必要な予算を確保すること。

(2) 児童生徒の体力向上や食育の充実に必要な予算確保

東日本大震災後に著しく低下した子どもの体力と増加した肥満傾向児の出現率は、全体的に改善傾向にあるものの、いまだ肥満傾向児の出現率の全国との差は、震災前の水準まで回復していないことから、運動習慣や食習慣を自ら改善するための健康マネジメント力を育む事業の継続的な実施が可能となるよう、必要な予算を確保すること。

(3) 児童生徒の学習支援によるコミュニティ復興支援事業の
継続

東日本大震災により新たに生じた住民同士の絆を深化することや、避難指示解除等に伴い帰還した地域コミュニティを構築するため、学校、家庭、地域の連携による教育を推進する人材の育成や、仕組みを構築するための支援事業を実施できるよう、引き続き予算を確保すること。

(4) 被災児童生徒の就学機会の確保

東日本大震災により就学が困難になった児童生徒の教育を受ける機会を十分に確保するため、「被災児童生徒就学支援等事業」の就学援助事業及び奨学金事業については、第2期復興・創生期間以降も必要な予算を確保すること。

(5) 個別支援教育の推進

DVやネグレクト、ヤングケアラー等の自らの力だけでは解決が困難な課題を抱える児童生徒が増加している中、当県では、原発事故等の影響による心のケアを始め、特別な支援が必要な児童生徒への対応が継続的に求められていることから、標準法を改正し特別支援学級の編制基準の引き下げを行うなど、小・中・高できめ細かな教育が行えるよう、体制整備に向けた十分な支援を行うこと。

(6) 原子力発電所事故に伴う風評払拭・風化防止に関する教育

全国の児童生徒及び国民が放射線等に係る正しい知識を持ち、当県の現状を正しく理解することができるよう、国や当県が作成した放射線教材の使用についても指導助言を行うなど、正しい情報発信・放射線教育のための継続的な支援を行うこと。

また、当県が作成した「ふくしま道德教育資料集」等を活用し、風評やいじめ、差別等を防止する教育を推進すること。

152 学校給食の放射性物質検査の継続

【総務省、復興庁】

児童生徒や保護者の学校給食に対する不安がいまだ払拭されていないことから、学校給食用食材の放射性物質検査に係る全ての経費について財源措置を継続すること。

また、放射性物質検査に使用する検査機器についても、使用を開始してから10年以上経過していることから、検査機器の修繕、更新等に必要な予算を確保すること。

153 被災した文化財と復興事業に伴う埋蔵文化財調査への支援 【復興庁、総務省、文部科学省、文化庁】

(1) 復興事業に伴う埋蔵文化財調査の支援の継続

復興事業に伴う埋蔵文化財保護のための調査について、十分な財源を継続して確保すること。

さらに、復興事業増加に比例し増加する埋蔵文化財調査に対応可能な専門職員について、全国的な自治体間派遣を斡旋する等の支援を継続して行うこと。

(2) 被災した博物館資料の管理保管に関する予算措置

東日本大震災及び原子力発電所事故により搬出された博物館資料の修理及び仮保管施設で管理保管を継続することが必要である。

特に、大熊町・双葉町については、文化財の管理保管に係る整備等を行う状況に至っていないため、町への返還が可能となるまで、継続的な予算措置を講じること。